

台湾における日本産食品の輸入規制強化にとも なう日本産果実の流通への影響に係る調査

2016 年 3 月

(公財)中央果実協会

[JAPAN FRUIT ASSOCIATION]

無断転載を禁じます

本書の内容について、ご質問やお気づきの点がありましたら、
下記あてにご連絡下さるようお願いいたします。

公益財団法人 中央果実協会 情報部

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル

【電 話】 03-3586-1381 (代)

【F A X】 03-5570-1852

は し が き

台湾は日本産生鮮果実が輸出可能な貴重な輸出市場であり、現在も台湾内の市場には多くの日本産果実が流通している状況にあります。従来より、日本産果実については、形状及び品質が優れているとの評価の下、高級果実として贈答用を中心に輸入が行われてきましたが、一方で、台湾産のぶどう・柿、韓国産のなしを代表として台湾及び他国の果実の品質向上も著しく、日本産果実の優位性は以前ほどではないとされています。

また、東日本大震災に伴う原子力災害の発生を受け、台湾は福島県等5県の全ての食品を輸入停止とするとともに、平成27年4月15日付け公告により新たに日本産食品に対する産地証明書類及び放射性物質検査証明書類の添付義務を課していますが、これらの影響を把握し、適切な対応を取ることが必要となっております。

この他、農薬のポジティブリスト制が世界的に広がる中、農産品の輸出入に当たっては輸出入国双方の農薬の残留基準が問題となりますが、昨年度においても日本産果実が台湾の輸入時に農薬残留基準違反として輸入できないとされた事例が多く見られるなど、日本よりも厳格な基準等を採用している台湾の農薬制度に引き続きどのように対応していくかが重要となっております。

このため、今後の日本産果実の輸出促進ないし維持に向けて、改めて現状の課題を整理し、今後の方策検討に資する知見の蓄積を行うものとししました。

以上のことから、台北、台中、高雄圏を中心とする小売店、輸入業者へ、現時点と将来的な主要需要期と産地の出荷時期に合わせてヒアリング等を行い、日本産果実及びその他国産の取扱状況（輸入量、品目、価格等）を調査するとともに、食品安全政策や農薬の使用範囲の基準、輸入時検査の実施基準、マンゴー輸出政策をめぐる台湾当局の動き等を調査しました。

この調査は、財団法人交流協会に委託して行ったものであり、本調査に御尽力いただきました方々に、深く感謝申し上げます。

本調査結果が、様々な場面で活用され、今後我が国果樹産業の国際化対策の推進等において少しでもお役に立てれば幸いです。

2016年3月

公益財団法人 中央果実協会
理事長 弦間 洋

目 次

I. 目的	1
II. 台湾の農林水産業の概況	2
III. 果実の流通・消費状況	10
IV. 台湾における日本産果実等の輸入をめぐる状況等（規制措置関係）	16
V. 2015 年の台湾における日本産果実等の流通状況及び課題について	23
（参考 1）台湾の果実の流通状況（台北市果菜市场）	40
（参考 2）2015 年 4 月 15 日付け日本産食品に対する輸入規制強化に係る公告 （衛生福利部）	51
（参考 3）食品安全政策（衛生福利部）	52
（参考 4）農薬田间試験準則（使用範囲の規程）（行政院農業委員会）	83
（参考 5）輸入時検査の実施基準概要（交流協会まとめ）	120
（参考 6）台湾のマンゴー輸出政策（行政院農業委員会）	122
（参考 5）主要都市における販売価格	135

I. 目的

台湾は日本産生鮮果実が輸出可能な貴重な輸出市場であり、現在も台湾内の市場には多くの日本産果実が流通している状況にある。従来より、日本産果実については、形状及び品質が優れているとの評価の下、高級果実として贈答用を中心に輸入が行われてきたが、一方で、台湾産のぶどう・柿、韓国産のなしを代表として台湾及び他国の果実の品質向上も著しく、日本産果実の優位性は以前ほどではないとされている。

また、東日本大震災に伴う原子力災害の発生を受け、台湾は福島県等5県の全ての食品を輸入停止とするとともに、2015年5月15日より新たに日本産食品に対する産地証明書類及び放射性物質検査証明書類の添付義務を課したことから、これらの影響を把握し、適切な対応を取ることが必要である。

この他、農薬のポジティブリスト制が世界的に広がる中、農産品の輸出入に当たっては輸出入国双方の農薬の残留基準が問題となるが、昨年度においても日本産果実が台湾の輸入時に農薬残留基準違反として輸入できないとされた事例が多く見られるなど、日本よりも厳格な基準等を採用している台湾の農薬制度に引き続きどのように対応していくかが重要となっている。

このため、今後の日本産果実の輸入促進ないし維持に向けて、改めて現状の課題を整理し、今後の方策検討に資する知見の蓄積を行うものとする。

Ⅱ. 台湾の農林水産業の概況

1. 台湾の地勢・人口・都市

(1) 地勢

台湾は台湾本島(付属島嶼 21)と澎湖列島(付属島嶼 63)の大小 86 の島嶼、金門島、馬祖島から構成され、総面積 36,000 平方キロ(九州よりやや小さい)、南北の長さが 386 キロ、東西の最も広いところが 144 キロである。

台湾本島は南北に長く、中央山脈が縦に貫き東西を二分している。東部海岸線は断崖絶壁の奇勝に富み、西部は豊かな平野が続いており、都市部は主に西部に集中している。山地は全島面積の 3 分の 2 を占め、3,000m 以上の山が 133 ある(最高峰は玉山:3,952 m)。

(2) 人口

総人口は約 2,337 万人、最も人口の多い都市は台北市を取り巻く新北市で約 397 万人、次いで高雄市の約 278 万人、次いで台中市 274 万人となっている。人口密度は 649 人・平方キロメートルと、人口 1,000 万人以上の国の中で第 2 位と高く、最も人口密度の高い都市は台北市で 9,951 人・平方キロメートルである(内政部統計、2015 年末現在)。人口構成は本省人として、閩南人(73.5%)、客家人(17.5%) 及びマレーポリネシア系先住民(1.5%)、と 7.5%の外省人といわれている。

(3) 都市

中央直轄市として、台北市、高雄市、新北市、桃園市、台中市、台南市があり、人口の約 6 割強が集中している。主要都市として、基隆市、新竹市、嘉義市、花蓮市、台東市等がある。



2. 台湾の経済概況

近年、台湾は工業・貿易の推進により、飛躍的な経済発展を遂げ、東アジアの中において経済振興地域としての重要な位置を占めている。他方、世界経済の減速の影響を受け、経済の失速が懸念されており、行政院主計総処は 2014 年の実質 GDP 成長率を 3.74%、2015 年を 3.78%と予測したが、中国大陆の経済の影響等も背景として成長率は下方修正されている状況にある。GDP 成長率は 2012 年の 1.5%を底に回復しつつあるが、回復のスピードは緩やかであり、台湾経済は輸出に牽引されており、特に中国大陆との貿易の重要性が高まっていることから、引き続き、兩岸関係の発展のあり方も含めて、2016 年 5 月 20 日以降政権党となる民主進歩党の経済政策が注目される。

表 1 経済成長及び国民所得

	経済成長 (%)	人口 (人)	GDP(百万 米ドル)	GNP(百万 米ドル)	国民所得 (百万米ドル)	平均個人所得 (米ドル)
1960	6.87	10,667,705	1,753	1,752	1,658	155
1970	10.60	14,582,944	5,735	5,724	5,384	369
1980	7.32	17,704,538	42,221	42,162	38,058	2,150
1990	6.87	20,278,946	164,747	169,110	154,573	7,622
2000	5.80	22,184,530	326,205	330,674	295,038	13,299
2005	4.70	22,729,753	364,832	373,870	327,581	14,412
2006	5.44	22,823,455	376,375	385,957	336,050	14,724
2007	5.98	22,917,444	393,134	403,267	348,166	15,192
2008	0.73	22,997,696	402,132	410,108	349,424	15,194
2009	-1.81	23,078,402	377,529	390,051	328,971	14,225
2010	10.76	23,140,948	428,186	441,761	381,606	16,491
2011	4.19	23,193,518	465,187	478,366	411,862	17,758
2012	1.48	23,315,822	475,257	490,590	—	—
2013	2.23	23,373,517	511,293	525,570	—	—
2014(予測)	3.74	23,433,753	529,515	547,262	—	—

出所：行政院主計総処(2015/2/16 時点)

3. 台湾経済に占める農業の地位

GDPへの貢献度では、第三次産業が 64.0%、次いで第二次産業が 34.1%であり、第一次産業は 1.9%にとどまっている(表 2)。一方、台湾の総面積約 3 万 6,000 平方キロメートルのうち、平地は 27%、山地は 73%であるが、全土の半分以上が第一次産業の農林水産業に使用されている。耕地面積は約 80 万ヘクタールで、全土の約4分の1を占めており、40 万ヘクタールが水田であり、40 万ヘクタールが畑地である。

台湾農業は豊富な雨量、温暖な気候等の恵まれた自然条件下で、水利施設や土地基

盤の整備等について進展しており、多毛栽培が行われ、土地が高度に利用されているが、近年は米の生産が過剰となっており、米に替わる作物の検討及びその定着が重要な課題となっている。

表 2 産業別生産額

単位：十億元、%

	1975		1985		1995		2005		2,008	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
総生産額(GDP)	598		2,517		7,278		11,740		12,481	
第一次産業	75	12.5	142	5.7	243	3.3	196	1.7	215	1.7
第二次産業	231	38.7	1,107	44.0	2,420	33.1	3,676	31.3	3,590	28.9
第三次産業	292	48.9	1,278	50.8	4,639	63.5	7,889	67.1	8,607	69.3

	2010		2011		2012		2013		2014	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
総生産額(GDP)	13,552		13,709		14,077		15,221		16,084	
第一次産業	224	1.6	249	1.8	249	1.8	256	1.7	296	1.9
第二次産業	4,232	31.2	4,148	30.3	4,078	29.0	4,995	33.2	5,371	34.1
第三次産業	9,196	67.9	9,481	69.2	9,697	68.9	9,795	65.1	10,090	64.0

出所：行政院農業委員会「農業統計年報」

4. 農林水産就業人口

工商業の発展により、農村の労働力が工商業に移行しており、農林水産従業人口は減少傾向で推移している(表 3)。

表 3 農林水産業就業人口と総就業人口

単位：千人

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
総就業人口(A)	10,111	10,294	10,403	10,279	10,493	10,709	10,860	10,967	11,079
うち農林水産業(B)	555	543	535	543	550	542	544	544	548
B/A	5.5%	5.3%	5.1%	5.3%	5.2%	5.1%	5.0%	5.0%	5.0%

出所：行政院主計処、行政院農業委員会「農業統計年報」

農家総所得における農家所得の割合は近年大きな変化はないものの、世帯当たりの農家総所得、農業所得は 20%前後にとどまっており、農林水産業就業者減少傾向に影響しているものと考えられる(表 4)。

また、兼業農家は全体の 8 割となっている。

表 4 農家総所得と農業所得(世帯当たり)

単位: 千 NT\$

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
世帯当たり農家総所得(A)	941	937	918	873	885	934	996	985	1,023
世帯当たり農業所得(B)	195	181	197	182	182	184	216	214	225
B/A	21%	19%	21%	21%	21%	20%	22%	22%	22%
1人当たり農家所得	246	256	247	240	248	260	280	284	295

出所: 行政院農業委員会「農業統計年報」

5. 総輸出入額に占める農林水産物の割合

台湾は、過去、米、砂糖を多く輸出しており、農産物の輸出が輸入を上回っていた。しかし、1974 年に農産物の輸入は輸出を上回るようになった。2014 年の台湾の食料自給率はカロリーベースで 34.1%、価格ベースで 68.4%となっている。

総輸出額に占める農林水産物の割合は、1965 年以前は 50%以上、81 年までは 10%台、その後徐々に下降し、2005 年以降 2.0%を切っているが、現在は横ばい傾向にある。

また、2014 年の農林水産物の輸入額は、約 156 億ドルであり、総輸入額の約 6%が農林水産品である(表 5)。農林水産物の輸入額に占める割合は、米国が 2 割程度を占め、米国からの穀物が大きな割合を占めている。

表 5 総輸出入額に占める農林水産物の割合

単位: 百万ドル

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
総輸出額(A)	243,803	193,805	261,554	291,878	284,186	287,961	296,038
うち農林水産物(B)	3,850	3,208	4,021	4,668	5,087	5,079	5,265
B/A	1.6%	1.7%	1.5%	1.6%	1.8%	1.8%	1.8%
総輸入額(C)	239,453	173,544	250,544	280,553	269,592	269,064	273,217
うち農林水産物(D)	12,121	10,046	12,760	14,842	14,672	14,783	15,600
D/C	5.1%	5.8%	5.1%	5.3%	5.4%	5.5%	5.7%

出所: 行政院農業委員会「農産貿易統計要覧」

6. 台湾農林水産業に占める果樹農業の地位

台湾の気候は、亜熱帯から熱帯に当たり、かつ高山は比較的冷涼な気候であるため、熱帯果実から温帯果実まで様々な果実が生産されている。また、農林水産業の総生産額に占める農業生産の割合は 47%となっており、農業生産額に占める果樹の割合は 39%である(表 6)。

台湾当局は果実の輸出に意欲的に取り組んでおり、バナナのほか、マンゴー、ライチ、ブドウ等が多く輸出されており、近年は東南アジアへの輸出強化に目を向けている。

表 6 2014 年農業生産額に占める果実の割合

単位：百万 NT\$、%

	農業					
	計	稲	特用作物	野菜	果実	花卉
生産額	246,982	41,479	12,802	59,954	96,952	16,644
%	100%	17%	5%	24%	39%	7%

	農林水産総額	農業	林業	畜産	漁業
生産額	520,958	246,982	382	168,633	104,962
%	100.0%	47%	0.1%	32%	20%

出所：行政院農業委員会「農業統計年報」

7. 食料自給率

2014 年のカロリーベースの食料自給率は 34.1%であり、最近 10 年間は 30%台前半で横ばい傾向にある(表 7)。食料安全保障の強化の観点から、2011 年 5 月に農業委員会主催の下、「全国食料安全保障会合」が開催され、政策目標として食料自給率を設定し、国内生産構造の調整及び農地・水資源を有効活用することで 2020 年のカロリーベース食料自給率を 40%とする目標が設定されているが、米離れを代表する食生活の変化により、自給率の向上は伸び悩んでいる。

表 7 食料自給率(2014 年)

単位: %

品目別		カロリーベース	価格ベース
総合自給率		34.1	68.4
穀類		29.9	44.4
	コメ	107.9	107.9
	小麦	0.1	0.1
	トウモロコシ	2.5	2.5
いも類		26.5	33.3
	じゃがいも	20.8	20.8
油糧種子類		4.0	7.3
	大豆	0.1	0.1
野菜類		91.2	84.4
果実類		87.7	86.0
肉類		78.3	62.8
魚介類		172.4	124.9
乳製品類		31.4	31.4

出所: 行政院農業委員会「糧食供需年報」

8. 台湾における果実の生産量及び収穫面積

台湾における主要な果実の生産量、及び収穫面積は表 8、表 9 のとおり。

表 8 台湾における果実の生産量

単位 : t

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
果実計	2,654,025	2,577,568	2,467,482	2,690,365	2,797,734	2,668,055	2,675,642	2,705,268
パイナップル	476,811	452,060	434,769	420,172	401,367	392,211	413,465	456,243
バナナ	241,729	207,702	172,550	287,895	305,740	295,265	291,292	299,900
リュウデイン	192,910	254,125	231,549	185,289	178,829	162,345	160,496	162,533
マンゴー	215,292	176,716	140,290	135,293	169,380	167,247	215,168	152,932
グアバ	131,703	141,065	135,303	167,009	168,848	181,178	182,479	168,392
パパイヤ	92,914	94,359	82,878	129,322	151,183	132,763	118,822	115,780
梨	150,429	138,381	153,450	174,858	150,013	137,911	109,105	134,549
ポンカン	89,727	100,689	98,179	102,341	142,369	135,796	133,253	137,136
龍眼	108,612	101,909	82,602	100,436	112,156	94,391	90,975	101,668
ブドウ	90,081	84,656	98,091	102,831	107,280	99,967	97,256	82,199
ライチ	99,721	79,565	95,440	89,440	90,471	81,143	93,221	93,078
柿	32,962	33,899	37,032	58,401	90,100	81,894	63,694	72,764
レンブ	82,223	63,902	43,693	59,675	78,109	99,967	99,526	82,390
シャカトウ	78,830	67,749	70,370	64,243	59,739	49,864	52,612	55,938
ブンタン	63,711	68,061	70,150	88,100	69,668	70,465	62,187	65,974
梅	37,834	35,812	46,890	49,695	42,010	31,880	30,706	34,709
桃	28,435	29,329	28,838	28,348	29,719	29,130	27,156	28,677
スターフルーツ	20,196	19,038	16,941	15,727	15,975	13,937	12,976	12,030
リンゴ	5,953	4,163	3,645	2,186	1,667	1,519	1,292	1,507

(参考)

スイカ	220,773	203,275	217,619	225,925	246,643	243,067	212,690	211,330
カンタルー メロン	50,702	48,423	40,421	41,156	44,459	37,136	42,763	42,498
マスクメロン	31,481	24,057	26,147	27,726	33,390	29,142	27,194	27,056
イチゴ	6,096	6,106	5,290	5,473	7,348	7,951	8,732	9,036

出所：行政院農業委員会「農業統計年報」

表 9 台湾における果実の収穫面積

単位: ha

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
果実計	207,178	205,171	199,789	195,055	190,155	185,907	184,351	181,005
マンゴー	17,836	17,663	16,637	16,437	16,487	16,087	16,352	14,833
バナナ	11,176	11,106	11,424	13,453	13,257	12,947	13,042	13,291
龍眼	11,715	11,565	11,479	11,864	11,670	11,572	11,477	11,417
ライチ	11,693	11,678	11,618	11,599	11,623	11,562	11,333	11,079
パイナップル	11,372	10,613	10,051	9,027	8,264	8,192	8,658	8,950
グアバ	6,913	6,813	6,970	7,056	6,727	6,882	7,082	7,045
梨	8,098	8,144	8,039	7,024	6,555	5,854	5,770	5,562
ポンカン	6,782	6,739	6,562	6,273	6,096	6,045	6,034	5,836
リュウデイン	9,648	9,578	7,068	6,289	5,904	5,597	5,619	5,378
シャカトウ	5,711	5,948	5,840	5,836	5,712	5,579	5,158	5,180
梅	6,660	6,483	7,349	6,425	5,689	4,483	4,064	4,256
レンブ	6,736	6,149	5,880	5,446	5,259	5,139	4,978	4,602
柿	3,676	3,869	3,930	4,963	5,052	5,137	5,086	5,263
ブント	5,391	5,469	5,346	5,234	4,280	4,275	4,171	4,159
ブドウ	3,266	3,232	3,196	3,137	3,054	3,041	2,912	2,901
桃	2,630	2,686	2,483	2,359	2,345	2,319	2,300	2,286
パパイヤ	2,686	2,826	2,910	3,149	3,121	2,844	2,469	2,295
スターフルーツ	1,423	1,357	1,281	1,209	1,167	1,120	1,050	980
リンゴ	568	466	436	231	175	169	175	174

(参考)

スイカ	13,483	12,456	11,799	11,604	11,693	11,871	10,748	10,545
カンターループ メロン	3,765	3,886	3,067	3,097	3,184	2,767	3,067	2,999
マスクメロン	2,505	1,988	2,073	2,120	2,433	2,080	2,078	1,927
イチゴ	591	561	550	550	504	575	535	497

出所: 行政院農業委員会「農業統計年報」

Ⅲ. 果実の流通・消費状況

1. 台湾における果実貿易の現状

(1) 輸出

台湾の果実の輸出量は、バナナ、マンゴー、レイシといった熱帯果実の輸出が多く(表10)、輸出先は、従来は日本への輸出が最も多かったが、近年減少傾向にあり、代わって中国大陆への輸出が急増しており、2012 年からは中国大陆への輸出量が最も多くなり、2013 年は 2012 年の倍近い量へ飛躍的に増加、2014 年も大幅に伸びており、輸出相手先として中国大陆の存在が高まっている。また、近年、東南アジア諸国への輸出促進を進めており、ぶどうについてはシンガポール等への輸出に力を入れている。

表 10 品目別果実輸出量

単位:t

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
果実計	35,577	41,061	26,205	30,952	37,487	39,440	37,041	46,295	49,374
バナナ	16,326	19,433	9,154	8,885	11,302	10,284	9,161	7,147	4,167
マンゴー	2,703	4,838	3,307	4,539	4,699	4,382	2,357	6,266	6,438
レイシ	1,354	1,836	1,005	1,340	1,106	1,078	615	897	1,178
オレンジ類	218	1,773	1,515	2,016	2,006	1,865	1,192	1,181	979
梅	871	738	665	471	244	241	171	123	50
パイナップル	584	681	845	1,784	2,118	2,955	4,276	4,890	9,022
ブドウ	42	69	27	72	169	226	300	257	295

出所: 行政院農業委員会「農産貿易統計要覧」

表 11 国別果実輸出量

単位:t

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
総計	35,577	41,061	26,205	30,952	37,487	39,440	37,041	46,295	49,394
日本	17,683	21,033	11,241	11,186	11,993	10,950	10,499	8,898	5,968
香港	9,690	8,454	5,973	7,895	8,793	10,141	7,650	4,947	4,861
カナダ	1,881	2,829	2,250	2,239	2,339	2,343	2,365	3,165	2,375
シンガポール	1,573	2,530	1,660	1,996	2,044	2,174	1,527	2,919	2,520
中国大陆	1,415	2,290	2,310	5,263	9,287	10,629	13,154	24,060	31,052
米国	1,993	2,063	1,224	1,108	1,337	1,255	842	1,003	1,158
大韓民国	159	1,052	603	519	612	526	417	761	927
フィリピン	918	242	396	244	376	283	123	14	36
マレーシア	119	153	250	176	275	367	159	336	176
インドネシア	15	144	94	90	147	447	155	35	202

出所: 行政院農業委員会「農産貿易統計要覧」

(2) 輸入

台湾においては、熱帯・亜熱帯果実の栽培に適した気象条件を背景に、果実の自給率は 9 割弱と高い水準を維持しており、栽培が困難な温帯果実を中心に一部輸入が行われている。輸入量については、リンゴの輸入量が最も多く、米国が量、額ともに最も大きい。チリからの輸入も増加している。次いで輸入が多い品目はキウイ、ももとなっている(表 12)。

表 12 品目別果実輸入量

①リンゴ

年	輸入量 (t)	輸入額 (千 US\$)	主な相手国 (t)
2008	132,150	142,095	米国(46,710)、チリ(35,288)、日本(23,153)
2009	122,991	124,646	米国(44,630)、チリ(31,683)、日本(19,675)
2010	135,640	151,356	チリ(51,037)、米国(40,439)、日本(18,514)
2011	136,698	144,709	米国(50,425)、チリ(46,432)、NZ(17,656)
2012	134,403	163,870	米国(63,451)、チリ(44,793)、NZ(12,048)
2013	144,127	203,930	米国(58,961)、チリ(52,307)、日本(16,324)
2014	157,878	245,154	米国(58,892)、チリ(52,494)、NZ(20,146)

出所：行政院農業委員会「農産貿易統計要覧」(以下同じ)

②キウイ

年	輸入量 (t)	輸入額 (千 US\$)	主な相手国 (t)
2008	21,903	28,498	NZ(18,062)、イタリア(1,504)、フランス(1,424)
2009	24,548	30,586	NZ(19,387)、イタリア(2,060)、フランス(1,951)
2010	26,550	36,122	NZ(19,555)、イタリア(3,496)、フランス(2,934)
2011	29,639	49,052	NZ(23,575)、イタリア(2,684)、フランス(2,451)
2012	35,763	71,274	NZ(30,010)、イタリア(2,107)、チリ(1,692)
2013	30,250	61,670	NZ(21,330)、フランス(3,617)、イタリア(3,339)
2014	31,697	86,843	NZ(72,339)、イタリア(7,139)、フランス(4,045)

③もも

年	輸入量 (t)	輸入額 (千 US\$)	主な相手国 (t)
2008	33,875	49,681	米国(30,352)、チリ(3,044)、日本(406)
2009	24,312	42,626	米国(19,571)、チリ(4,380)、日本(304)
2010	26,628	44,797	米国(21,952)、チリ(4,395)、日本(251)
2011	21,664	37,948	米国(17,258)、チリ(4,002)、豪州(284)
2012	18,629	40,718	米国(14,101)、チリ(4,177)、日本(186)
2013	21,553	48,271	米国(16,421)、チリ(4,634)、豪州(259)
2014	12,982	36,989	米国(11,270)、チリ(1,362)、日本(330)

④ブドウ

年	輸入量 (t)	輸入額 (千 US\$)	主な相手国 (t)
2008	21,660	36,070	米国(11,911)、チリ(5,946)、南ア(1,276)
2009	20,311	33,550	米国(10,422)、チリ(6,141)、南ア(1,789)
2010	14,938	28,835	米国(7,911)、チリ(4,034)、南ア(1,758)
2011	14,391	23,912	米国(6,709)、チリ(4,872)、南ア(1,197)
2012	17,195	37,824	米国(9,686)、チリ(3,872)、南ア(1,648)
2013	20,999	49,495	米国(13,430)、チリ(3,778)、ペルー(1,507)
2014	24,082	58,055	米国(27,851)、チリ(13,833)、ペルー(7,321)

⑤なし

年	輸入量 (t)	輸入額 (千 US\$)	主な相手国 (t)
2008	11,469	15,421	韓国(9,052)、米国(1,547)、日本(571)
2009	12,256	15,090	韓国(9,650)、米国(1,716)、日本(604)
2010	11,516	15,879	韓国(9,269)、米国(1,615)、NZ(396)
2011	11,798	14,982	韓国(8,857)、米国(2,274)、NZ(399)
2012	10,222	15,608	韓国(7,316)、米国(1,611)、日本(664)
2013	10,953	20,246	韓国(8,314)、米国(1,410)、NZ(594)
2014	12,825	22,776	韓国(9,609)、米国(2,061)、NZ(726)

⑥オレンジ類

年	輸入量 (t)	輸入額 (千 US\$)	主な相手国 (t)
2008	11,510	6,154	米国(9,174)、南ア(1,916)、豪州(337)
2009	10,324	5,501	米国(7,512)、南ア(1,667)、豪州(1,074)
2010	9,097	5,104	米国(7,330)、南ア(1,656)、豪州(42)
2011	9,673	5,154	米国(8,635)、南ア(572)、豪州(452)
2012	14,080	10,123	米国(8,575)、南ア(4,433)、豪州(1,070)
2013	13,049	9,394	米国(11,193)、南ア(1,382)、豪州(471)
2014	10,307	9,802	米国(8,836)、南ア(862)、豪州(603)

⑦チェリー

年	輸入量 (t)	輸入額 (千 US\$)	主な相手国 (t)
2008	10,438	61,399	米国(5,339)、チリ(3,533)、NZ(668)
2009	10,127	63,466	米国(7,817)、チリ(2,415)、カナダ(975)
2010	8,769	56,459	米国(4,735)、チリ(2,210)、カナダ(829)
2011	12,058	80,969	米国(6,921)、チリ(3,157)、カナダ(1,058)
2012	14,984	87,556	米国(9,718)、チリ(3,125)、カナダ(1,226)
2013	8,616	68,818	米国(4,401)、チリ(2,183)、カナダ(855)
2014	11,744	92,646	米国(6,581)、チリ(3,430)、カナダ(651)

表 13 国別果実輸入量

単位:t

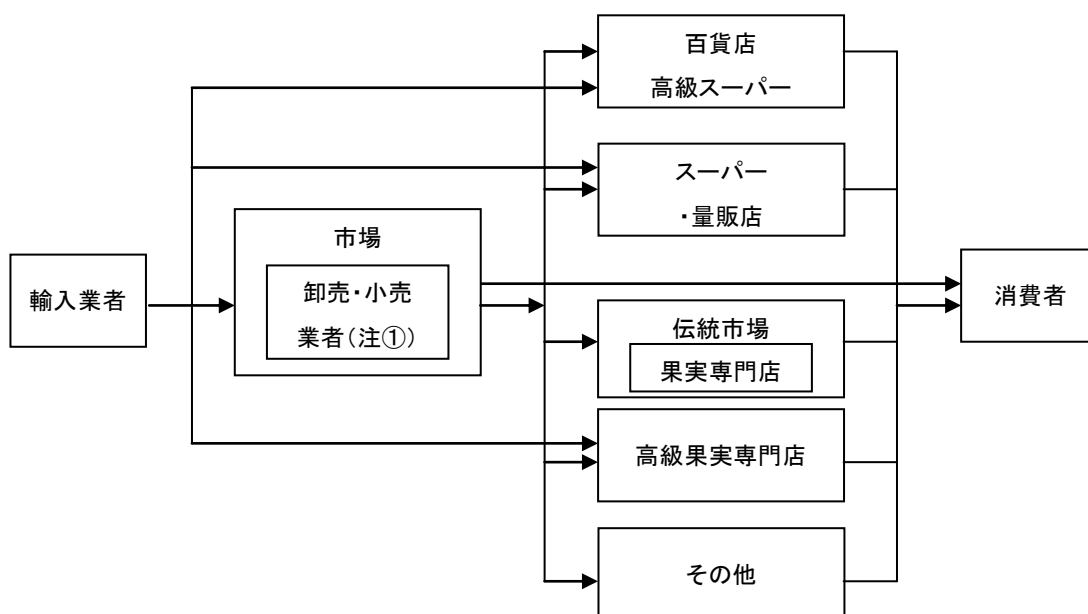
	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
総計	405,970	347,686	336,375	345,503	310,736	318,284	320,141	331,096	300,130	296,599
米国	156,559	124,868	121,157	128,449	110,982	109,911	118,821	129,800	119,720	107,752
チリ	51,016	58,186	48,227	50,972	48,017	64,717	62,454	61,174	68,327	65,376
NZ	40,546	29,214	33,713	38,623	36,812	36,161	42,427	43,348	31,288	44,533
タイ	43,912	35,710	28,473	24,652	20,554	18,267	20,649	21,274	16,229	15,421
中国大陸	28,802	28,067	27,003	25,048	24,291	22,261	20,393	21,649	10,323	2,005
日本	16,989	19,198	25,847	24,699	21,077	19,568	16,171	10,427	17,756	21,051
ベトナム	18,231	16,974	17,352	16,060	4,891	2,929	2,926	3,525	450	146
大韓民国	12,029	11,151	10,691	12,775	17,219	16,207	11,756	8,883	10,012	10,645
南アフリカ	11,943	5,418	8,786	7,566	8,994	7,971	6,187	13,830	13,876	9,883
豪州	12,518	5,726	3,147	4,153	6,034	3,298	2,687	3,847	2,826	3,695

出所: 行政院農業委員会「農産貿易統計要覧」

2. 台湾における輸入果実の流通状況

台湾における日本産のリンゴ、ナシ、モモ、ブドウ等の輸入果実の一般的な流通経路の概念図を図 1 に示す。日本産のリンゴ、ナシのような一定時期に扱い数量が多い果実は、専門の輸入業者から市場を通じて各小売業者に流通する場合が多く、販売品目は専門の輸入業者の意向を反映したものとなりやすい。もも、ブドウ等の数量が比較的小さい果実は、百貨店や高級果実店と提携している仲卸業者が自ら直接輸入業を兼ねている場合がある。後者の場合には、比較的日本産果実の取り扱い品目が多い傾向があり、産地（農協）と自ら取引を相談して購入する品目を決定している業者も見られる。

図 1 果実輸入流通のイメージ

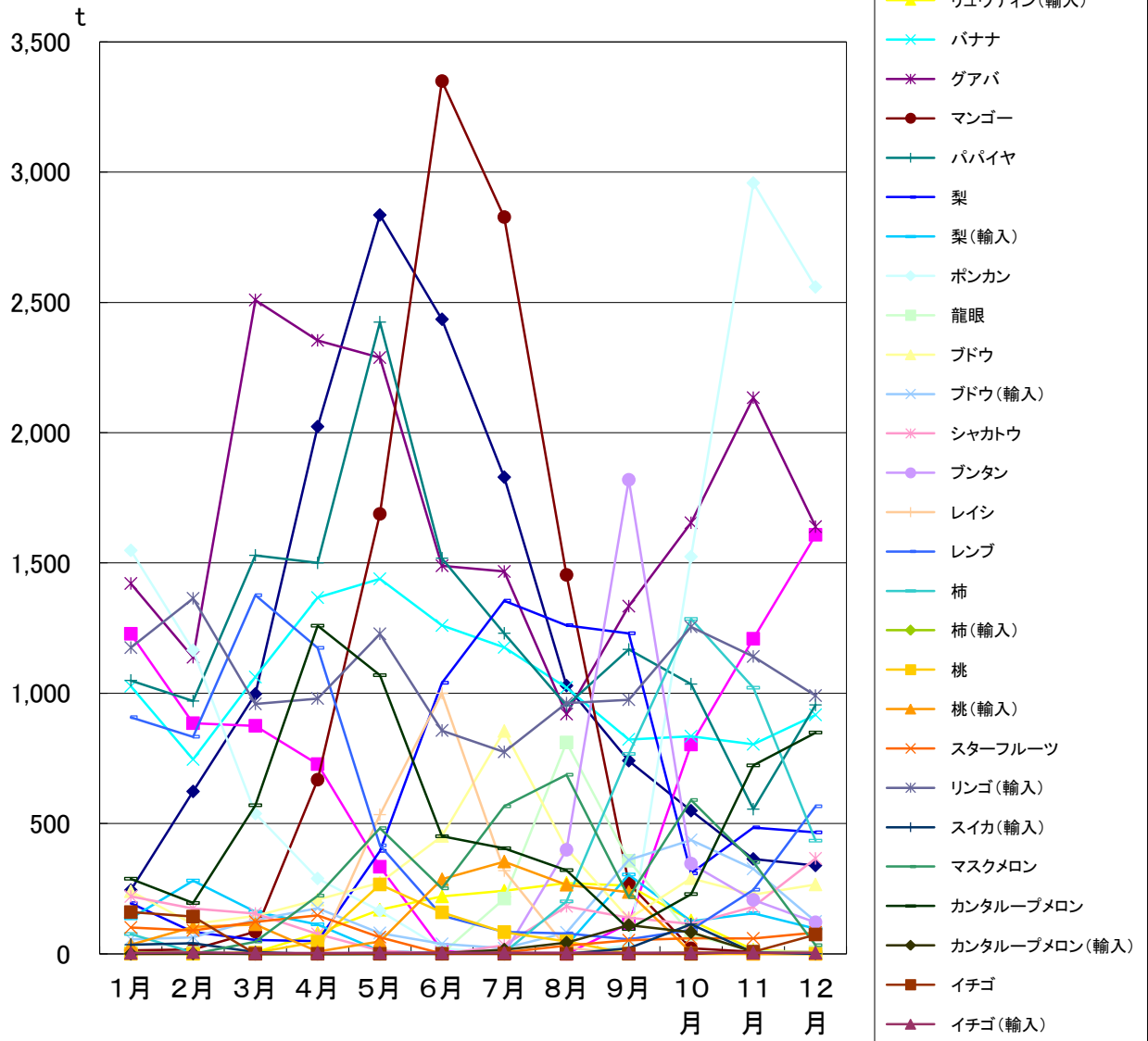


(出所)関係者ヒアリングを通じて交流協会作成

3. 市場取引量

台北市第一果菜市場及び第二果菜市場における取引量をグラフにまとめた(図 2)。果実毎の取引量及び取引価格は、別添の参考1のとおり。

図2 2015年台北市果菜市場における各果物の月別流通状況



出所: 台北農産運銷株式会社統計資料

IV. 台湾における日本産果実等の輸入をめぐる状況等(規制措置関係)

1. 台湾当局による日本からの輸入果実等に対する原発事故関連の規制

(1) 東日本大震災発生後の日本産食品に対する規制措置

東日本大震災による福島第一原発事故の発生以降、日本産食品に対して、世界各国・地域において放射性物質に関する様々な輸入規制が導入された。一方で、世界的に見れば、最近では2014年1月にオーストラリアが、2015年5月にタイが日本産食品に対する輸入規制措置を撤廃、2014年以降もシンガポール、ブルネイが福島県も含めて輸入規制措置を緩和、米国、EUも規制緩和を継続するなど緩和の流れとなっており、2016年2月現在、規制を撤廃した国は16ヶ国、2015年中に規制を緩和した国は4ヶ国に上っている。しかしながら、台湾においては、震災発生当初から2015年5月まで規制措置の内容は変更されず、具体的には以下の輸入規制が行われてきた。

- i) 福島、茨城、群馬、栃木及び千葉県の全ての食品は、2011年3月26日以降に日本を出港したものは全て輸入停止
- ii) 上記5県以外の食品は、台湾への輸入時に放射性物質に関する検査が実施され、果物、野菜、水産物、海草類、乳製品、ミネラルウォーターなどの飲料水、ベビーフードの8大食品及び茶類は全ロット検査を実施
- iii) 上記5県以外の加工食品は、台湾への輸入時に放射性物質に関する検査が実施され、強化ロット検査を実施

(2) 日本産食品に対する規制強化

2015年3月、衛生福利部は、台湾に輸入が禁止されている福島等5県の加工食品が台湾に輸入され、流通していたとの発表を行い、報道各機関は「偽装ラベル事件」と称し、大きな取り扱いで報じた。一方で、該当するとされた多くの商品について、元の日本語ラベルは製造者の本社住所等を記載しており、台湾の流通向けにはこれを翻訳した中国語ラベルが貼付されていた。こうした製造者の本社住所等をもって製品の責任者を記載することは日台双方で認められることから、これが「偽装」であるかどうかの判別は本来困難であり、また、該当商品から放射性物質が検出されることはなかったものの、5県産食品が輸入されたという事実が大きくクローズアップされ、立法院においては規制強化の声が日に日に高まることとなった。

この結果、2015年4月15日に衛生福利部は日本産食品に対する以下の輸入規制強化を公告し(参考2)、従来の規制の継続に加えて5月15日から以下を内容とする規制強化を実施した。

- i) 福島等5県を除く42都道府県の全ての食品に対し、日本の政府或いは日本の政府が授権した機関等が発行した産地証明書の添付を義務付け

- ii) ①宮城、岩手、東京、愛媛において生産された水産物、②東京、静岡、愛知、大阪において生産された茶類産品、③宮城、埼玉、東京において生産された乳製品、乳幼児食品、キャンディー、ビスケット、穀類調整品は日本政府が指定する機関等の発行する放射性物質検査証明書の添付を義務付け

世界的な規制緩和の流れに反して規制強化が行われたことについては、①震災発生直後から立法院においては一部立法委員が日本産食品に対する規制強化、特に産地証明書、検査証明書の添付を強く求めていたこと、②一部立法委員からは韓国の日本産水産物に対する規制強化や中国大陸の規制等、厳しい規制事例と比較されることに加え、衛生当局の予算凍結等により規制強化への圧力がかかっていたこと、③台湾における食品安全に関しては、2013年～2014年までの間に、未承認加工澱粉の使用、食用油の偽装表示・未承認添加物の使用及び粗悪ラードの流通など大きな社会的関心を引き起こす食品安全問題が継続的に発生し、当局の対応が批判されるなど食品の安全に対する関心は極めて大きくなっており、科学的な議論をもって規制緩和の方向を支持する声が上がりにくい環境にあったこと、④さらには2016年1月には総統・立法委員の同時選挙が近づくなど政治的にも重要な時期に差し掛かっていたこと等が背景にある。いわゆる「偽装ラベル事件」はこうした状況の中で規制強化への引き金を引いたと言え、本問題は単純な食品安全問題ではなく、台湾の政治システムや社会背景が関係していると言える。

(3) 規制強化後における台湾の水際措置の現状

台湾が5月15日から実施した上記規制強化に対し、日本政府としては、「科学的根拠に基づかない一方的な措置であって極めて遺憾」とし、規制の撤廃・緩和を強く求めるとともに、新たに措置された産地証明書、検査証明書の発行には応じることができないとの立場を堅持した。こうした状況の下、台湾側は、国が発行する検疫証明書等に産地を記載することや、政府が法令によって設立に関与している組織、具体的には各地の商工会議所が発行した産地証明書についても認めるとの運用を実施した。このため、規制強化後、一時的に減少した日本産食品の輸出量は、その後回復に向かうこととなった。仮に政府が産地証明書等を発行することが必要となっていた場合、台湾向け日本産食品の輸出量が膨大であることを踏まえると、労力面の不足による大きな影響も想定されていたことから、全体として大きな混乱は避けられたと言える。

一方で、規制強化発表後から施行の間において、再び5県産食品が通関することを恐れる台湾側の水際検査官が、輸入業者に対して産地証明のための証明を詳細に求めたり、日本政府に対する証明を求めるなど、日台間に制度がない中での各種要求が行われたため、一時的に日本産食品の通関が滞る事例が見られた。また、医薬品等の工場が5県に立地するメーカーの食品(5県以外で製造されたもの)が長期間の輸入留め置きを受ける

等の混乱も見られ、こうした状況の解決に向けて随時日本側からの申し入れが行われた経緯がある。

台湾側は現在も規制強化に加え、水際での放射性物質検査を継続しており、これまでのところ不合格となった事例はない。また、最近において放射性物質が検出される事例が多いのは茶であるが、年々検出件数は低下している状況にある。

※ 台湾の水際における放射性物質検査結果(衛生福利部食品藥物管理署)：

<http://www.fda.gov.tw/TC/siteList.aspx?sid=2356>

(4) 市場関係者の見方

2015 年 5 月の規制強化後、日本産果実についても全て産地の都道府県を証明する産地証明書の添付が義務付けられることとなった。一方、果実の輸出には基本的に植物検疫証明書が添付されることから、植物検疫証明書に都道府県の記載があればこれを日本政府が発行した産地証明書としてみなすことができ、日本産果実の輸出者が別途産地証明書を取得する負担は軽減されることとなった。このため、果実の輸出に関しては規制強化による輸出入業者への影響は最小限に留まることとなった。

また、原発事故発生後、台湾の輸入業者や消費者からの放射性物質の影響を危惧する声は徐々に少なくなりつつあり、また、日本の各産地の販売促進活動の努力もあり、輸入量は回復傾向で推移している。このため、果実に関しては原発事故の影響よりも台湾の景気の状態による影響や残留農薬問題を危惧する声のほうが大きい。しかしながら、放射性物質の影響を心配する声は一部消費者団体を中心に根強いものがあり、立法院における議論にも影響を与えている。また、汚染水問題など負の情報については、日本側報道が迅速に台湾において報道されるなど、原発事故の問題は依然として台湾内において敏感な問題であるのが現状である。

このため、台湾の日本産果実輸入業者は必ずしも輸入規制緩和を期待する者だけではなく、厳しい輸入規制を継続することで台湾の消費者の安心を確保したいとする意見がある。特に、日本産果実については高級品として贈答用に購入するケースが多く、顧客に安全性をより明確に説明できることが重要と考える輸入業者も多く、必ずしも消費者のみが規制緩和に消極的なのではない。これが輸入規制問題をより複雑化させており、規制緩和に向けた議論が市民の間で広がりにくい要因となっている。

一方、先に述べたいわゆる「偽装ラベル事件」によって、台湾が現在輸入禁止としている 5 県の産品であっても放射性物質は検出されないとの事実が報道等によって広がった。このため、2016 年 1 月において再び 5 県産と疑われる食品が台湾に輸入されていたとの衛生福利部の発表があった際には、その事実を伝える報道が一時的にあったのみで収束している。また、2015 年に入り、規制緩和に向けて日本産食品の安全性を訴える日本の政治、行政の動きが各種報道されるようになり、台湾の市民の中に一定程度安全に関する

理解が進んでいるものと考えられる。

2. 残留農薬をめぐる状況

(1) 台湾の輸入時農薬残留基準制度の概況

台湾においては、農産物の残留農薬についてはポジティブリスト制が導入され、規程「農薬残留容許量標準」により、各農薬、各作物に対して残留基準が規定されている。本規程に基準が定められていない場合、当該農薬については不検出でなければならず、「一律基準」が設定されている日本の規制とは大きく異なる。このため、日本では一般的に使用されている農薬であっても台湾において残留基準が定められていない場合、水際で検出される可能性が高くなり、該当する農薬については「農薬残留容許量標準」に基準が設定されるよう、台湾当局へ関連データをもって申請することが必要である。台湾内で登録、使用するための申請については農業委員会動植物防疫検疫局が申請窓口となる一方、輸入時農薬残留基準として申請する場合には衛生福利部食品藥物管理署が申請窓口となっている。また、基準設定に当たっての実質的なリスク評価は行政院農業委員会農業藥物毒物試験所が行っている。

現在、日本においては農林水産省を中心に産地及び農薬メーカー等が協力して、必要性の高い農薬について残留基準設定のための申請を台湾当局に対して継続的に行っている。一方、台湾側の新たな残留基準設定は年間 100 項目弱となっており、米国や韓国等の諸外国も同様の申請に取り組んでいる中、申請後基準設定に至るまでには一定期間を要することとなる。

(2) 農薬残留基準制度の動向

2013 年 6 月 4 日、農薬残留基準の設定申請において台湾当局が求める資料の種類を規定している「進口農産品残留農薬安全容許量審査資料」（輸入農産品残留農薬安全許容量審査資料）が改正され、台湾以外で当該農薬が登録された際の使用方法及びほ場での薬効試験報告が審査資料として新たに求められることとなった。また、並行してほ場試験等に係る農薬田间試験準則が改正され、申請農薬のステータス（登録済み、未登録）や作物の種類に応じて必要となるほ場試験の回数が明確化された（改正内容は平成 26 年度報告書参照）。

残留消失試験等のほ場試験については、台湾内で生産量が多い等の理由から「主要作物」に位置づけられる作物の場合、反復数は一般作物よりも多く設定されており、この制度は、農薬登録申請のほか、輸入農産物農薬残留基準の申請にも適用されて運用されており、台湾においては、台湾内での使用と輸入農産物の残留基準の審査内容が非常に近く、制度が密接に関わっているという特徴がある。

(3) 農薬残留基準設定申請における課題

以上のように、台湾の制度においては輸入農産物残留基準の申請の場合にも薬効試験が求められるなど、台湾内での農薬登録使用の場合とあまり差異のない申請が求められている。こうした仕組みになった要因としては、「輸入農産物向けとしての基準が設定されているにも関わらず、台湾内での当該農薬の使用ができないのは輸入農産物優遇である」との批判が農家から上がったためとされている。このため、輸入農産物残留基準の申請においても薬効試験や農薬登録使用申請に準ずるデータを提出することによって、台湾内で使用された場合にも問題がないと説明できるとの考えの下、現在の制度が構築されている。

また、過去の日本の農薬登録制度において求められていたデータ反復数と、現在の台湾の要求するデータ反復数が異なることから、日本において登録されている農薬について台湾の輸入農産物残留基準を申請する場合、データ数が不足するというケースが生じている。こうした申請時の困難を解決する方策としては、①日本側において、台湾で基準設定されている農薬に切り替えて生産を行う、②台湾側に制度の緩和を要請する、③輸入農産物残留基準としての申請ではなく、台湾での使用を前提とした申請を行い、各作物における基準設定を効率的に行う等が考えられる。

しかしながら、上記①については、害虫の種類や農薬の効果によって必ずしも代替農薬を準備できないことや、日本国内への販売量と輸出量の比率からみて、効果の小さい農薬に切り替えることにメリットがない場合もあるなど、産地で容易に対応できないケースが見られる。②を行う場合、台湾の消費者の残留農薬に対する関心が非常に高いことや、近年の消費者の食品安全に対する関心の高まりを受け、台湾当局も各種の食品安全確保対策を打ち出していること(参考 3)、加えて、農薬関係の規制管理は輸入農産物残留基準と農薬登録では担当機関が異なること等の複雑な事情もあり、台湾当局は慎重に検討を行うものと思われる。③については、輸入農産物残留基準としての申請ではなく、台湾内での登録使用のための申請によって残留基準を設定する方法であるが、インポートトレランスの申請は各成分、各作物毎に申請を受け付けているのに対し、登録申請については代表作物について申請すれば、関連作物群について同時に残留基準を設定することが可能とされている(台湾側の規程は参考 4)。申請 1 件に要する審査時間に大きな差はないとされているため、この方法であれば効率的な設定が可能と思われるが、このような輸入農産物残留基準と登録申請の方法や審査に係る運用の違いは対外的に明確な規程が明らかになっていない。また、本来台湾で販売する予定のない農薬を登録申請する場合、知的所有権が必要以上に提出されるという見方もできることから申請側においても慎重な対応が必要と考えられる。

いずれにせよ、台湾側の残留基準申請制度に対応していくためには、産地においてどの程度輸出を重視するか、更には台湾の残留基準を踏まえて農薬や栽培方法が検討可能かどうかという点や、農薬メーカーが台湾の制度に合わせて申請データを揃える場合に経

済上のメリットがあるかどうか、台湾において食品安全問題が極めて敏感な問題となっている、といった各種の要素を踏まえつつ対応策を見いだしていく必要があると考えられる。

(4) 台湾の農薬制度における一律基準の設定

台湾はポジティブリスト制におけるいわゆる「一律基準」を導入していないところであるが、最近になり、登録済み農薬については、一部品目について「検査の検出限界を参考とした基準値」の設定を進めている。これは、通常のリスク評価を踏まえた一般の基準値とは異なるが、微量の検出があった場合に輸入不許可となることを回避できる可能性はある。台湾側が発表する農薬残留基準値リスト中において、「検出限界値」を基にした数値と一般の基準値は区別されて記載されているが、両者が日本側関係者において区別されずに論じられる場合があり、台湾側の検査技術に進展によって「検出限界値」が低くなった場合、「基準値の厳格化」として誤解されるケースがある。

いずれにせよ「検査の検出限界値を参考とした基準値」は、設定される品目やその進捗速度には限りがあるほか、0.01ppm といった極めて低い基準に留まるため、引き続き積極的な申請に取り組むことが必要と考えられる。

また、日本と同様の「一律基準」については、台湾の消費者の受け入れが困難として台湾当局は当面導入しないとみられる。

(5) 日本産果実等の農薬検出状況及び規制措置状況

台湾においては農薬の残留を含め食品衛生関係の輸入時検査を「輸入食品及び関連産品査驗弁法」に基づいて行っており、2014 年 1 月 27 日にモニタリング検査のサンプル率を変更する等の改正が発表された。この法令により、違反があった場合の検査率の強化や、その逆の検査率の緩和、再検査の手続き等が定められている(参考 5)。

2016 年 2 月現在、最近の日本産農産品における残留農薬基準違反の状況を踏まえ、2015 年 8 月 31 日～2016 年 2 月 29 日まで日本の特定業者の輸出するネギが全ロット検査、2015 年 9 月 28 日～2016 年 3 月 27 日までシソ(大葉)が全ロット検査、2015 年 11 月 30 日～2016 年 5 月 30 日まで甘藷が強化ロット検査(サンプル抽出率:20～50%)、2016 年 1 月 25 日～2016 年 7 月 24 日までメロンが強化ロット検査と発表されている。

また、上記期間以前には日本産柑橘において残留農薬基準違反が多く発生しているが、日本において柑橘の栽培に使用されるメチダチオンについて、台湾の衛生福利部食品薬物管理署は 2015 年 12 月 16 日に基準値を廃止し、いわゆる「一律基準」に相当する検出限界値の 0.01ppm を設定する改正案を公告している。台湾当局の説明によれば、台湾における食生活の変化を踏まえて農薬摂取量を再評価したところ、メチダチオンの摂取量が増加しているとの評価となったため、メチダチオンの使用方法についてグアバを除いて取り消した、とされている。これについては、有機リン系農薬に対する台湾当局の見方も影響

していると考えられる。

なお、衛生福利部は、水際における違反状況を消費者サービスの一環として公表しているほか(<https://consumer.fda.gov.tw/Food/UnsafeFood.aspx?nodeID=170>)、定期的にプレスリリースが行われており、日本からの違反が多いとの報道が行われることが多いため、注意する必要がある。産地においては、上記サイトにおける違反情報も参考しつつ、違反例のある農薬については極力使用しない対策が望まれる。また、台湾においてはマンゴーのような輸出果実の主力品目については、輸出前の多段階の残留農薬検査やバーコードによるトレーサビリティを実施し、輸出品の品質・イメージを確保する取り組みが始まっている(参考 6(2015 年行政院農業委員会発行「農政と農業事情」第 278 巻))。コストや産地での体制の違い等の課題はあるものの、日本にも一定の参考になるものと考えられる。

(6) 市場関係者の見方

大手輸入業者から購入販売する多くの小売り業者は、残留農薬違反による廃棄、積み戻しのリスクを大手輸入業者に委ねていることから、比較的この問題に対して関心を有していないものの、輸入業者にとっては、原発問題を上回る関心事項となっている。例えば、最近日本産柑橘における残留農薬基準違反が増大したことから、一部大手輸入業者は日本産柑橘を取り扱いにくい品目として捉え、一時販売店の棚から商品が減少することとなったとしている。

一方、大手輸入業者の中には、一部県との連携により、当該業者の輸出専用として栽培を依頼する取り組みが始まっており、産地、業者ともに残留農薬対策の重要性が浸透しつつあると考えられる。また、農協が台湾の規制制度に詳しい輸入業者を招へいして農家向けのセミナーを行う取り組みも始まっている。

比較的小規模の販売業者が自ら輸入を行い、大手輸入業者が取り扱わない少量多数の品目を取り扱っている例があるが、小規模な輸入業者にとっては残留農薬基準違反による積み戻し等の影響はより大きなものとなる。こうした業者が日本の温室みかんやキンカンといった柑橘類を扱っている場合も多く、台湾側業者の輸入意欲、産地の輸出意欲を維持する上でも残留農薬対策は重要と考えられる。

V. 2015年の台湾における日本産果実等の流通状況及び課題について

1. 日本産果実の流通状況及び課題(全体)

(1) 主要都市における流通状況

台湾においては、りんご、ぶどう、なし、もも、温州みかん、ポンカン、キンカン、レモン、キウイ、メロン、柿、干し柿等、各種の日本産果実が流通している。一方で、こうした他品目の日本産果実が流通しているのは、北部から西部の大都市、すなわち台北市、台中市、高雄市にほぼ限られており、百貨店、高級スーパー、一部は果菜市場において販売されている。一方、それ以外の地方都市においては、日本産果実の品目は極端に少なくなり、りんご及びなしに限られてくる。逆に言えばりんごについては台湾のいずれの地域においても日本産の販売が見られ、高価格帯のもの、比較的廉価のものなど価格面でも一定のバリエーションがみられるなど浸透しており、消費者のニーズに応じた選択が可能となっている。

台湾においては、春節や中秋節といった伝統行事期間において、贈答用として果物の需要が高まるが、特にりんご、なし、もも等が贈答用として人気があり、箱入り形態のものを中心に各店舗において販売促進が行われている。また、最近ではぶどうのシャインマスカットが注目され、高価格ではあるものの贈答用として需要が増えているとされている。

各主要都市における価格調査の結果は参考7のとおり。

○ 台北市内の販売状況



(2) 輸入果実の一般的品目

他国産果実の流通状況については、地方都市含めて台湾各地で流通している品目の代表は、米国産りんご、韓国産なし、チリ産チェリーである。日本産りんごと米国産りんごの価格差は概ね 2～3 倍であり、一般的には贈答用は日本産、自家用は米国産という傾向があるとされているが、贈答用のセットにおいては、日本産りんごと米国産りんごのセットもみられるなど、米国産の品質向上を評価する声が聞かれる。また、近年はニュージーランド産やフランス産、イタリア産といったヨーロッパ産のキウイが一般的な果実になりつつある。キウイについてはニュージーランドの販売促進活動を評価する販売業者の声が多く、台湾において日常的に消費する果実へ成長しつつある。こうした状況から、台湾の農家においてもキウイ栽培に力を入れ始めている事例がみられる。

(3) 日本産果実の輸出拡大に向けた課題

① 日本産果実に対するイメージとその将来

日本産果実の販売上の位置づけは全般的に高級品、贈答用であり、りんごのようにニーズに応じて価格帯が選択できる品目は例外的となっている。

台湾においては歴史的経緯からも特に年配者を中心に日本に対する好印象、好感情を抱く市民が多く、日本産果実に対しては品質面以外にもイメージ向上に貢献していると考えられる。一方、近年は「台湾製」という概念が日用品を中心に高品質、工夫をこらした「自ら作り出したもの」としてイメージ向上が進んでおり、若者層を中心に「台湾産」に対する誇りや意識が増大していると考えられる。この傾向は農産品にも入りつつあると考えられ、マンゴー、いんどなつめ等の特産果実のみならず、なし、ぶどう、柿等についても品質の向上とともに台湾産としてのイメージが高まっており、贈答用としてのニーズも大きい。こうした状況を踏まえると、日本産果実に対するイメージも世代交代が進むにつれて変化は避けられないと考えられ、今後のプロモーション活動については長期的な視野で検討していく必要があると考えられる。

いずれにしても、台湾は現在が生産人口のピークとされ、2050 年には高齢化率が日本を超えるとの試算もあるなど、急激に高齢化社会が進むと予想されている。高価格帯のものの販売に特化し、ブランドイメージを作っていくことも一つの方法であるが、今後は、贈答用をターゲットとした高級品としての市場のみをターゲットとして輸出拡大することは困難と考えられ、前述した残留農薬対策も含め、社会の成熟化、高齢化社会も見通した安全・安心での PR も更に重視していく必要があると考えられる。

②取引形態の変化

台湾における日本産果実の流通は、大手輸入業者が輸入し、販売店はこれを購入し販売、という流れが一般的であるが、自ら少量多品目を輸入する業者も多数存在する。前述

の通り、大手輸入業者においては食品安全の観点から日本の産地との契約栽培的な生産を始めている例もみられ、台湾側販売業者から日本の産地と直接交渉して輸入したいとの要望が増大する傾向にある。こうした要望は、日本の産地側に代金決裁や品質事故のリスク負担等のノウハウが十分でないケースが多く、実現が困難である場合が多いが、台湾側販売業者には、大手輸入業者を経由する場合は大手輸入業者の扱いやすい品目に限定されてしまうのではないかと懸念があり、自ら特色のある品目を販売したいとしている。今後、こうした要望に応えていくことも日本産果実の将来性を高め、台湾への輸出を引き続き確保していくために重要と考えられる。

③ 市場関係者の要望

台湾の市場関係者から日本への要望としては、一様に日本ブランドとしての販売促進活動を強化してほしいとの声が聞かれる。これは、キウイのニュージーランド、なしの韓国といった強力な販売活動になぞらえ、日本ブランドとしての強力なプロモーションを期待しての要望である。現在、日本産果実の販売促進活動は、県単位での活動が中心となっているが、他国と異なり台湾人は日本の各県等の地名に比較的詳しいため、特色のある宣伝を行う上で県単位の PR は効果が高いものと考えられる。例えば、高級スーパーの中には、各県知事の写真やメッセージを掲載した広告チラシを作成しているなど、より産地の見える販売手法として活用されている。他方で各県の PR はどうしても北部大都市が中心になりがちであり、地方都市においては、日本の輸出サイドとの接点が少なくなった輸入業者が他国産に切り替える事例もみられ、全体を見渡した戦略的な PR 活動もまた重要になっている。特にいったん他国産に切り替わった場合には、当該国からの各種プレッシャーによりこれを再度変更するのは非常に困難になるとされている。

台湾においては、比較的近年中に食生活に定着したものとして、チェリー、キウイがあるが、チェリーについては女性の貧血に効果的というイメージ、キウイについてはニュージーランドによるテレビコマーシャルに加え、ビタミンCが非常に多く含まれるとのイメージが定着し、近年急激に輸入量が増大している。台湾の消費者にとって最も関心の高い健康に着目し、食生活への浸透を進めていく取り組みを行おうとした場合、県単位では容易でない可能性もあり、今後は全体的な戦略的な PR 活動がますます重要になっていくものと考えられる。

2. 日本産果実の流通状況及び課題(各主要品目)

(1) りんご

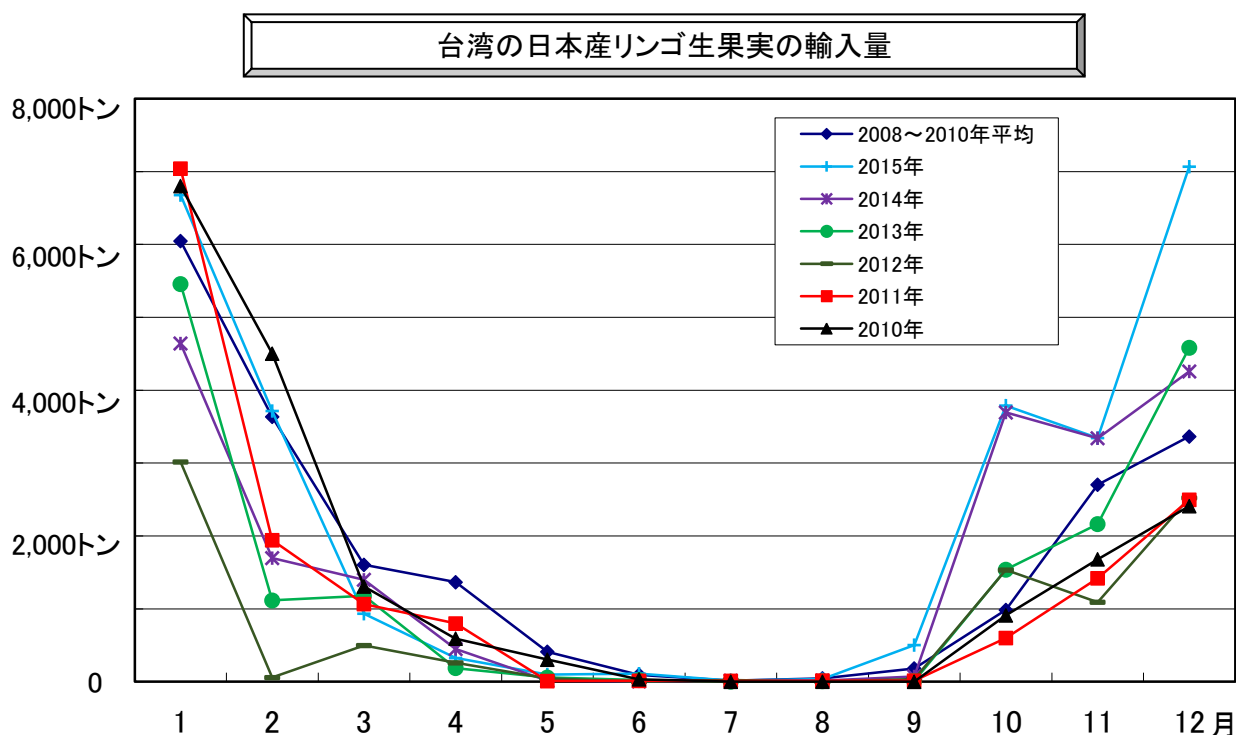
311 東日本大震災の影響以降、2013 年より輸出量は回復し、順調に伸びている。日本産りんごは春節時期の贈答用として需要が多いほか、販売可能期間が長いことも優位性につながっている。また、農薬の残留基準について比較的早期に対応が行われた結果、残

留農薬違反の問題も少ない。

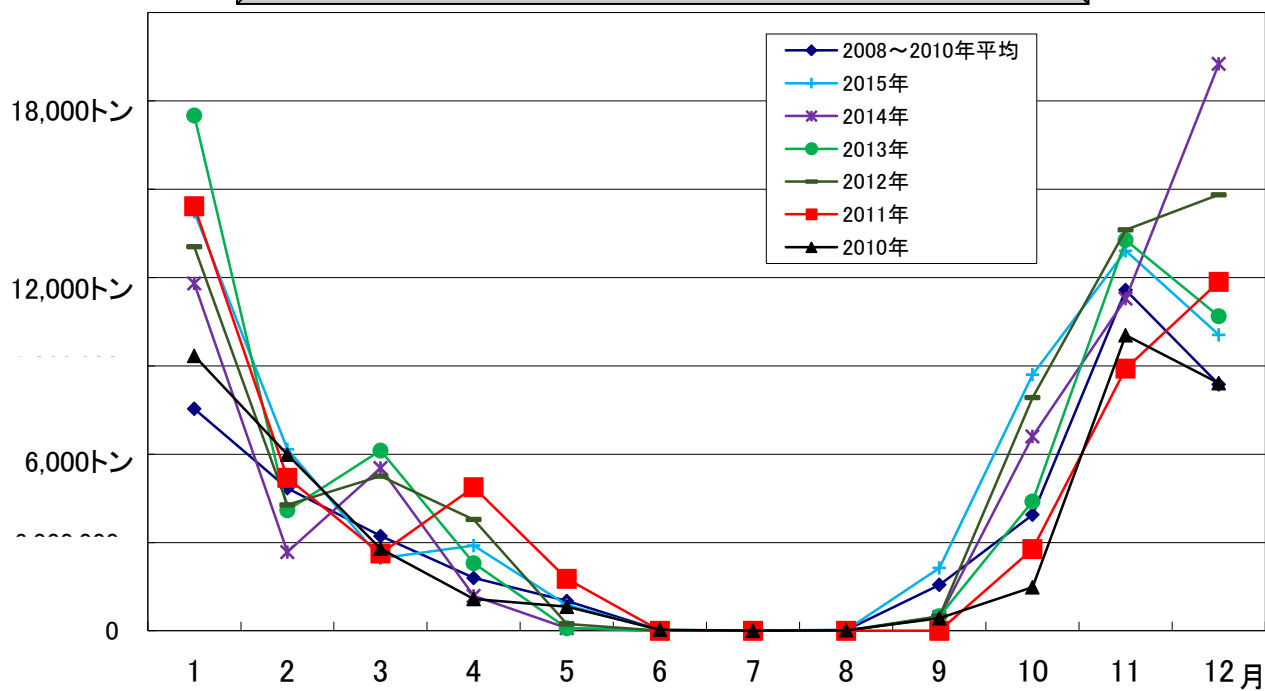
他国産と比較して日本産りんごの優位性は依然として高いが、近年は米国産が品質向上しているとされ、米国産の表面ワックスを敬遠する声もある一方、自家用として選択されることが多くなっているとされる。

なお、2015 年末には、台湾と中国大陆間の兩岸物品貿易後続協議において、台湾が中国大陆の一部農産物を解禁する可能性が報道された。報道によれば「台湾で生産がなく、大量の輸入に頼っていて、台湾の農家に影響のないもの、りんご、チェリー等の可能性がある」とされている。2016 年 1 月には総統、立法委員の同時選挙があり、5 月には政権交代が行われることもあり、こうした協議の今後の展開は不確定要素が多く、予測が困難であるが、中国大陆のりんごの品質には定評があり、解禁された場合には日本産に対する影響はゼロとは言えないことから、引き続き台湾の対外交渉の状況を注視していく必要がある。

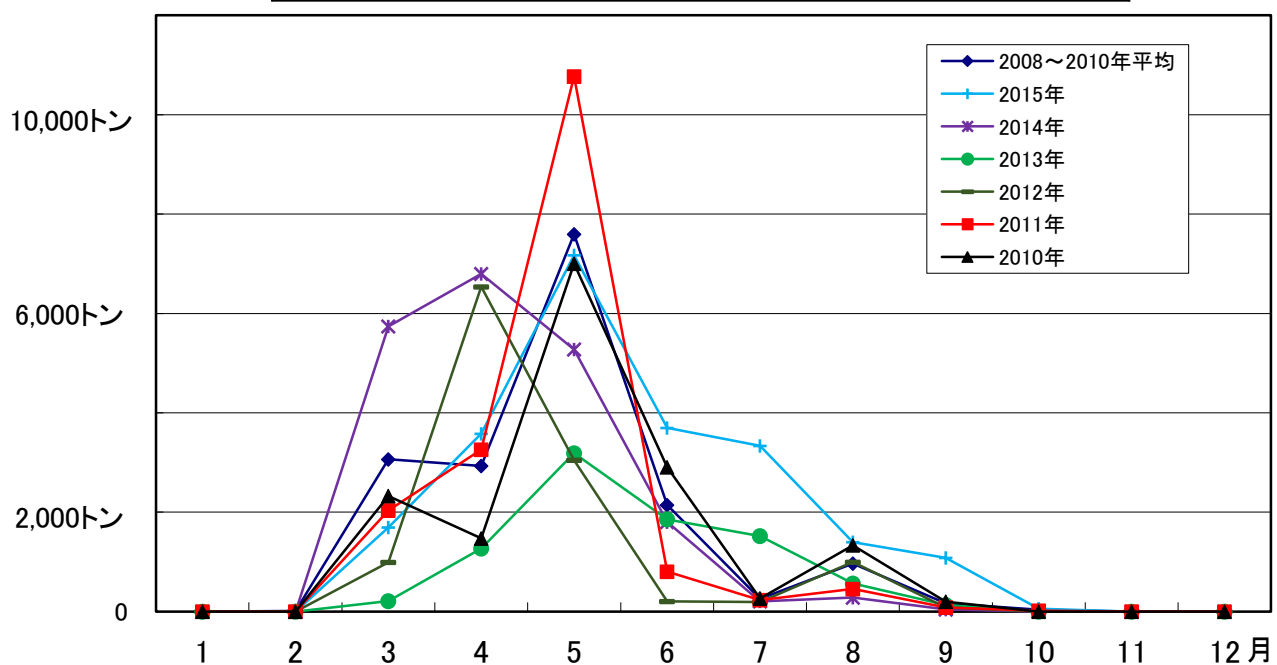
図 3 台湾の日本、米国、NZ、チリ、韓国産リンゴ生果実の輸入量(2015 年)



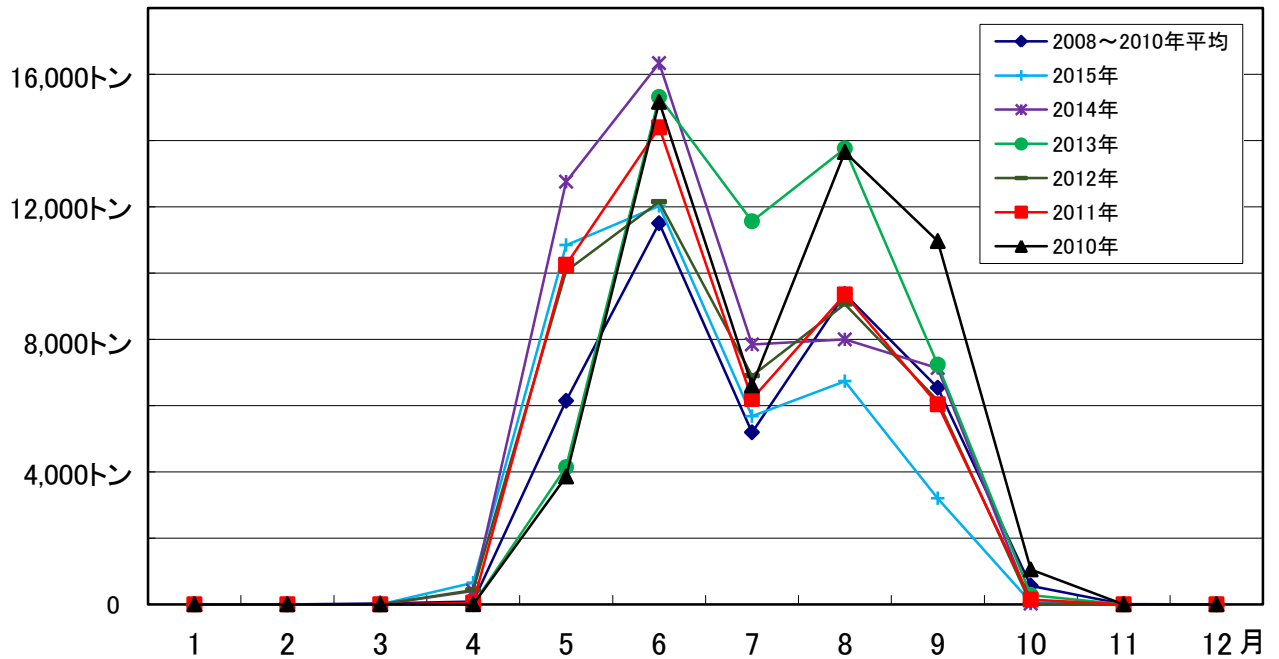
台湾の米国産リンゴ生果実の輸入量



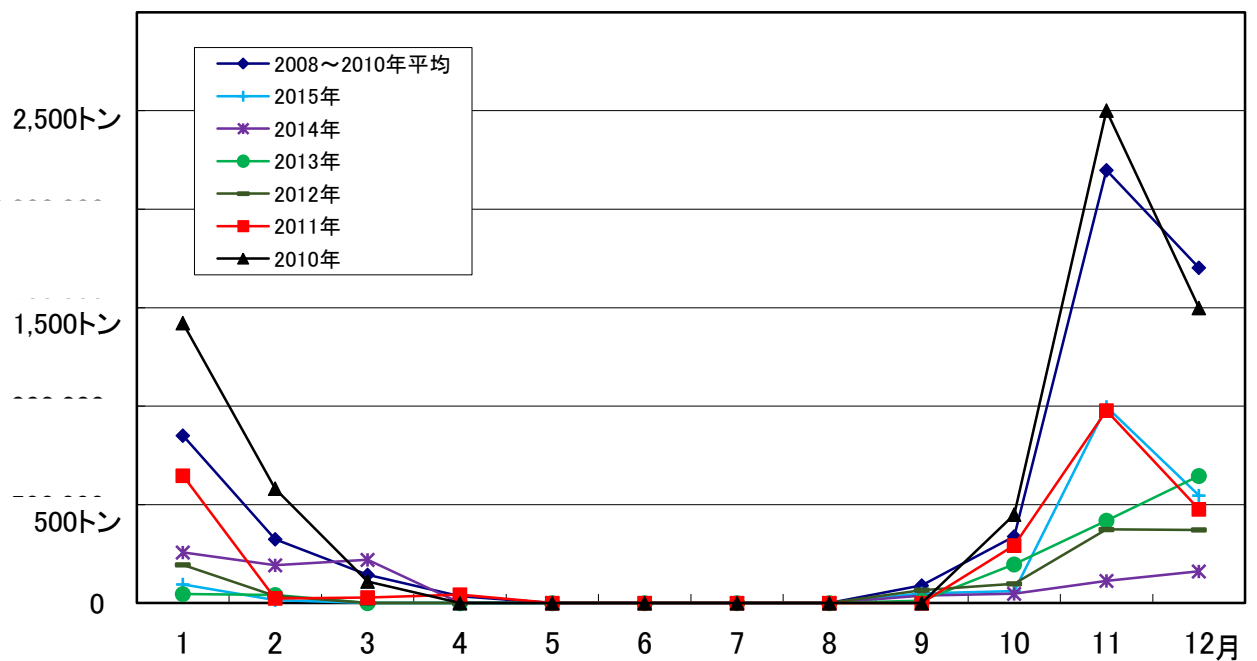
台湾のNZ産リンゴ生果実の輸入量



台湾のチリ産リンゴ生果実の輸入量



台湾の韓国産リンゴ生果実の輸入量



出所: 財政部関税総局の統計情報に基づき交流協会作成(以下、その他品目も同じ)

○宜蘭市内スーパーにおける米国産りんごのばら売り(左)、日本産りんごの箱売り(右)



○宜蘭市内スーパーにおける米国産りんごの贈答用販売



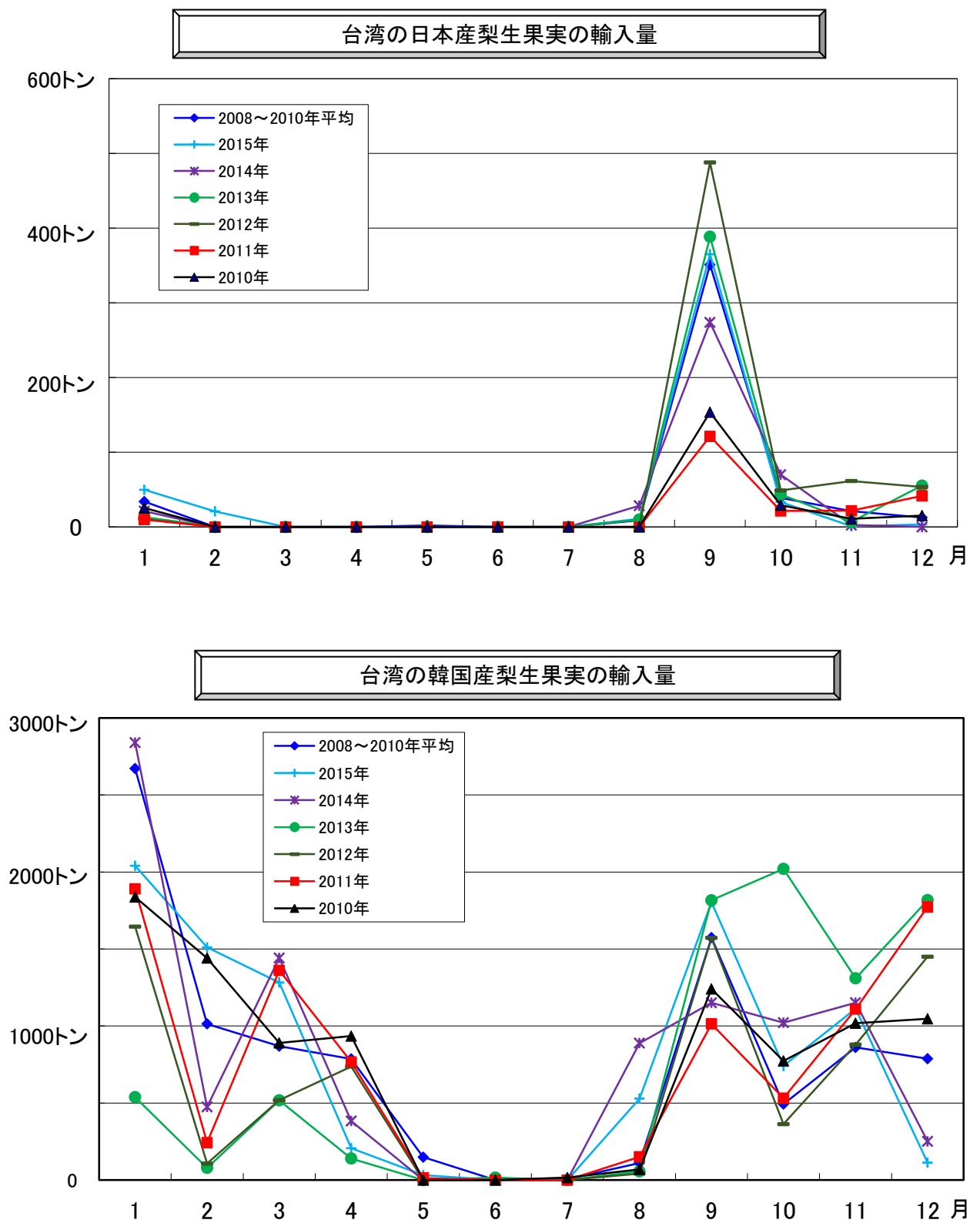
(2) なし

2015 年の日本産なしの輸入量は、低い水準であった 2014 年に比較して増大した。

鳥取県、大分県を中心としに贈答用の大玉の輸出が中心であるが、特に中秋節の時期はハウス栽培品による早期出荷、春節の時期は冷蔵貯蔵による対応が行われている。このため、比較的成本がかかりやすいこと、中秋節、春節の時期は毎年異なるため、品質を確保しつつ出荷時期を適切に調整することが課題となっている。

台湾の市場全体としては、価格面で優位性の高い韓国産の流通が多く、輸入なしの関税割当の 9 割程度が韓国産なしに使用されている状況にある。また、台湾産のなしについても高山地帯を中心に大玉が積極的に生産されており、糖度の管理にも力を入れているなど、品質は日本産、韓国産と遜色ない水準となっているため、日本産の輸出量増大を図るためには新たな品種等、話題性も必要と考えられる。

図4 台湾の日本産(上図)、韓国産(下図)梨生果実の輸入量(2015年)



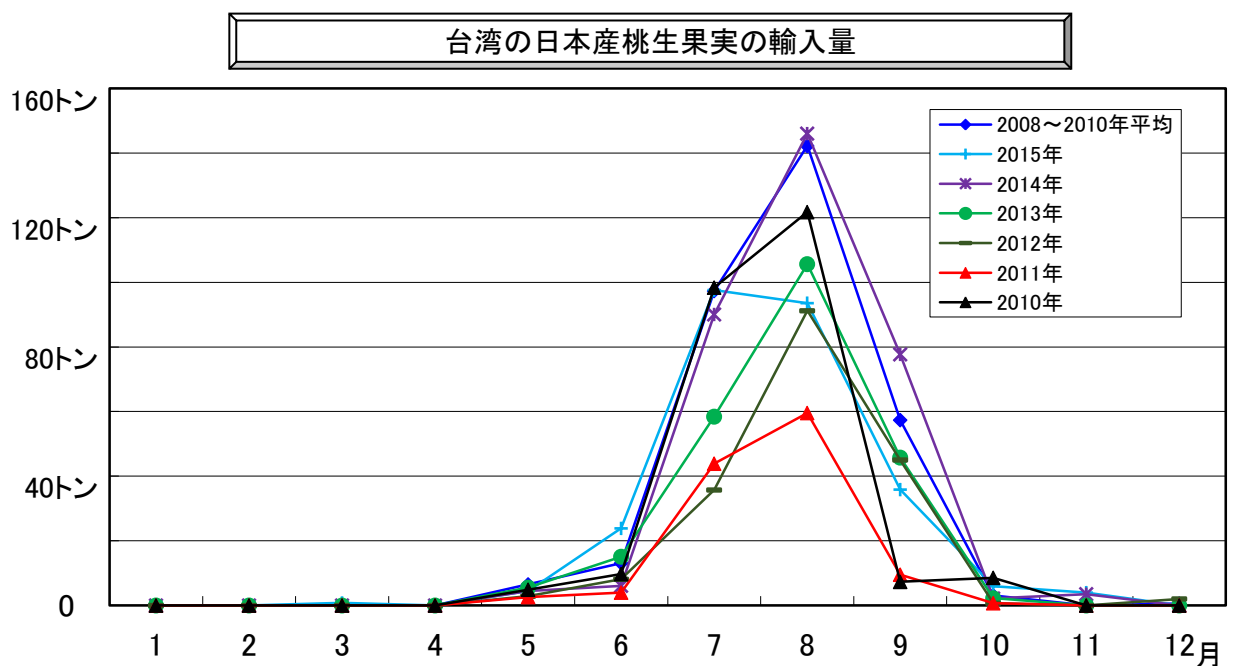
○台北市内百貨店における日本産なしと台湾産なしの贈答用販売(左)、宜蘭市内スーパーにおける韓国産なしの贈答用販売(右)



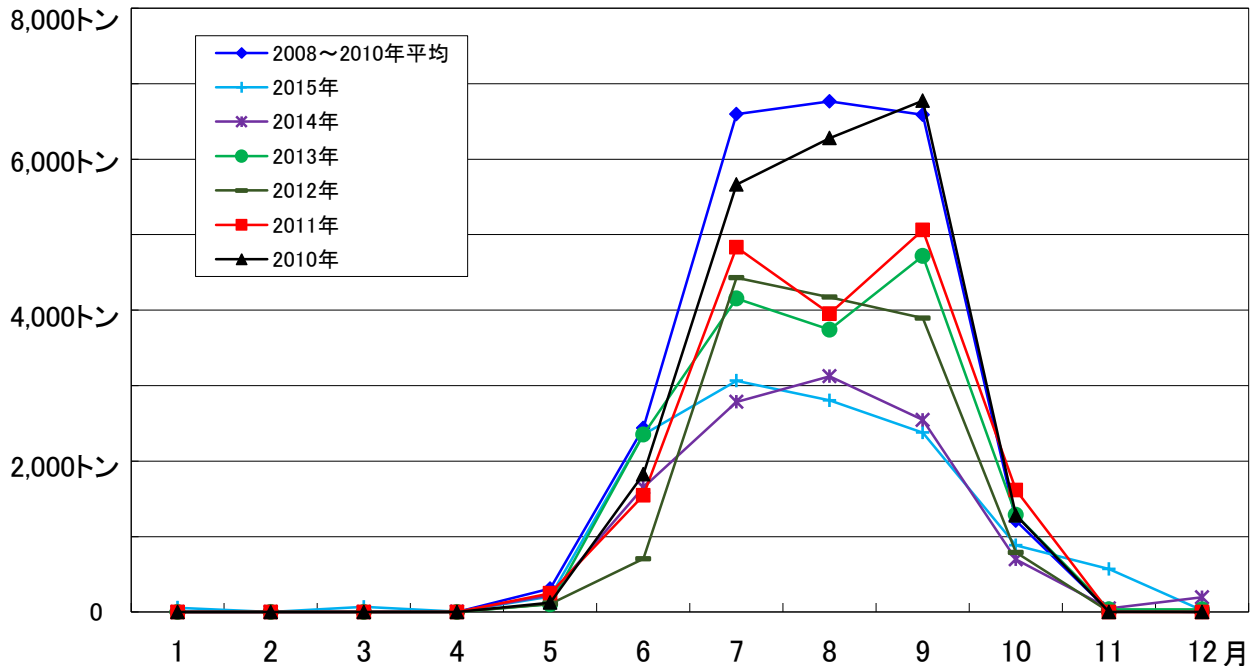
(3) もも

2015年の日本産ももの輸入量は、好調であった2014年に比較して減少した。日本産は、中秋節の時期における贈答用として市場関係者からの期待は比較的高い一方、痛みやすいことや傷が付きやすいことなど品質を保った輸送が比較的難しいことが制限要因となっている。また、他国産も含めたもも全体として、依然として輸入量が減少傾向で推移しており、他の果実との競合の結果と考えられる。消費者の嗜好の変化が影響している可能性もあり、更なる検討が必要である。

図5 台湾の日本産(上図)、米国産(下図)もも生果実の輸入量(2015年)



台湾の米国産桃生果実の輸入量



(4) その他

日本産温州みかんについては、ハウス栽培ものや高価格帯のものが輸入され、贈答用としての販売がなされている。一方で、日本のみかん栽培に使用している農薬成分について、台湾側の基準値改正等があったことから、本年においても残留農薬違反事例が多く発生したことから、一時的に市場での取扱量に影響が生じた。

日本産ぶどうについては、台湾産、韓国産の品質向上が著しく、市場関係者においては最も他国産との品質格差が縮小しているとの見方がある。一方で、シャインマスカットについては贈答用として評価が高く、皮ごと食べることが可能な手軽さもあって高価格でありながらも好調となっている。

日本産さくらんぼについては、保存可能期間が短いこと、輸送中に傷みやすいこと等の課題があり、また、台湾においてはアメリカンチェリーの味や食感が定着しているという状況はあるが、新たな贈答用品目としての成長が期待されている。ただし、輸出時期が春節や中秋節といった贈答時期と重ならないこと、輸出可能期間が短いこと等から、健康への効果といった話題性のある特色を打ち出すなど工夫が必要と考えられる。

キウイについては台湾の食生活に一般的な果実として定着しつつあるが、ニュージーランド産が価格、品質ともに評価が高い。

図 6 台湾の日本産温州ミカン生果実及び乾燥物の輸入量(2015 年)

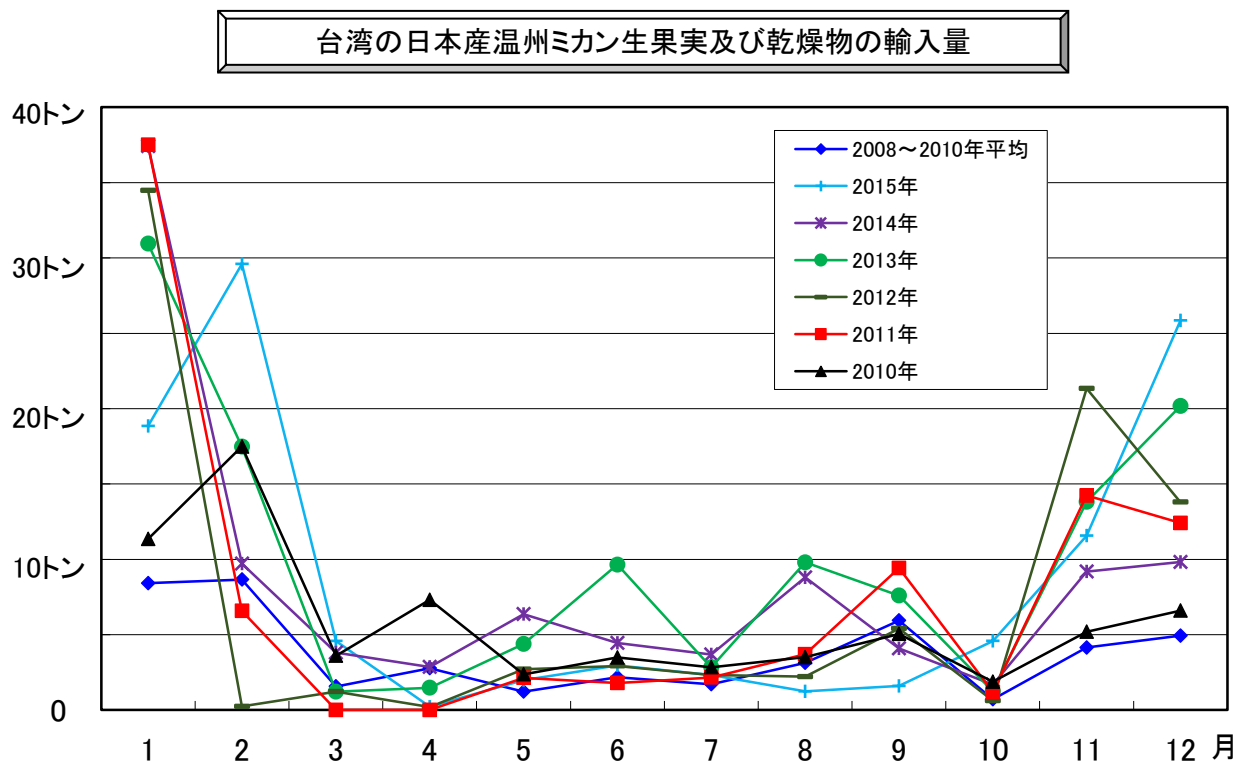
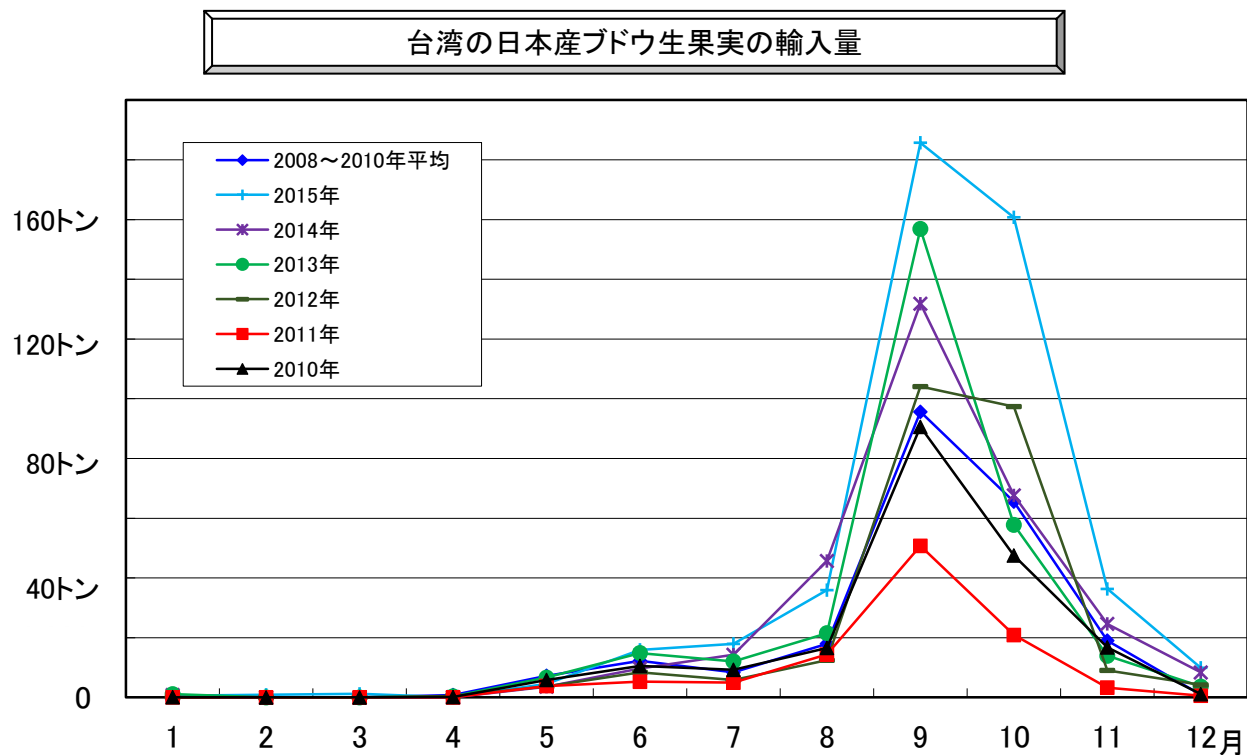
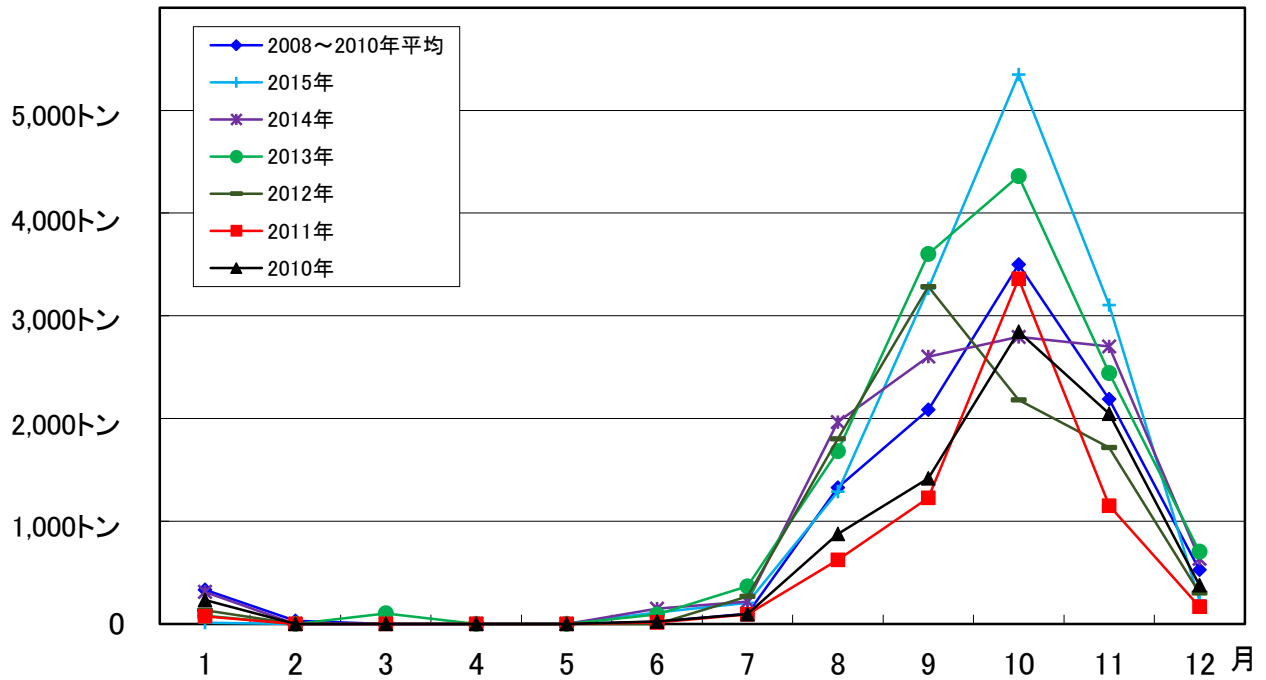


図 7 台湾の日本産(上図)、米国産(中図)、チリ産(下図)ブドウ生果実の輸入量(2015 年)



台湾の米国産ブドウ生果実の輸入量



台湾のチリ産ブドウ生果実の輸入量

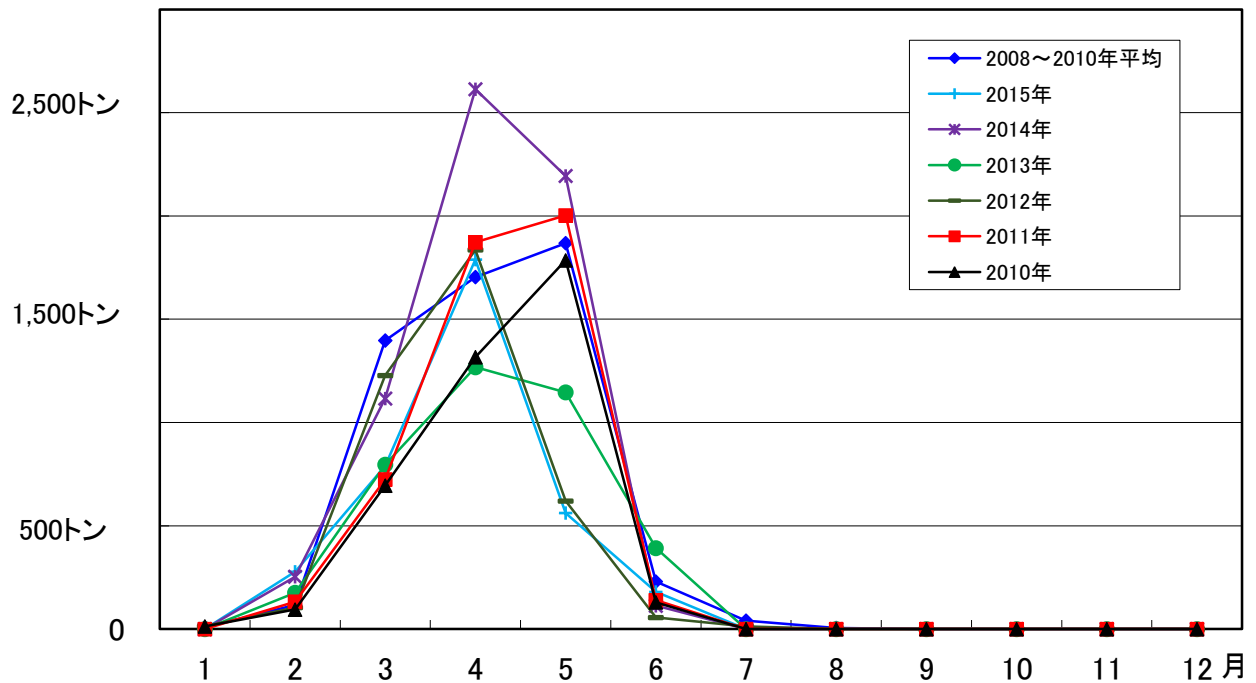
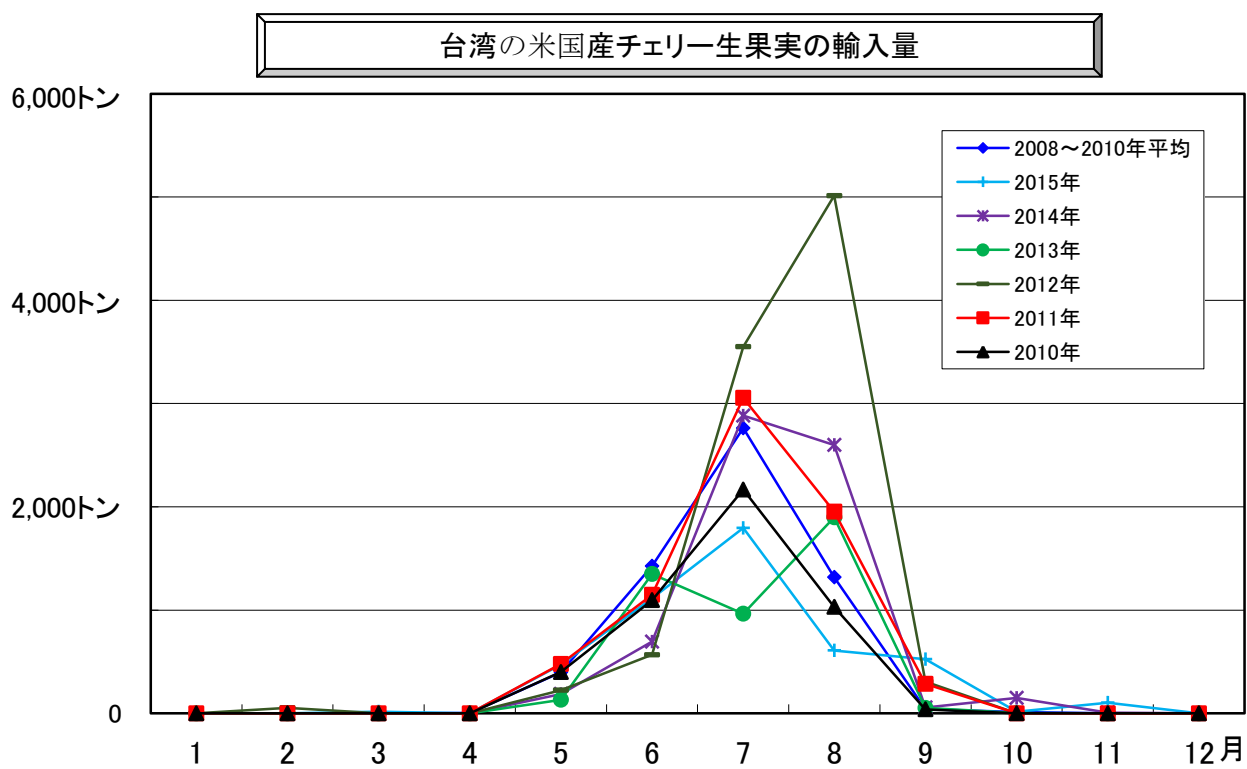
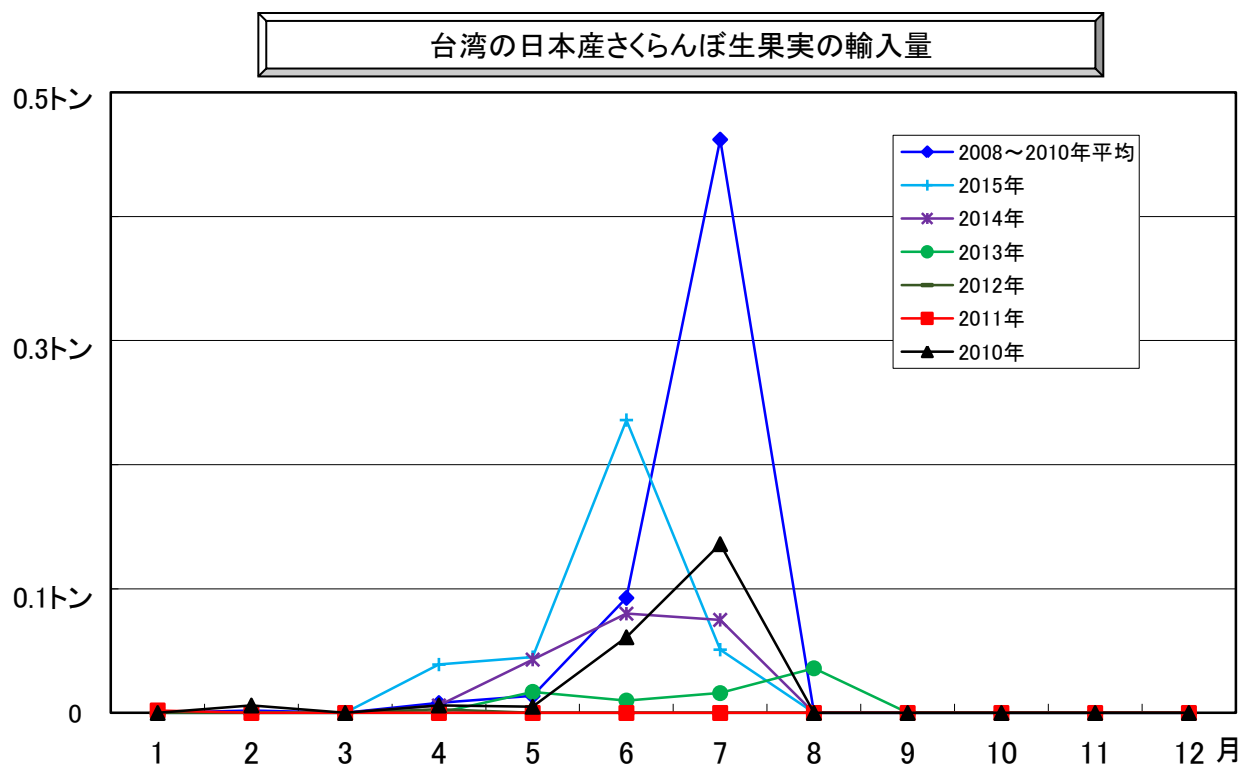


図 8 台湾の日本産さくらんぼ(上図)、米国産(中図)、チリ産(下図)チェリー生果実の輸入量
(2015 年)



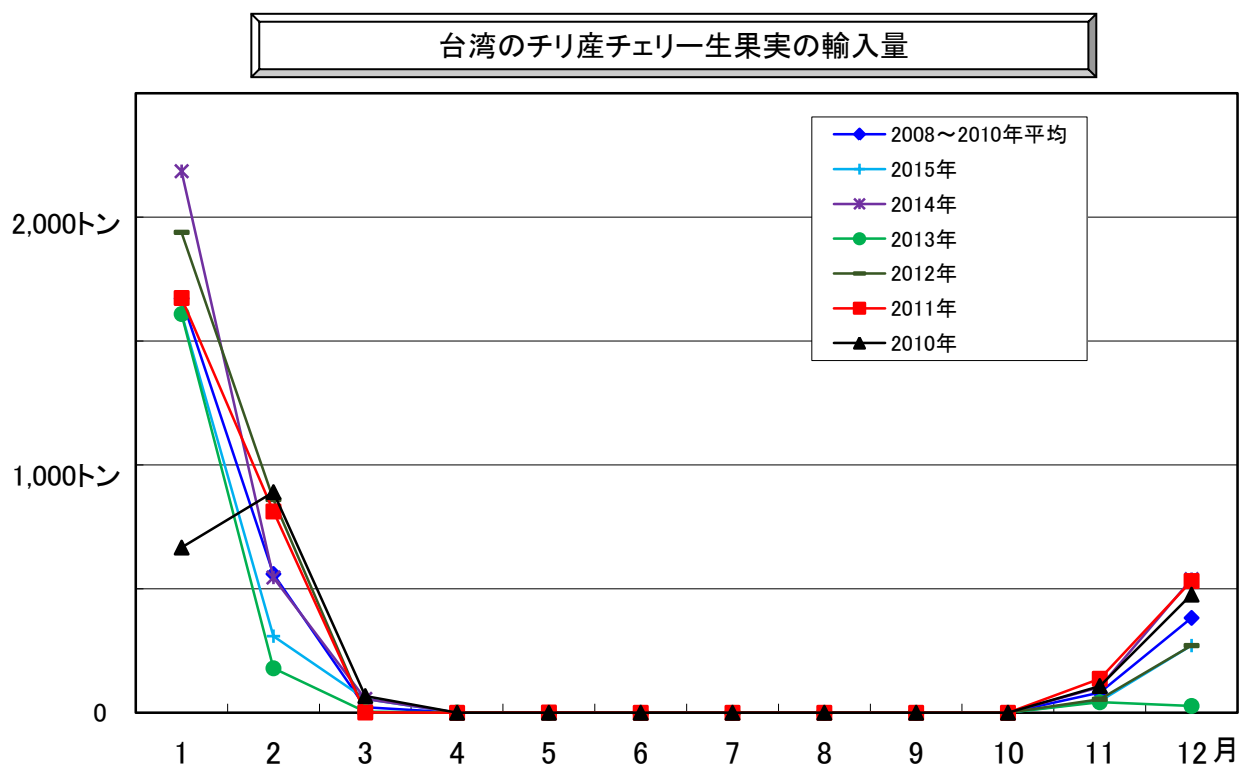
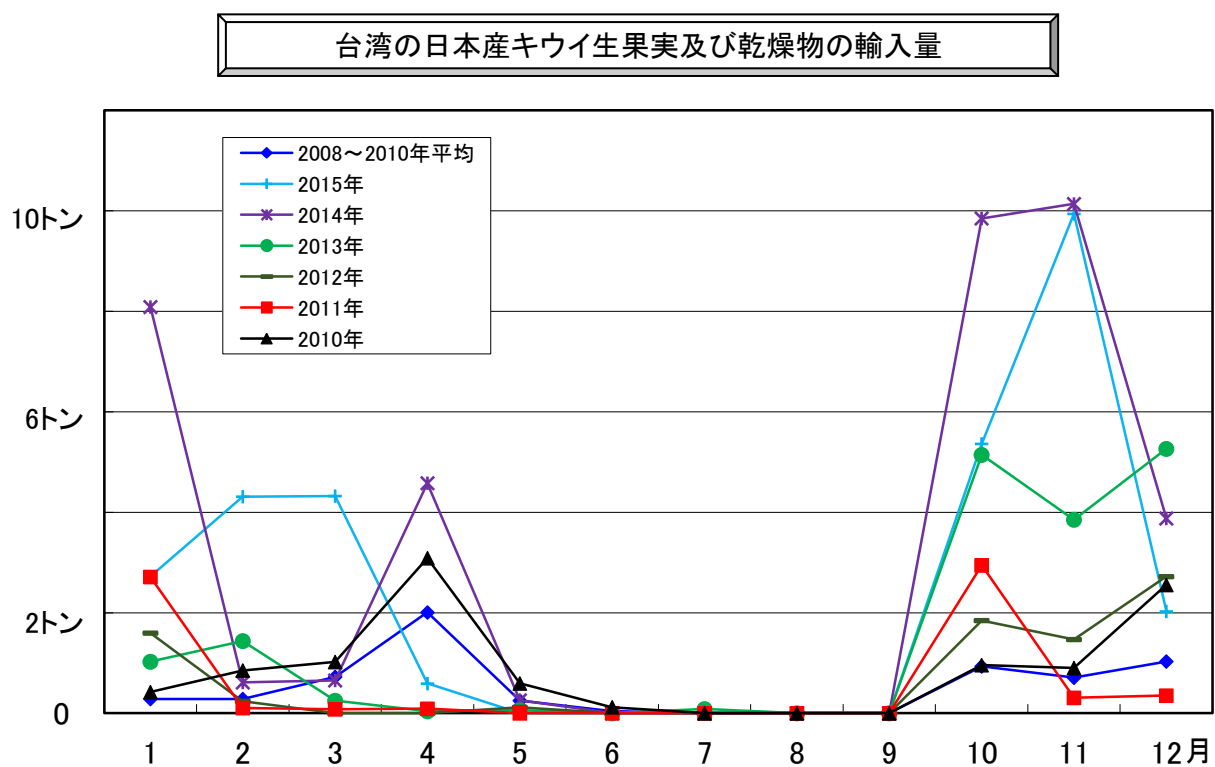
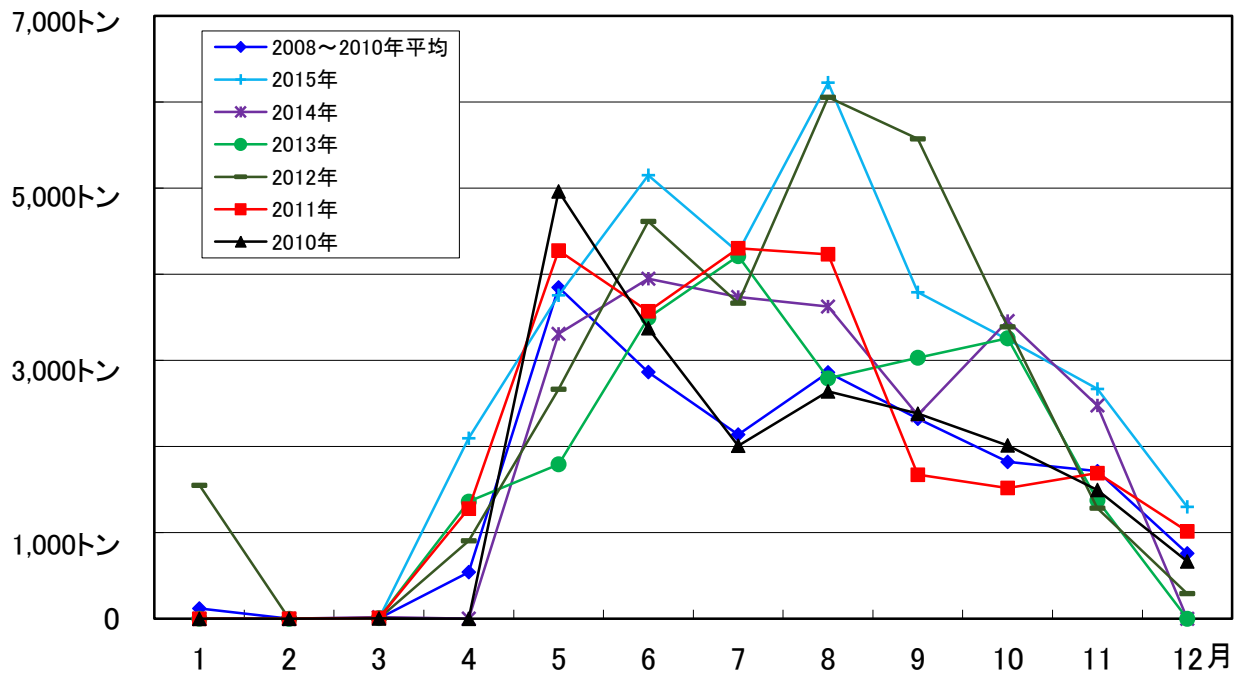


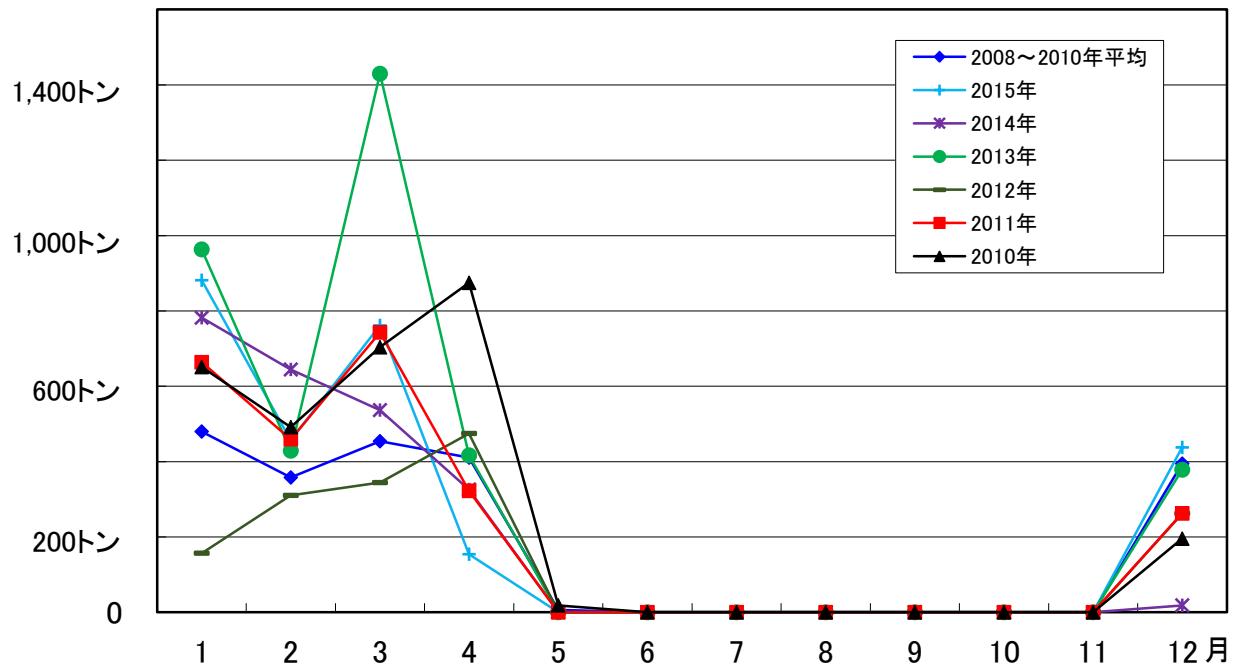
図 9 台湾の日本、NZ、フランス、イタリア、チリ産キウイ生果実の輸入量(2015 年)



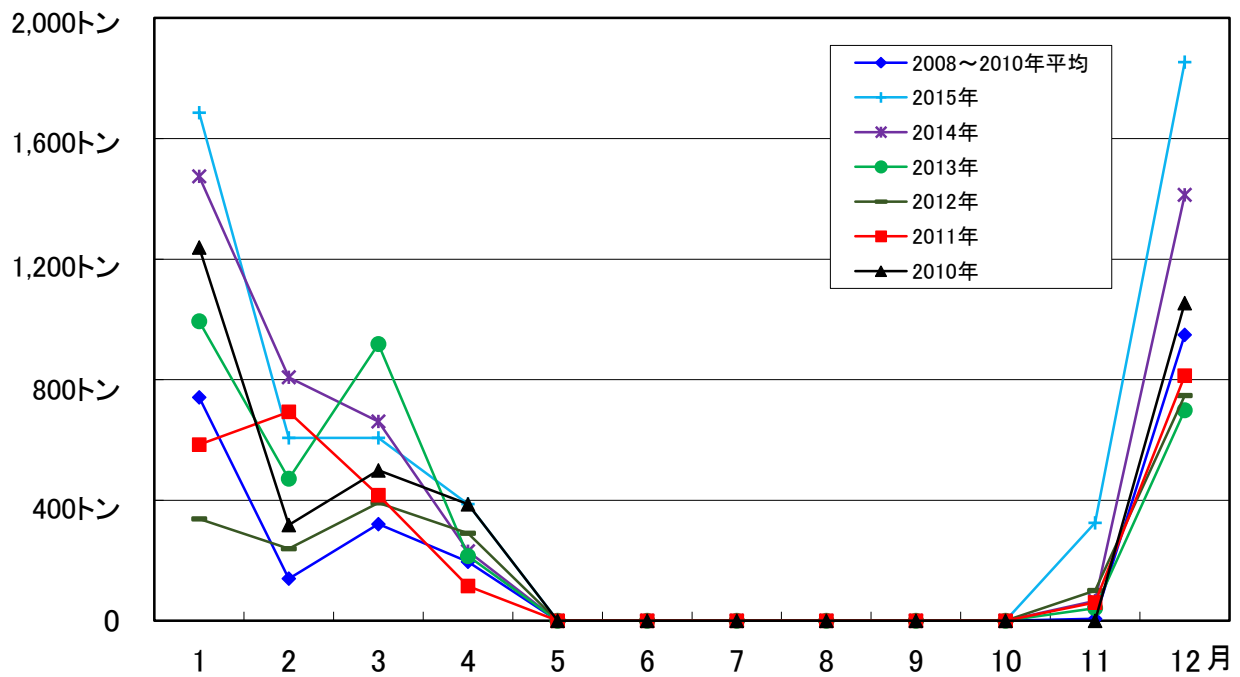
台湾のNZ産キウイ生果実及び乾燥物の輸入量



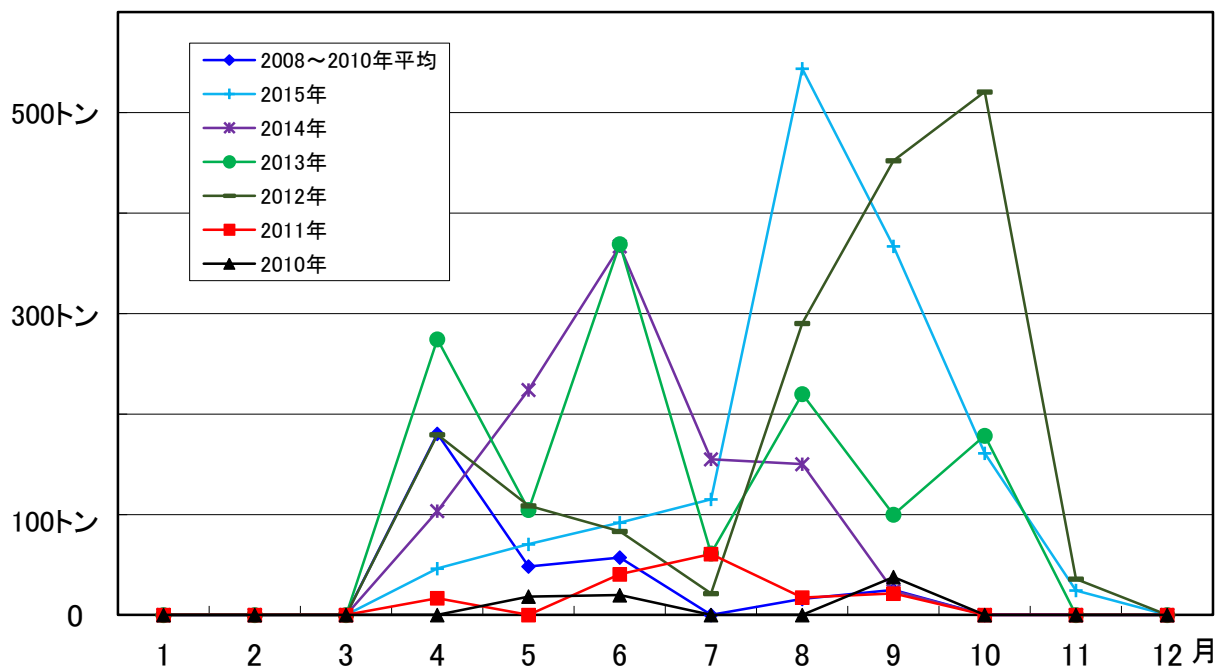
台湾のフランス産キウイ生果実及び乾燥物の輸入量



台湾のイタリア産キウイ生果実及び乾燥物の輸入量



台湾のチリ産キウイ生果実及び乾燥物の輸入量



○台北市内百貨店のみかん及びチェリーの贈答用販売



台北市第一果菜市场及び第二果菜市场における流通状況

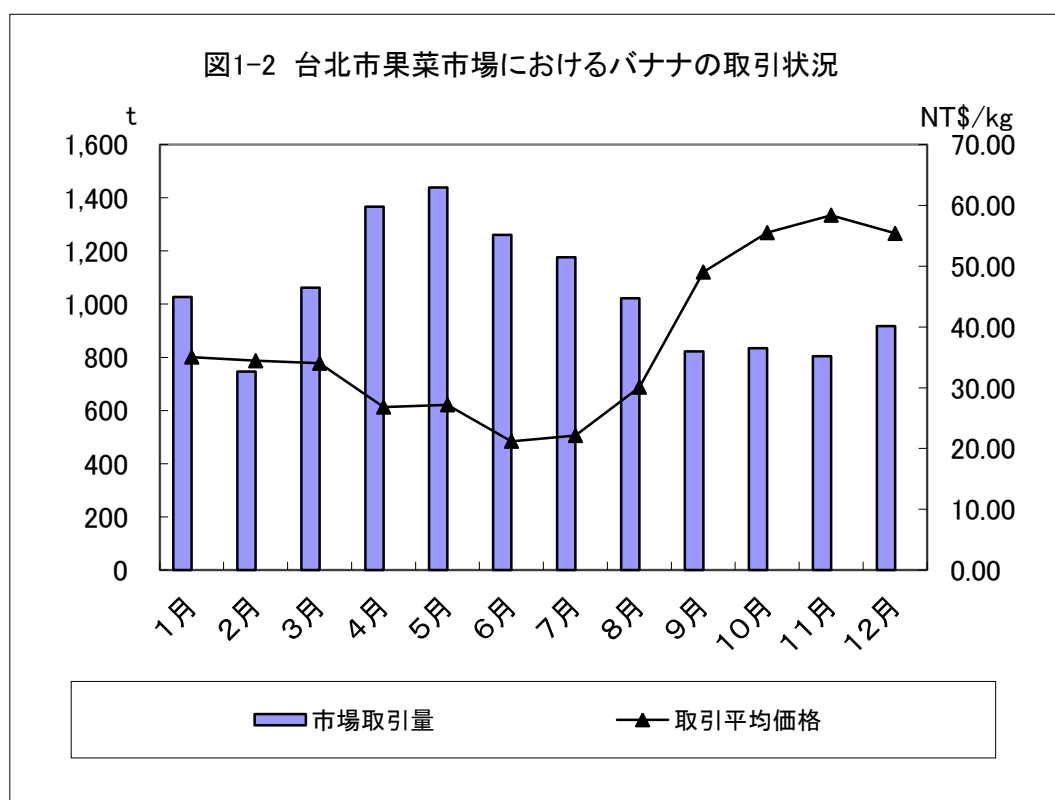
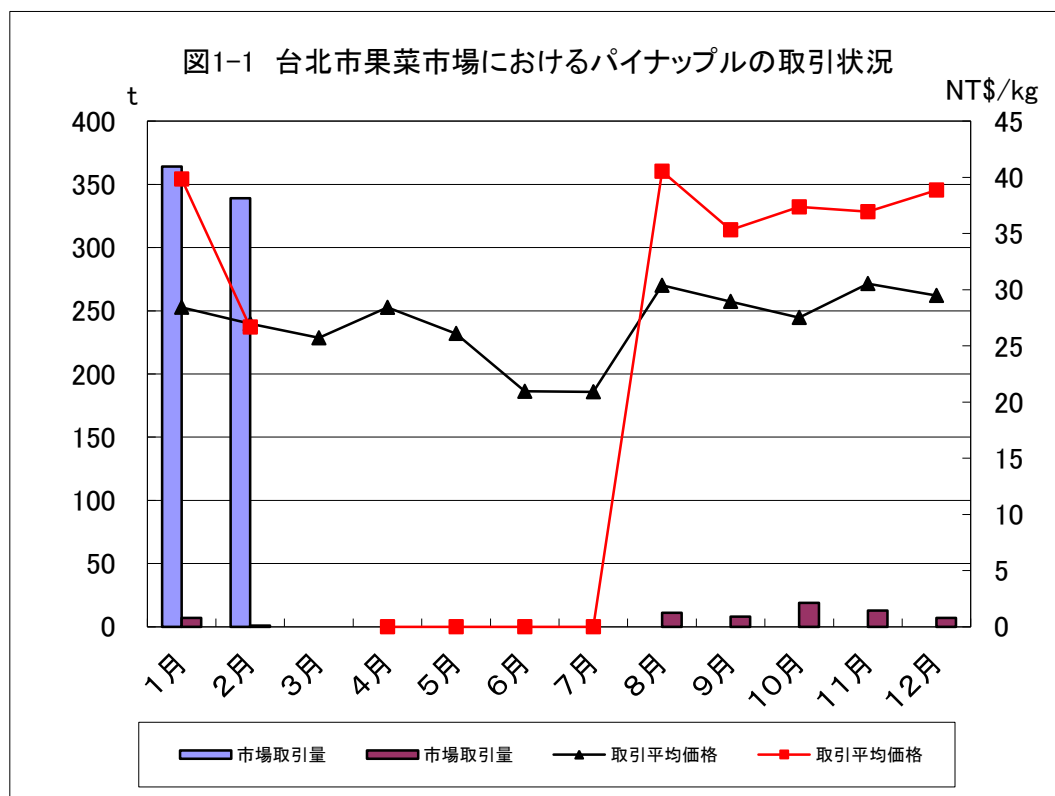


図1-3 台北市果菜市場におけるマンゴーの取引状況

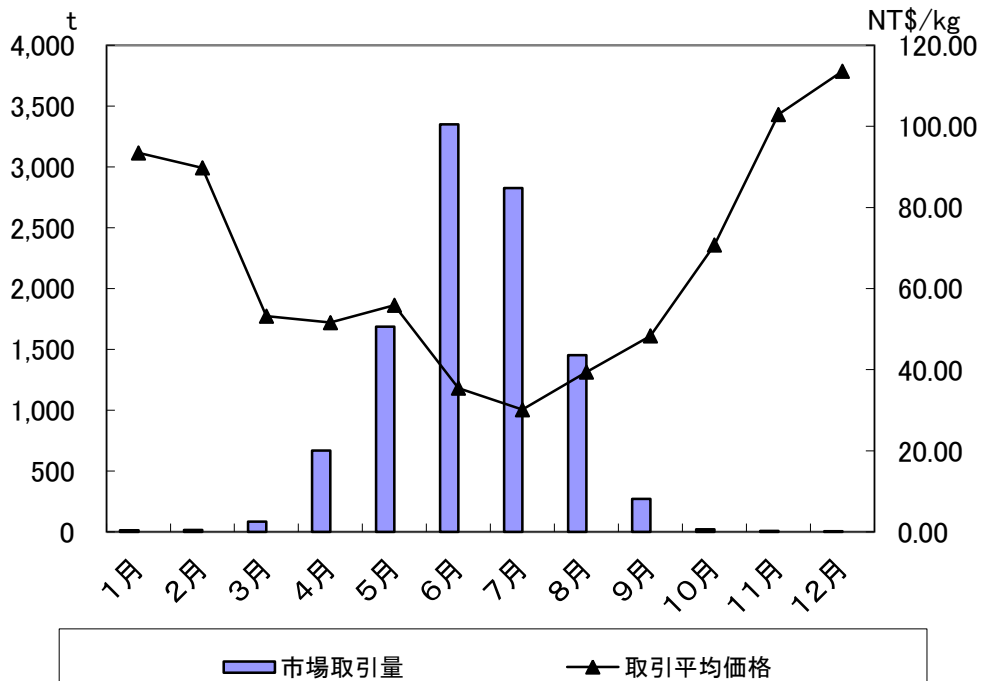
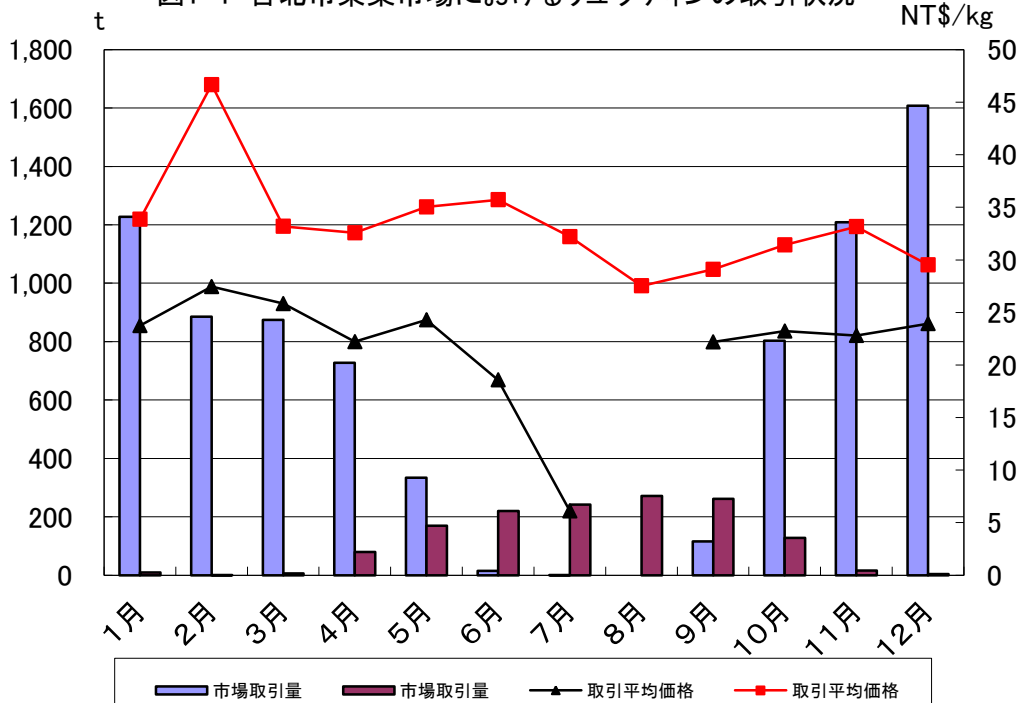
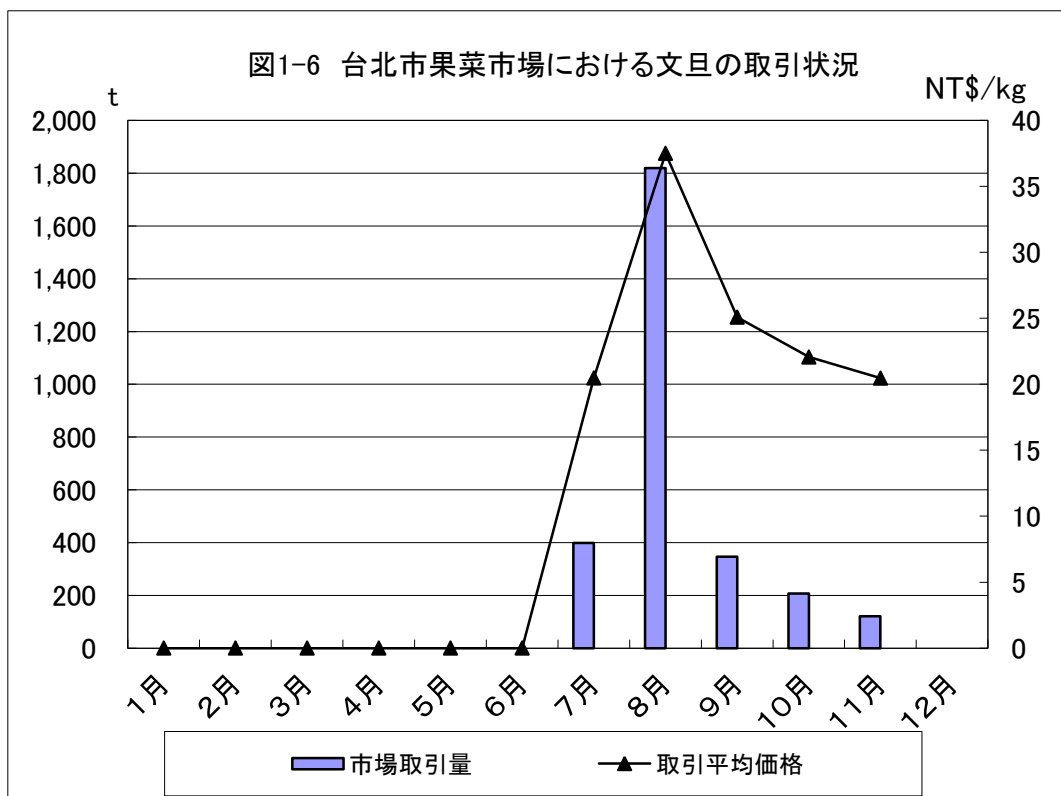
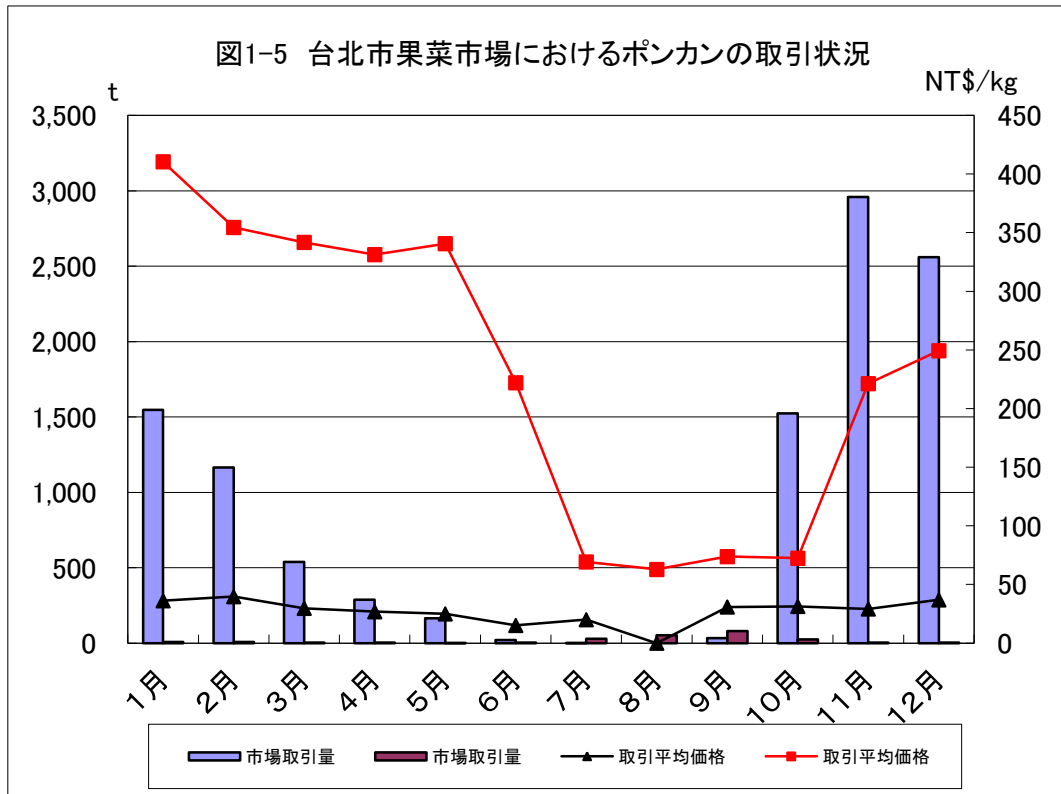


図1-4 台北市果菜市場におけるリュウデインの取引状況





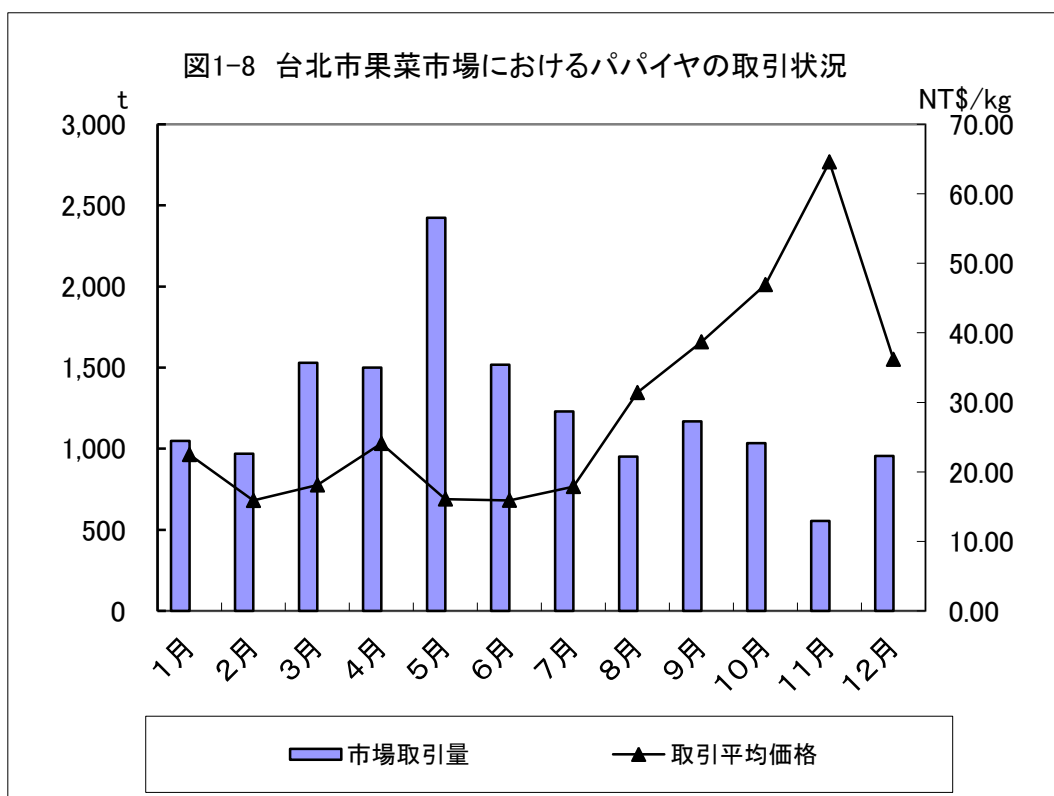
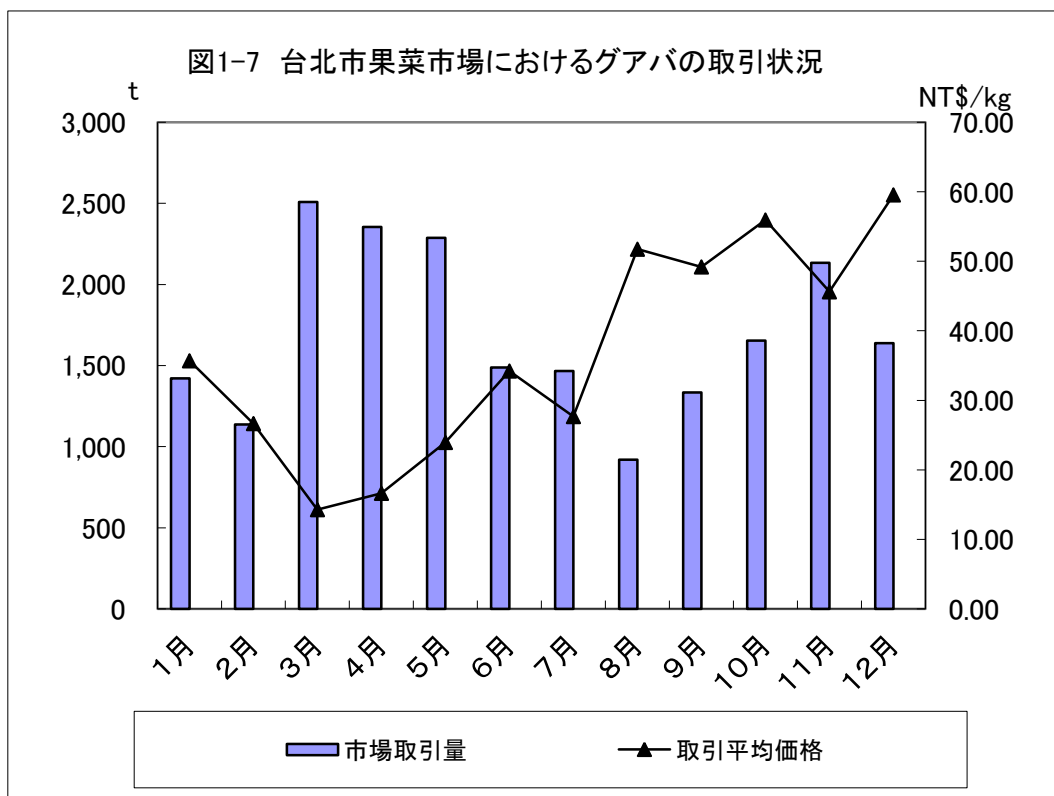


図1-9 台北市果菜市场における龍眼の取引状況

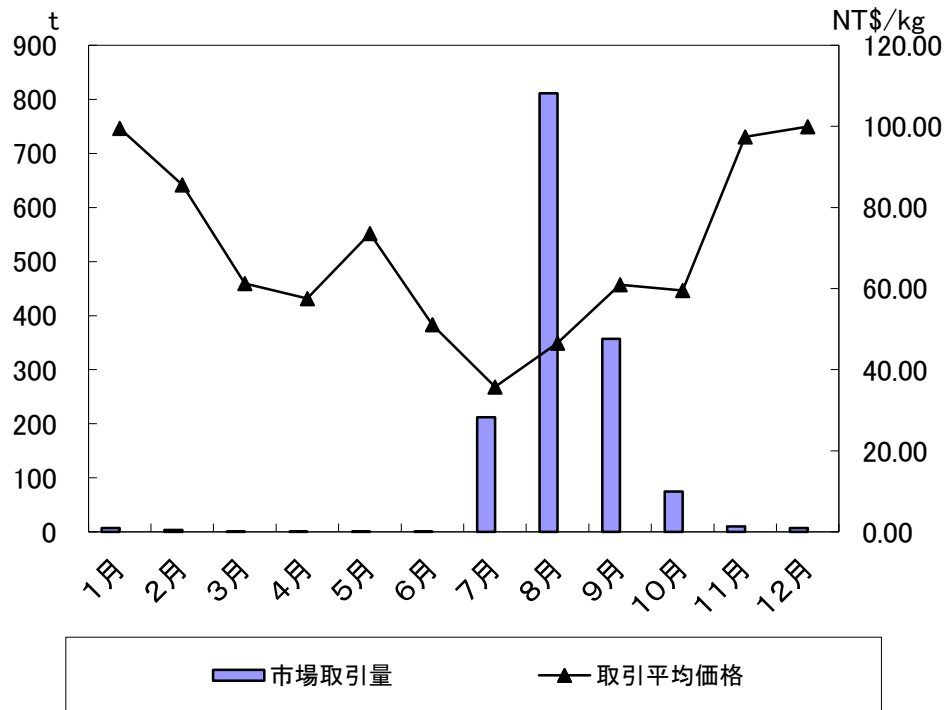


図1-10 台北市果菜市场におけるナシの取引状況

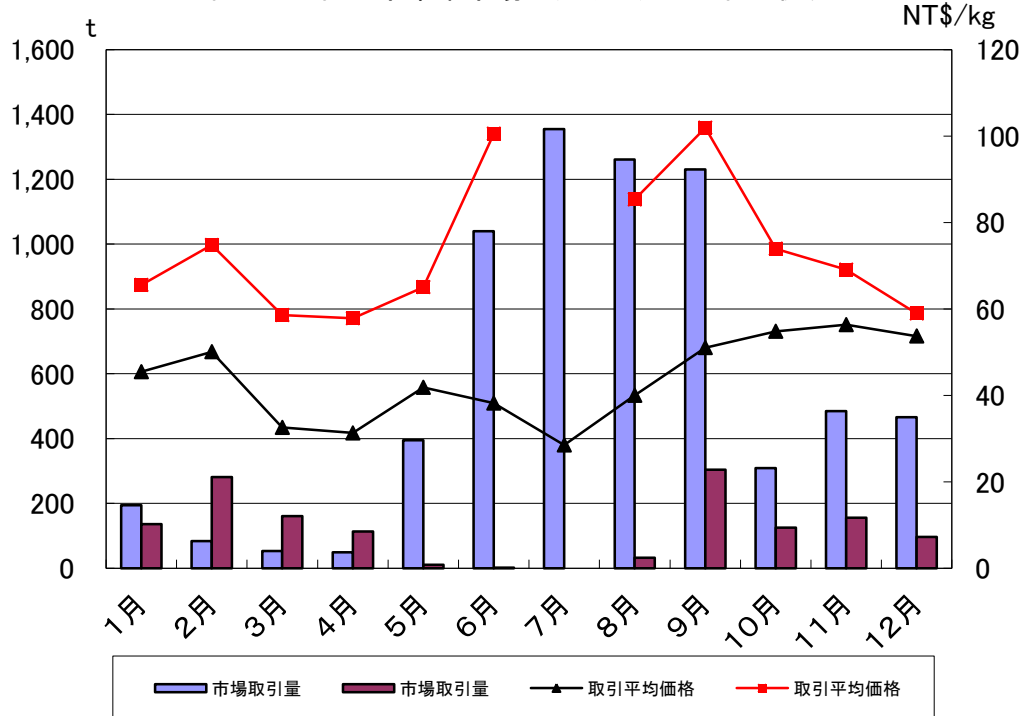


図1-11 台北市果菜市場におけるレイシの取引状況

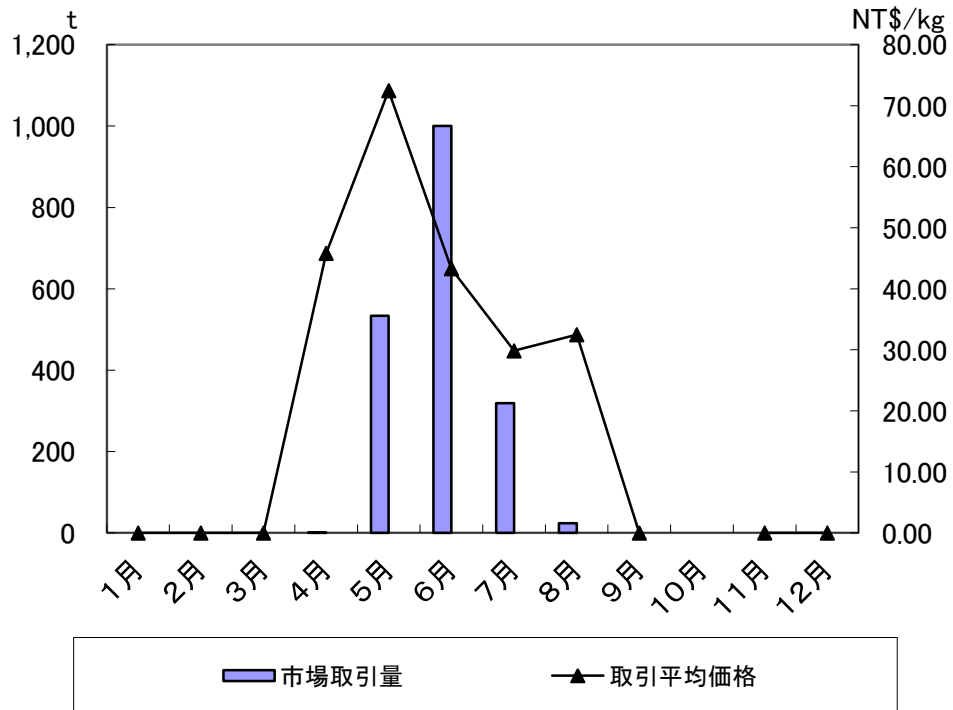
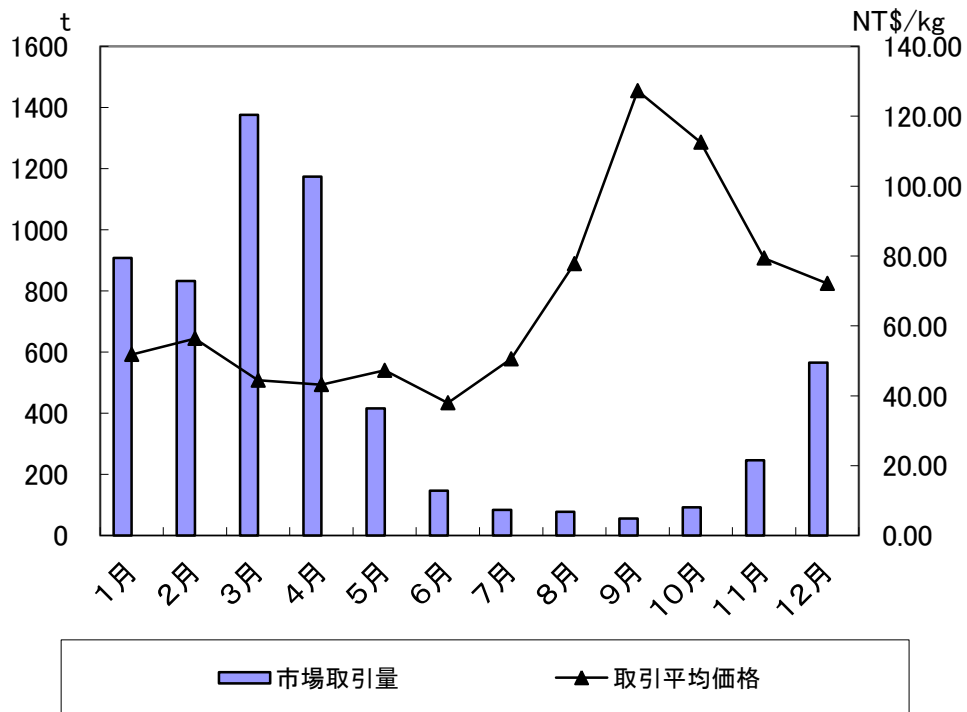
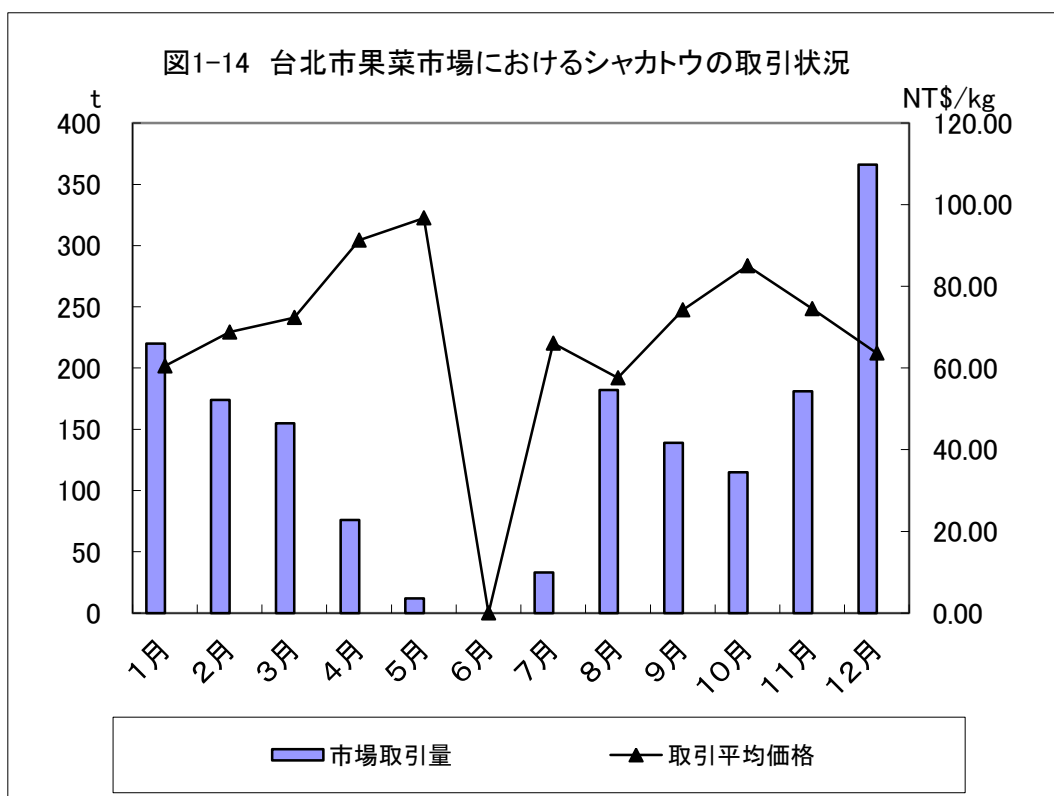
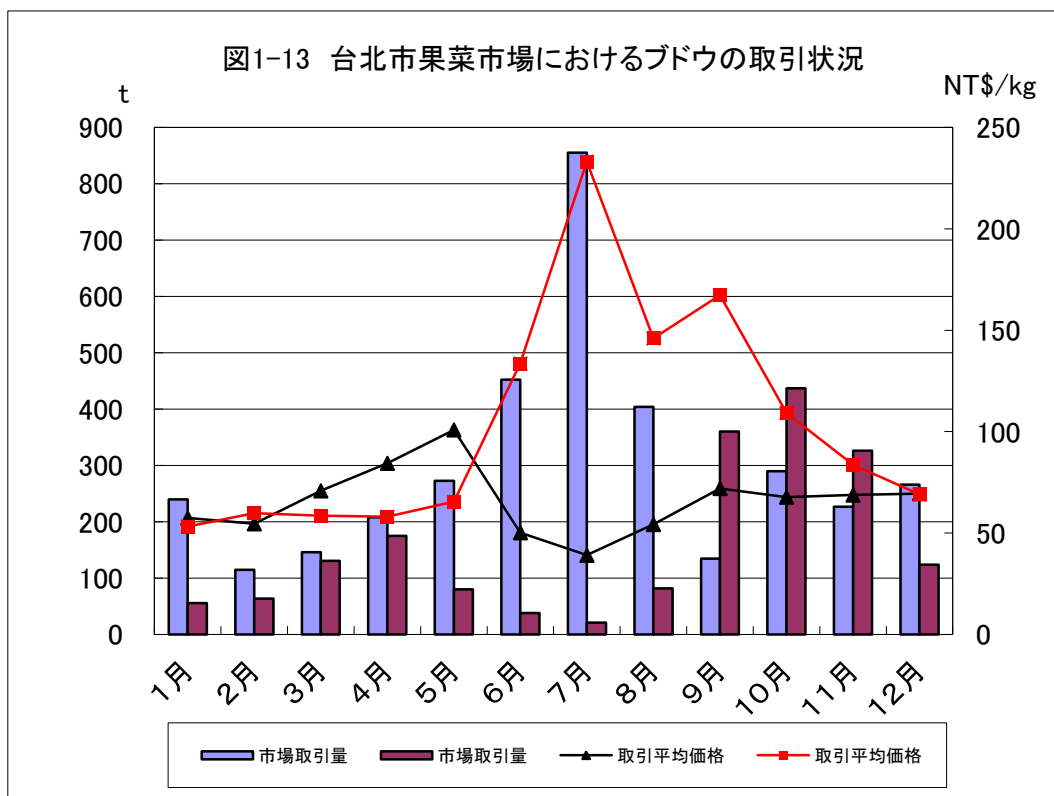
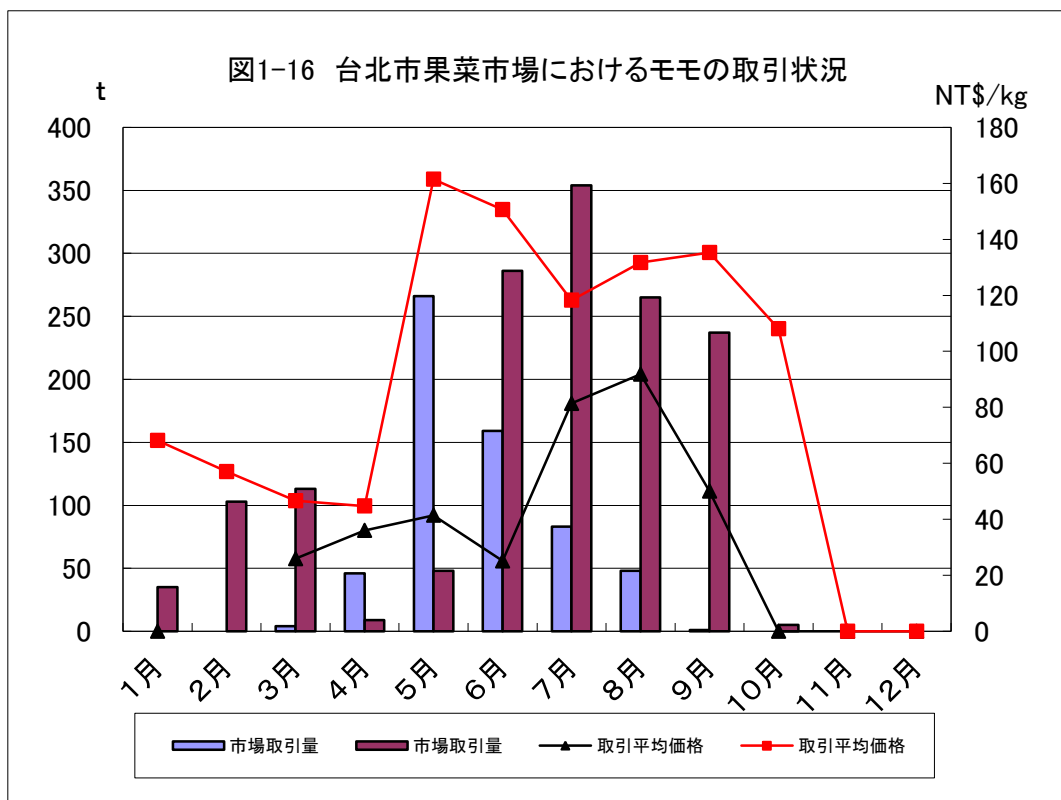
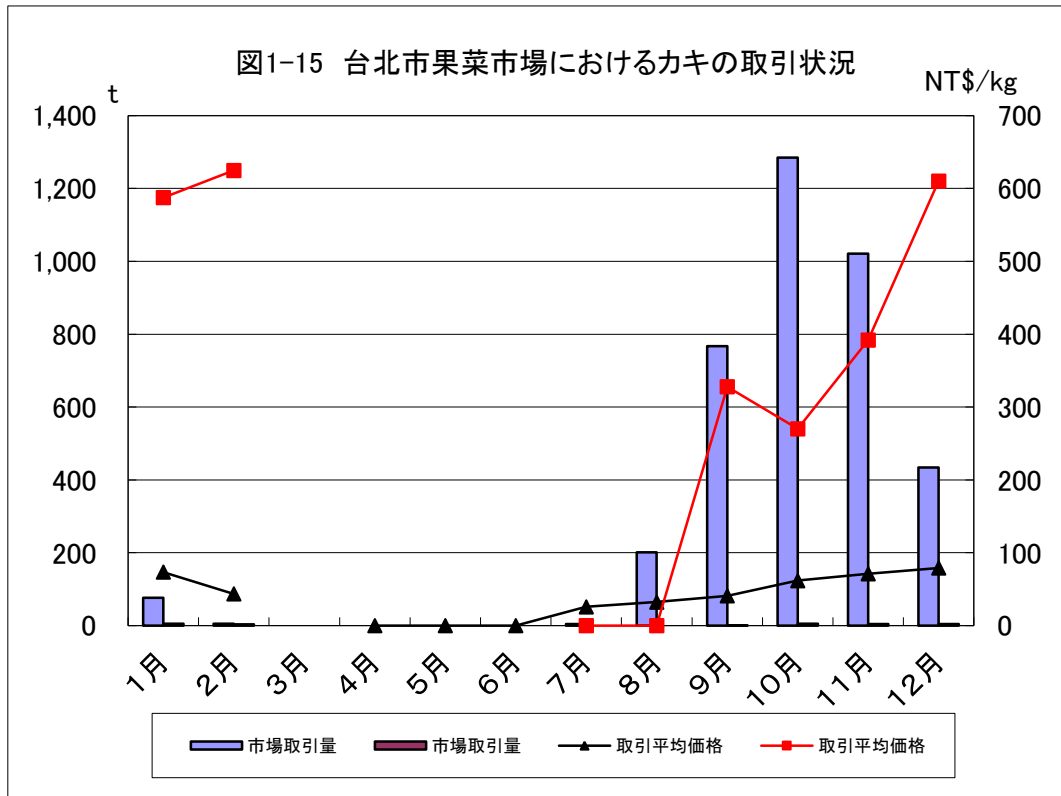
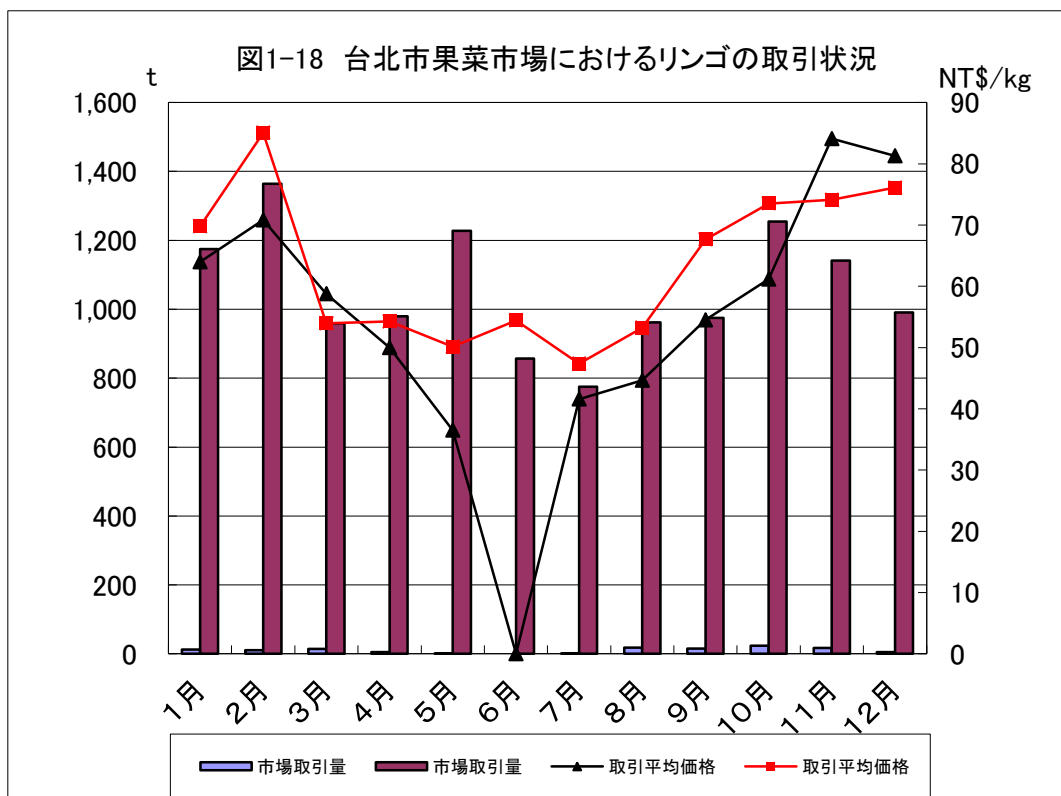
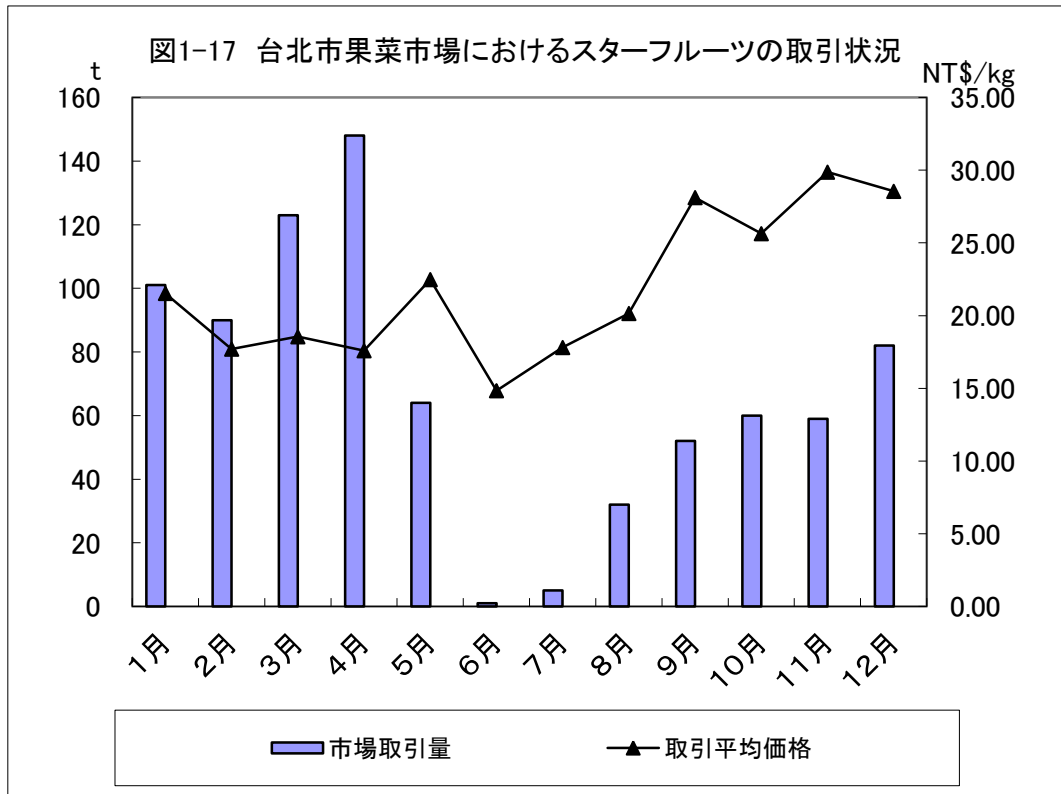


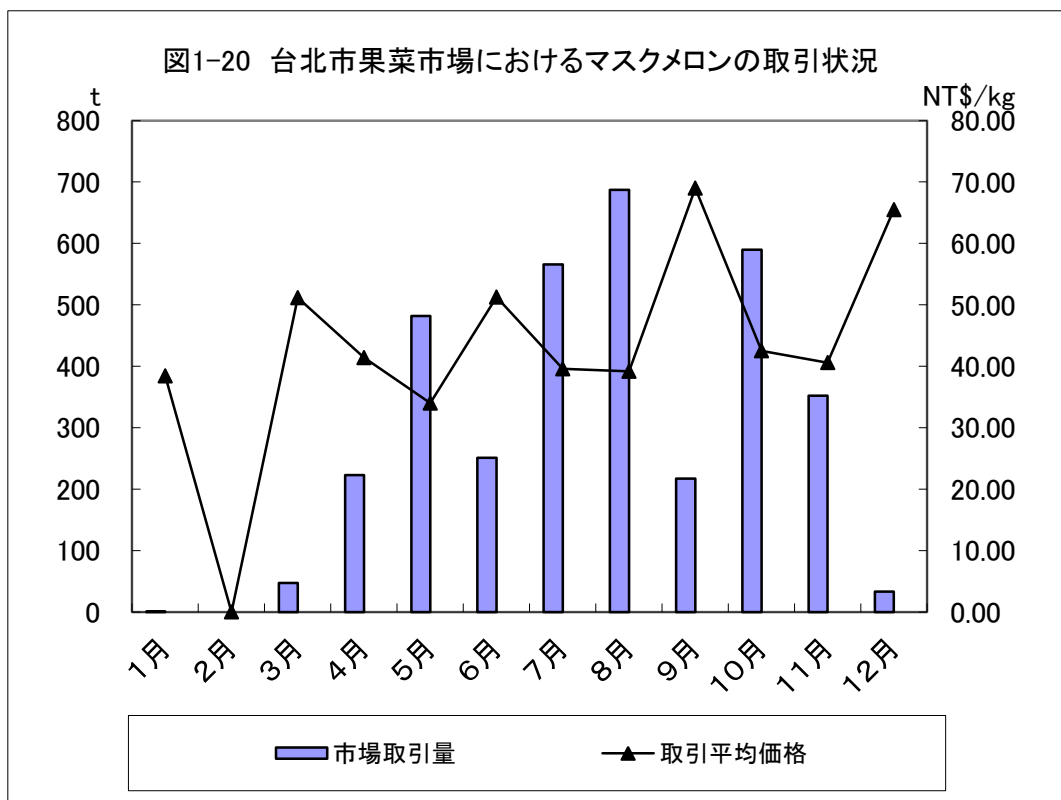
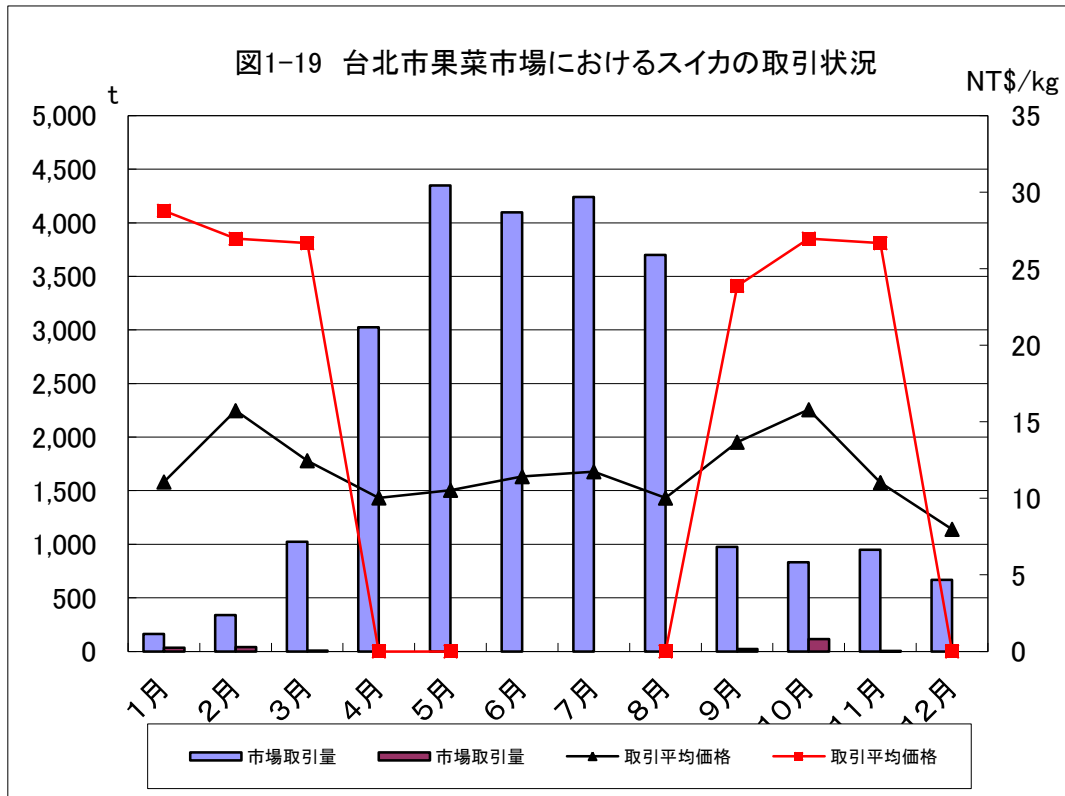
図1-12 台北市果菜市場におけるレンブの取引状況

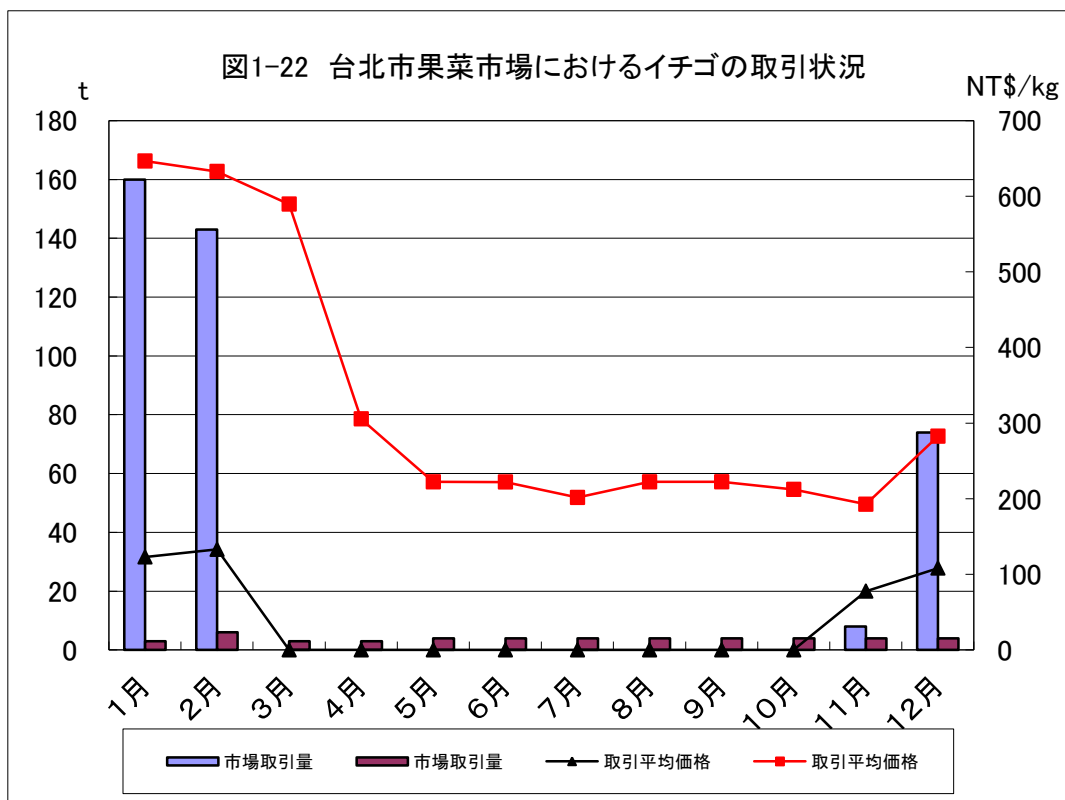
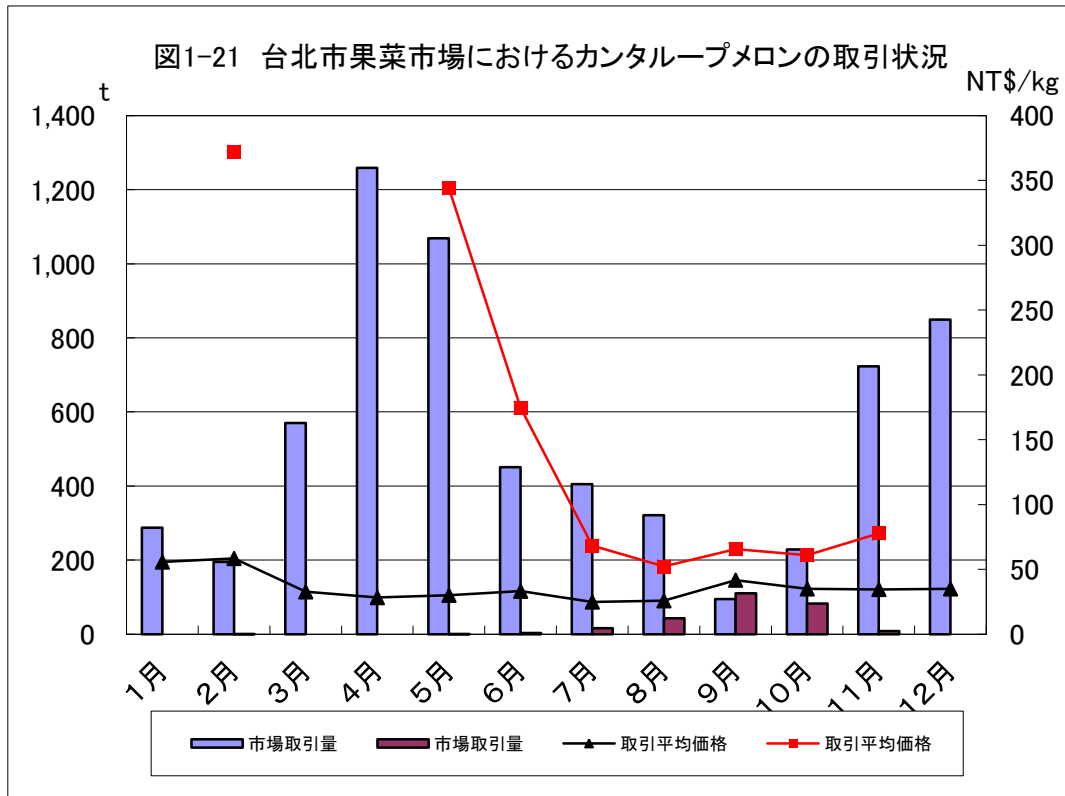












(参考 2)

2015 年 4 月 15 日付け衛生福利部による日本産食品に対する輸入規制強化に係る公告
(仮訳)

●特定地域、特定産品に対する放射性物質検査証明の添付義務

主旨：「日本から輸入する特定食品について、放射性物質検査証明の添付を義務づけることにより、輸入申請を行えるものとする」ことを公告し、公告後 30 日で施行する。

根拠：食品及び関連産品の輸入手続き法第四条。

公告事項：

- 一 宮城、岩手、東京、愛媛において生産された水産品（貨物分類番号表は添付 1 のとおり）。
- 二 東京、静岡、愛知、大阪において生産された茶類産品（貨物分類番号表は添付 2 のとおり）。
- 三 宮城、埼玉、東京において生産された乳製品、乳幼児食品、キャンディー、ビスケット、穀類調製品（貨物分類番号表は添付 3 のとおり）。
- 四 上記の検査証明は、日本政府が指定する或いはその他本署（食品薬物管理署）が認め放射性物質検査機関・機構の検査報告を含まなければならない。

●産地証明書の添付義務

主旨：「日本から輸入する食品について、産地証明の添付を義務づけることにより、輸入申請を行えるものとする」ことを公告し、公告後 30 日で施行する。

根拠：食品及び関連産品の輸入手続き法第四条。

公告事項：日本から輸入する食品について、以下の産地証明の一つを添付することを義務づけることにより、輸入申請を行えるものとする：

- 一 日本の政府が発行する産地証明書類
- 二 日本の政府或いは日本の政府が授権した機関が発行した産地証明書類、或いは本署（食品薬物管理署）が認めた産地証明書類。
- 三 上述の書類は、産地として都道府県を明示しなければならない。（了）

2016-2020 食品安全政策白書

安全な薬 安心な食



食品薬物管理署
衛生福利部
2016年1月6日

衛生福利部食品薬物管理署

Food and Drug Administration,
Ministry of Health and Welfare

<http://www.fda.gov.tw/>

要綱

安全な薬 安心な食

- 前文
 - 使命とビジョン
- 現状分析
 - 食品管理の改革
 - 問題の研究分析
- 目標と戦略
 - 行動計画
- 展望と結び



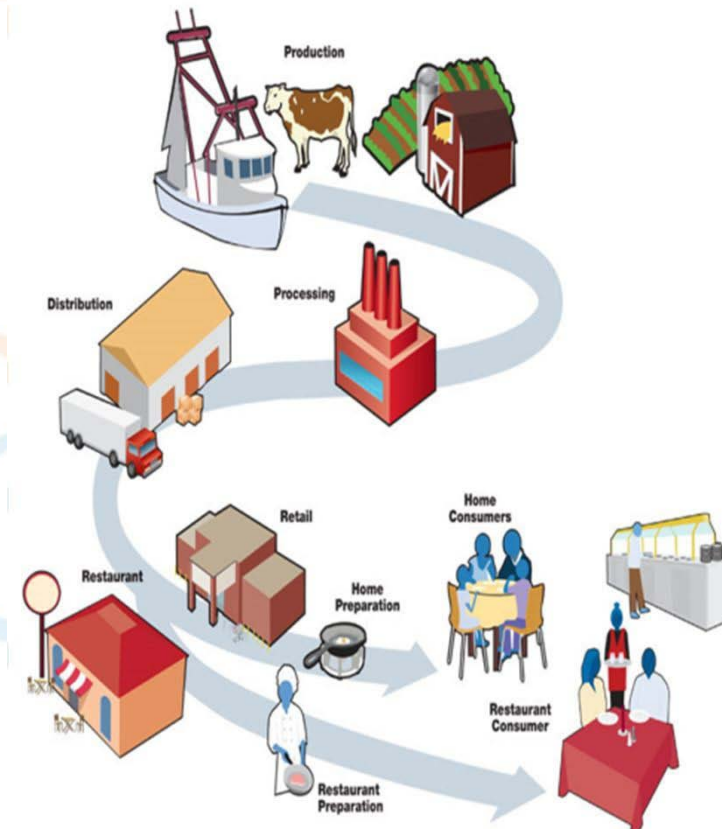
使命

安全な薬 安心な食

・農場から食卓までの食品安全 チェーンの共同構築サポート

- －領域を越えた統合
- －管理サポート
- －農場
- －生産
- －輸送
- －販売
- －飲食
- －食卓

衛生福利部
食品藥物管理署



ビジョン

安全な薬 安心な食

— 徹底した食品安全管理システムの整備、信頼できる消費環境を構築。

- 食品安全法の改革
 - 数々の厳格なチェック、国内外
 - 食品業者の衛生管理を改善
 - 食品業者の社会責任を確立
 - 十分な食品の情報の提供
 - 消費者保護
- 安全、安心から信頼の消費環境
 - 食品の安全
 - 確信の構築
 - 信頼の取得



衛生福利部
食品藥物管理署

現状分析-食品管理の改革

安全な薬 安心な食

- 食品の安全リスク管理
- 食品業者の衛生管理
- 表示宣伝広告管理
- 国境輸入食品管理
- 悪徳違法業者の処理
- 消費保護の努力
- 省庁を跨る連携と統合



衛生福利部
食品藥物管理署

目標1：農場と食卓の管理統合



戦略1：政府部門間の食品安全管理 システムの統合

安全な薬 安心な食

- ・ 省庁を跨る分担管理と協力コミュニケーション
システムの強化
 - －食品安全事務室を設立し、既存の中央と地方政府の縦のつながりを強化する。
- ・ 省庁を跨る食品安全管理とリソース運用の統合
 - －食品クラウドの構築、各省庁のチェック、検査、処分データの統合
 - －共有システムの構築、また、機関を跨る調査の実施により、事前警報及び管理機能の効果を発揮。



衛生福利部
食品藥物管理署

戦略2: 省庁を跨る食品情報の 総合管理システムの設置

安全な薬 安心な食

- 食品クラウドの核心機能を強化
 - 「5非システム」の強化
 - 食品調査監視ホームページを設置し、全国の食品業者のリスト及び製品、輸入通関申告情報、サプライチェーンの上流、下流関係、検査及び査察の結果を把握する
- 省庁を跨る情報統合の運用を促進
 - 「食品クラウド」は、「化学クラウド」、「農業クラウド」等の省庁を跨る食品管理に関するデータの相互調査を行うネットワークを計画したもので、これにより、不当な化学品の食品サプライチェーンへの流入を防止する。
 - 食品クラウド機能の促進し、省庁を跨るデータリンクを強化する

戦略3: 食品生産サプライチェーンの 管理システムの構築

安全な薬 安心な食

- 生産サプライチェーンのソース管理の強化
 - 国境分流規制の実行、農産品の認証システムの構築、食品トレーサビリティの構築、クラウド総合サービスシステムの構築。
- 生産者と食品業者の自律と社会責任を向上
 - 三段階品質管理の管理原則を運用し、業者の自主管理能力の向上を図る。
 - 第三者認証システムを構築し、また、中央と地方のチェック量を拡張する。
- 食品の永続的発展の環境づくり
 - 農業の合理的施肥と友好経営モデルの推進。
 - 回収処理業者の管理強化、期限切れ食品及び廃棄物の流れのコントロールを強化する。



衛生福利部
食品藥物管理署

目標2：ソースと物流の規制構築

戦略1: 農業生産環境の管理の改善

安全な薬 安心な食

• 農業の永続的管理を構築

- 動物用薬品検査登録審査システム、農業投薬のトレースを強化し、動物用薬品メーカーのcGMP制度実施を確立。農作物の残留農薬検出技術の研究開発とモニタリングシステムの統合と発展。

• 環境汚染のモニタリングと予防の促進

- 環境の全面的なモニタリングを強化する。
- 環境資源データの公開と共有により、国民全体とともに環境品質を監督する。



衛生福利部
食品藥物管理署

戦略2: 国産と輸入食品及びその原料の 安全のトレーサ管理

安全な薬 安心な食

- ・ 国産食品及びその原料の安全管理を強化
 - － 想定外で食品に使用された化学物質または原料に対し、データ調査による比較と検証を行う。農産品の生産販売履歴制度を確立し、農場から食卓までの生産販売データの公開と透明化を実行する。
- ・ 輸入食品及びその原料の安全管理の強化
 - － 省庁を跨ぐ通報システムを強化し、不法流用を防止する。
- ・ 世界の食品安全警告の連絡とカウンセリングプラットフォームを構築
 - － 世界の食品警告の連絡プラットフォームを構築し、毎日世界の食品回収警告を監視。
 - － 各国の食品安全交流、カウンセリング会議に参加し、各国政府とともに経済貿易と輸入管理問題について 議論する。

戦略3：食品病原安全モニタリング 制度の整備

安全な薬 安心な食

- **食品病原のモニタリングと事前警告システムの整備**
 - －「製品ルート管理データシステム」、「法定伝染病監視報告システム」、「症状の監視と事前警告システム」を構築。
- **食品媒介性疾病のモニタリングネットワークの設置**
 - －機関、分野を跨った専門とリソースの統合により、上流の農場牧畜畜産側、中流の食品加工飲食側、下流の医薬衛生疾病側の食品媒介性病原体のモニタリング、検査、流行病学の調査を行う。

戦略4: 国境管理措置の実施とスピーディーな緊急応変事前警告制度の強化

安全な薬 安心な食

• 省庁を跨ぐ国境規制と措置の強化

- 輸入飼料、油脂に対し、3段階の管理方式(輸入前検査登録、輸入時の国境検査、輸入後の動向追跡)を採用し、また、ハイリスク製品の管理を厳格に強化する。

• 緊急応変事前警告制度の整備

- 利用後のモニタリング結果を国境にフィードバックし、食品リスクのコントロールを行う。
- 中央食品事件処理作業標準プロセス書を制定

戦略5: 食品関連のソースの動向を 全面的に把握

安全な薬 安心な食

- 農産品の生産元の把握を強化
 - 農産品のトレース可能範囲及び対象を拡大し、農産品生産者及び経営業者の商品ソースの規制を支援し、生産情報を開示する。
- 食品トレーサビリティ及び電子化記録の実施
 - 食品のトレース管理情報システムを設置し、業種別に2019年までに段階的に電子申告の導入及び電子領収書の使用を指定する。
 - 電子データによる上、下流食品業者と製品のリンクで、食品安全事件中の問題商品の動向及び影響範囲の効率を高める。
- 一体化プランによるトレース記録の完全性の確認を推進
 - 今後、営業税と電子領収書等の財政税務データを応用し、「食品動向検索サービスシステム」を構築し、取引サプライチェーンを確立して、食品関連の取引データの動向を把握する。

目標3： 全生産工程の管理を導入

戦略1: 食品産業関連業者の自主管理責任を明確にする

安全な薬 安心な食

- 農家と飼料業者の自主管理システムを強化
 - 農業原料の自主的なサンプル留保と検査提出を実施。
 - また、農産品の抽出検査システムを通じて、管理追跡並びに支援強化措置を採用。
- 農業経営モデルのシフトチェンジを推進
 - 農業栽培を「グループ生産区」及び「契約栽培生産」にシフトチェンジする。
- 従来の小規模食品産業と飲食業の衛生管理レベルを引き上げる
 - 全体的な製造工程の衛生安全調査、産業製造工程の危険分析、重要規制ポイントのコントロールを通じ、衛生基準ガイドを提供し、業者の実行力を向上させる。
 - 地方衛生機関の職員の監査実施及び支援の実務能力を強化する。
 - 飲食衛生管理レベルの評定制度推進を通じて。

戦略2:工場登記、業者登録、営業税籍 の管理リソースを統合

安全な薬 安心な食

- **食品工場登記管理を強化**

- 地方政府が年々管轄内の未管理、未登記工場名簿を作成するよう、經濟部が監督指導し、また、未登記工場の合法経営計画等の管理措置のサポートを推進する。

- **食品業者登録制度を強化**

- 全食品業者の登録を目標に継続的に実施する。

- **営業税籍と工場登記データの統合利用**

- 財政部と衛福部のデータを食品産業の業態分析及び管理方針決定の重要リソースとする。

戦略3: 食品工場管理制度の向上

安全な薬 安心な食

- 工場の分離設立状況の追跡
 - サポートチームを結成して訪問視察を行い、また、訪問視察結果に基づいて等級分け、分類といった差別化支援措置を実施。化学工業原料、飼料、飼料添加物を生産する工場の期限内の手続き完了をともにサポートする。
- 食品工場のリスク管理システムを始動
 - 工場登記済みの食品工場に、GHP/HACCPリスクコントロールの管理措置を導入する。
 - ハイリスク、高規定違反率及び大量生活物資の監査を優先的に行う。
- 衛生安全管理検証の推進
 - 資本金が3千万以上の食用油脂製造業、缶詰製造業、食品添加物製造業、特殊栄養食品製造業、乳製品加工食品業 の衛生安全管理システム認証の取得を推進。
 - 業種別の衛生安全管理実施認証を拡大。



衛生福利部
食品藥物管理署

戦略4: 生産者と食品業者の三段階 品質管理制度

安全な薬 安心な食

食品の三段階品質管理

農場から食卓まで 食品の安全のシームレス管理

広告

第一段階の品質管理 自主管理

国産

輸入

- 原材料、半製品または製品の定期検査。
- 原料サプライヤーの管理と訪問調査により、ソースを探す。
- トレース、原料元及び動向の把握により、見つけることができる。

第二段階の品質管理 機関の認証

- 信頼できる第三者が、工場全体を検査。
- 衛生安全システム、サイクル検査。
- 原料、製造工程、製品リスク、すべてを審査。

第三段階の品質管理 当局の審査

- 食薬戦隊が食の安全を守る。



目標4： 流通監視制御システムの改革

戦略1: 食品ルート業者の管理及び流通 チェックシステムの強化

安全な薬 安心な食

- ルート業者の自主管理能力の向上
 - 「理想のルート」運動、「理想の食品及び農産品ルート企業ガイド」、「食安キーパー」の普及。
- 流通チェックシステムの強化、機関を跨ぐ連携の改善
 - 省庁を跨ぐリソースの融合、統一チェックと規則違反の取締りの強化。
 - 中央と地方間のコミュニケーション、連絡システムの強化。
- チェック量の強化、検察、警察が連携した違法行為の捜査
 - 内政部警政署保安警察第七総隊と食安案件の要点連絡の処理協力を締結し、正式に衛生環境保護と警察のリソースを結びつける。
 - 衛生と検察、警察の機関を越えた連携システムを整備し、横の意思疎通を強化。



戦略2: 食品の流通モニタリングシステムの向上

安全な薬 安心な食

- 農産物の輸送販売チェーン管理とモニタリングシステムの整備
 - 業者のHACCP管理システム導入を支援。
 - 商品の販売前の抽出検査チェックモニタリング計画を継続的に行い、農産品の包装と集荷場業者の支援及びチェックを強化する。
 - 「飼料管理法」を修正し、飼料業者の生産管理責任および罰則を強化する。
- 食品の販売後品質モニタリング検査システムの整備
 - 商品の販売後のモニタリングを継続的に行う。ハイリスクまたは高規定違反率の商品に対するモニタリングを強化する。
- 農業遺伝子改造生物安全管理システム及び検査モニタリング制度の完備
 - 「遺伝子組み換え作物検査モニタリング班」を設立し、パパイヤ、トウモロコシ、大豆、米、油菜、ジャガイモ等の重要作物の検査モニタリング技術を確立する。

戦略3: 完全な食安検査技術と方法の研究開発と構築

安全な薬 安心な食

- 充実した世界レベルの国家実験室のソフト及びハード力
 - 国家実験室の精密計器設備をさらに補強
 - 各種食品偽装、想定外で食品に添加された化学物質、新たに発生した汚染物、食品生物性偽装混入、食因性病原微生物、或いは特殊危険物質の検査方法を確立する。
- 想定外目標物の識別能力の改善
 - アメリカ薬局方委員会等の国際間で経験を持つ機関との交流、提携を強化する。
 - 中央地方及び民間の検査データを統合し、想定外目標物に対する分析及び通報を行う。

戦略4: 地方と民間の実験室の検査の質と量の向上

安全な薬 安心な食

- 地方の検査量と技術の向上
 - 域の連合分業システムを継続的に構築。地方衛生局の実験室の効力を高める。
 - 地方衛生局の実験室の外部監査及び能力試験を行い、段階的に認証実験室へと発展できるよう支援する。
- 民間検査機構の認証数と検査量を増やす
 - 「食品検査機構の認証及び委託認証管理方法」を制定し、民間 実験室の認証システムを推進する。
 - 継続的に処理し、認証項目を年々拡大する。
- 検査機構の能力試験比較システムの強化
 - わが国の検査機構の内部品質管理措置及び外部品質保証作業の強化。
 - 実験室間の比較項目を継続的に増やし、実験室の特定検査方法及び項目一致性を確保する。



衛生福利部
食品藥物管理署

目標5：リスク予知能力の発展

戦略1: 食品リスク評価システムの整備

安全な薬 安心な食

- 国内外の民情のモニタリングを強化
 - 海外の民情モニタリングを取り入れ、わが国の食品安全情報のモニタリング事前警報システムを向上させる。
- 独立、客観的、オープンなリスク評価システムの構築
 - リスクコミュニケーション等、異なる分野の専門評価能力の発展により、リスク分析の効力を高める。
 - 食品安全リスク評価ガイドと技術基準を設定する。
- リスク評価の専門人材を育成
 - 海外のリスク評価システムと同盟を結び、食品安全基準とシステムの経験を構築する。
 - リスク分析の人材養成の高度なトレーニング及び実務演習を行う。
- 食品リスク評価諮問議論システムの強化
 - 食品の安全、毒性、リスク評価等の専門学者、さらに、消費者団体が食品リスク評価議会を組織し、政府のリスク管理及びリスクコミュニケーションをサポートする。

衛生福利部

食品藥物管理署



戦略2: 各領域を跨るコミュニケーションと管理 の新たなビジョンを実現

安全な薬 安心な食

- 全国民リスクコミュニケーションシステムの整備
 - 利害関係者(産、官、学、研、民等)の交流を強化し、公聴会、座談会の開催、インターネット提議の収集調査、各方面の意見の公開募集等、各コミュニケーションプラットフォームを通じて意見交流とコミュニケーションを進める。
 - 各対象グループの有効なコミュニケーションモデルの拡大、省庁を跨る食品安全問題の一括サービスの拡散及び統合を強化。
- 市民参画の拡大と食安防護ネットの共同構築
 - 各省庁が設立したコミュニケーションプラットフォーム及び出版物を運用し、生活関連の議題に対する市民のリスク認知を強化する。

戦略3: 食品情報の公開と消費者 保護責任の全う

安全な薬 安心な食

- データを開示し、透明化する
 - 現在、衛福部の食品開示データは合計64件(食品業者登録プラットフォーム、台湾地区の食品栄養成分データベース等)。
 - 検査結果を増やし、市民に検索を開放する。
- 食品表示と広告管理の整備
 - 法律の改訂、表示規定の大幅強化、規定違反の罰金額の引き上げ等を段階的に推進する。
 - インターネットを監視し、各メディアにおける事実とは異なる、誤解を招きやすい、医療効果を公言した食品広告の捜査を強化する。
- 「食品安全保護基金」の運営
 - 「食品安全保護基金補助方法」を制定し、また、食品安全保護基金を運営する。



衛生福利部
食品藥物管理署

展望と結び

安全な薬 安心な食

- ・ 省庁を跨って密接に協力し、リソースを統合、運用する。
- ・ ソースの厳密な管理、漏れの無い厳格なチェック。
- ・ 業者の情報を把握し、管理を導入する。
- ・ 多様な監視システム、無限の検査技術。
- ・ 客観的なリスク評価、スムーズなリスクコミュニケーション。

ご指導のほど
よろしくお願い致します

(参考4)

記録番号: 0103/05010105/01
保存期限: 5 年

行政院農業委員会 公示

發送日付: 2014 年 05 月 01 日

發送番号: 農授防第 1031488594 号

主旨: 農藥耕地試験準則第 4 条第 1 項第 2 款の使用範囲を拡大するグループ化作物または有害生物の種類、代表的な使用範囲及び実施方法の修正公示。

基準: 農藥耕地試験準則第 4 条第 2 項

公示事項:

一、藥効試験の使用範囲グループ:

- (一) 作物は成長特性、形状、收穫様式及び栽培方式によって水稻、雜穀、野菜、果樹、工芸作物、花卉、林木等の 7 種類のグループに分かれる。
- (二) 有害生物(以下害物と略称)の病原菌(真菌と細菌)、昆虫、陸産貝類は、生活史または危害習性、さらに、藥劑感受性によって分類される。
- (三) 作物の分類群と害物のグループ化は、作物が同種或いは同分類群から受ける被害によって分類し、また、經濟価値が高い、被害が深刻、防除が困難な作物を当該グループの代

表作物として選択する。また、被害が深刻、防除が困難な害物を当該グループの代表害物として選択する。同グループの作物および害物で、代表作物または代表害物として指定されていない物は、使用範囲の拡大が可能である。

(四) 農薬薬効試験作物分類表は、殺菌剤及び殺線虫剤(添付表 1)、殺虫剤と殺ダニ剤(添付表 2) 及び除草剤(添付表 3)に分けられる。

二、残留量試験の作物グループ：

(一) 作物は農産物の特性により、米類、麦穀物類、豆類、結球野菜類、小葉野菜類、果菜類、瓜類、マメ科野菜類、根菜類、キノコ類、柑橘類、梨状果類、その他の皮が食べられない果物、茶類、サトウキビ、ナッツ類、コーヒー等、18 群に分類される。

(二) 食用部位の特性によって作物をグループ化し、主要消費農産品、予定残留量が多い、経済価値が高い、栽培面積が大きい、または、生産量が多い作物を当該グループの代表作物として選択する。また、残留農薬の潜在性の高さにより、優先順位に従って配列する。第 2 位の同グループの作物はいずれも拡大可能な作物の範囲である。

(三) 農薬残留量試験作物分類表(添付表 4)。

三、使用範囲を拡大した農薬耕地試験を行い、共通の作物栽培方式(屋外或いは施設)により、代表作物の薬効試験と残留量試験を行わなければならない。

主任委員 **陳保基**

本案は動植物防疫検疫局の認可を受けて実施する

農薬拡大使用範囲のグループ化作物または有害生物の種類、代表的な使用範囲及びその実施方法表
 添付 (2014. 05. 01)

添付表 1 殺菌剤及び殺線虫剤の薬効試験作物分類表

作物グループ	代表使用範囲		拡大使用可能範囲		注意事項
	代表作物	代表害物 (注 1)	作物 (注 2)	同グループの害物 (注 1)	
1. 水稻	水稻	イネごま葉枯病 (<i>Cochliobolus miyabeanus</i> , 不完全世代: <i>Bipolaris oryzae</i>)	イネ科作物	イネごま葉枯病菌 (<i>Bipolaris zizaniae</i>)	
		イネ白葉枯病 (<i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>oryzae</i>)	イネ科作物	細菌性イネ病原体 (<i>Xanthomonas oryzae</i> pv. <i>oryzicola</i>) 等葉部分の細菌性病害	
2. 雑穀	トウモロコシ	トウモロコシべと病 (<i>Peronosclerospora sacchari</i>)	イネ科作物	トウモロコシべと病 (<i>Peronosclerospora sacchari</i>)	
	トウモロコシ	さび病 (<i>Puccinia sorghi</i> , <i>P. polysora</i>)	イネ科作物	さび病 (<i>Puccinia</i> spp.)	
	トウモロコシ	トウモロコシごま葉枯病 (<i>Cochliobolus heterostrophus</i> , 不完全世代 <i>Bipolaris maydis</i>)	イネ科作物	トウモロコシごま葉枯病 (<i>Bipolaris sorghicola</i> , <i>B. coicis</i> , <i>B. setariae</i>)	
	トウモロコシ	テンサイ根腐病 (<i>Thanatephorus cucumeris</i> , 不完全世代: <i>Rhizoctonia solani</i>)	イネ科作物	立枯病 (<i>Rhizoctonia solani</i>)	
			マメ科作物		
			ショウガ		
	落花生	白絹病 (<i>Athelia rolfsii</i> , 不完全世代: <i>Sclerotium rolfsii</i>)	マメ科作物、ヒマワリ	白絹病 (<i>Athelia rolfsii</i> , 不完全世代: <i>Sclerotium rolfsii</i>)	
			イネ科作物		
	落花生	コウジカビ (<i>Aspergillus niger</i>)	マメ科作物	アスペルギルス・フラブス (<i>Aspergillus flavus</i>)	
			イネ科作物		

作物グループ	代表使用範囲		拡大使用可能範囲		注意事項
	代表作物	代表害物（注 1）	作物（注 2）	同グループの害物（注 1）	
3. 野菜	野菜をいずれか1種類選択	苗の時期の病害	野菜	代表害物と共通の苗の時期の病害	
	キュウリまたはマスクメロン 或いはメロン	病害（Diseases） ウドンコ病 (Powdery mildews)	ウリ科作物	代表害物と共通の病害 (Diseases)	
			ナス科作物	ウドンコ病 (Powdery mildews)	
			マメ科作物		
			ニンジン、ゴボウ イチゴ		
			板藍根		
			ゴマ		
	ネギ、ニラ、ニンニクからいずれか1種類を選択	病害（Diseases）	ネギ科作物	代表害物と共通の病害 (Diseases)	
			ユリ科作物		
	マメ科作物からいずれか1種類を選択	病害（Diseases）	マメ科作物	代表害物と共通の病害 (Diseases)	
	アブラナ科の野菜またはレタスからいずれか1種類を選択	べと病 (Downy mildews)	アブラナ科作物、キク科作物、 ホウレン草、バジリコ	べと病 (Downy mildews)、白さび病 (<i>Albugo</i> spp.)	
			ウリ科作物		
			ネギ科作物		
			マメ科作物		
			ヒユ科作物		
			ヒルガオ科作物		
	アブラナ科の野菜またはレタスからいずれか1種類を選択	黒斑病または紫斑病或いは褐色腐敗病 (<i>Alternaria</i> leaf spot, Black leaf spot, Brown rot)	アブラナ科作物、キク科作物、 オオタニワタリ	黒斑病、紫斑病、褐色腐敗病 (<i>Alternaria</i> leaf spot, Black leaf spot, Brown rot)	
			ネギ科作物		
			マメ科作物		
			地黄		

作物グループ	代表使用範囲		拡大使用可能範囲		注意事項
	代表作物	代表害物（注 1）	作物（注 2）	同グループの害物（注 1）	
	パプリカまたはトマト、ナス、イチゴ、ジャガイモのいずれか	疫病（ <i>Phytophthora</i> spp.）または晩疫病（ <i>Phytophthora infestans</i> ）	ナス科作物、金針菜、ローゼル	疫病菌（ <i>Phytophthora infestans</i> ）、イチゴ果実腐敗病（ <i>Phytophthora</i> spp.）	
			キク科作物、ビート、チャンチン		
			ネギ科作物		
			マメ科作物		
			ウリ科作物		
			イモ、ショウガ		
			イチゴ		
			ゴマ		
			地黄、丹参、黄耆、当帰		
	トマト、ネギ、ナス、パプリカ、ニンジンのいずれか	白絹病（Southern blight）	ナス科作物	白絹病（Southern blight）	
			ネギ科作物		
			オオタニワタリ		
			マメ科作物		
			ニンジン、ゴボウ、イモ、ヒシ、ショウガ、山芋、ビート		
			ヒマワリ、ゴマ		
			地黄、ドクダミ、ムラサキ、サジオモダカ、ウコン、刺蜜薯（山芋）		
	パプリカまたはスイカ或いはイチゴ	炭疽病（ <i>Colletotrichum</i> spp.）	ナス科作物	炭疽病（ <i>Colletotrichum</i> spp.）	
			アブラナ科作物、キク科作物、ハウレン草、タイワンガガブタ、オオタニワタリ		
			ネギ科作物		
			マメ科作物		

作物グループ	代表使用範囲		拡大使用可能範囲		注意事項
	代表作物	代表害物（注 1）	作物（注 2）	同グループの害物（注 1）	
			ウリ科作物		
			ヒシ、オオタニワタリ		
			イチゴ		
			アネクトキルム・フォルモサナス		
	イチゴ	灰色かび病(<i>Botrytis</i> spp., 完全世代： <i>Botryotinia</i> spp.)	カイラン、レタス、エンサイ、チャンチン	灰色かび病 (<i>Botrytis</i> spp.、完全世代： <i>Botryotinia</i> spp.)	
			アスパラガス		
			ネギ科作物		
			ナス科作物、ローゼル		
			マメ科作物		
			蕎麦		
			黄麻、ケナフ、亜麻、トウゴマ等の作物		
	アスパラガス	茎枯病 (Stem blight)	ナス科作物	茎枯病 (Stem blight)	
			わさび		
	レタス	菌核病 (<i>Sclerotinia sclerotiorum</i>)	アブラナ科作物、キク科作物、セリ科作物、エンサイ、ホウレン草、ビート、ヒユ、スベリヒユ、オオタニワタリ	菌核病 (<i>Sclerotinia sclerotiorum</i>)	
			ネギ科作物		
			マメ科作物		
			ナス科作物、オクラ		
			キャッサバ、サツマイモ、ビート		
	アブラナ科の野菜またはナ	細菌性病害 (Bacterial diseases)	アブラナ科作物、キク科作物	代表害物と共通の細菌性病害 (Bacterial diseases)	

作物グループ	代表使用範囲		拡大使用可能範囲		注意事項
	代表作物	代表害物（注 1）	作物（注 2）	同グループの害物（注 1）	
	ス科の野菜からいずれか1種類を選択		ネギ科作物、ナス科作物、イチゴ、ゴマ		
	トマトまたスイカ	根瘤線虫 (<i>Meloidogyne</i> spp.)	アブラナ科作物、キク科作物、ネギ科作物、ヒルガオ科作物、アカザ科作物、ナス科作物、マメ科作物、ウリ科作物、スベリヒユ、シヨウガ科作物、イモ、キャッサバ、山芋、ニンジン、イチゴ等の作物	地下線虫類 根瘤線虫 (<i>Meloidogyne</i> spp.) 根腐線虫 (<i>Pratylenchus</i> spp.) 螺旋線虫 (<i>Helicotylenchus</i> spp.) ニセフクロ線虫 (<i>Rotylenchulus</i> spp.) 等の地下線虫類。	
4. 果樹	梨	黒星病 (<i>Venturia</i> spp.)	バラ科の果樹	黒星病 (<i>Venturia</i> spp.)	バナナ及び柑橘の黒星病菌はそれぞれ <i>Guignardia musae</i> と <i>Guignardia citricarpa</i> 。
	ブドウまたはマンゴー或いはパパイヤ	ウドンコ病 (Powdery mildews)	バラ科の果樹、インドナツメ、柿	ウドンコ病 (Powdery mildews)	
			マンゴー、パパイヤ、キウイ、アビウ 柑橘類		
	パパイヤまたはバンレイシ或いはレンブ	疫病 (<i>Phytophthora</i> spp.)	パパイヤ、バンレイシ、マンゴー、パイナップル、ライチ、リュウガン、ランブータン、パッションフルーツ、アボカド	疫病 (<i>Phytophthora</i> spp.)、ライチべと病 (<i>Peronophythora litchii</i>)	「地上部及び果実疫病」と「根部及び地下部疫病」は別々に試験を行わなければならない。
			インドナツメ、ナツメ、び		

作物グループ	代表使用範囲		拡大使用可能範囲		注意事項
	代表作物	代表害物（注 1）	作物（注 2）	同グループの害物（注 1）	
			わ		
			柑橘類		
			レンブ、グアバ、イチジク		
	マンゴー	炭疽病（ <i>Colletotrichum</i> spp.）	パパイヤ、バナナ、バンレイシ、ライチ、リュウガン、ランブータン、パッションフルーツ、アボカド、ドラゴンフルーツ、ヤシ、ビンロウ		
			ブドウ（晩腐病）、レンブ、グアバ、スターフルーツ、イチジク		
			バラ科の果樹、柿、インドナツメ、ナツメ		
			柑橘類		
			ツバキ科作物（炭疽病）		
			コーヒー		
	ブドウ	さび病（Rusts）	バラ科の果樹、インドナツメ、ナツメ	さび病（Rusts）	
			ライチ、リュウガン		
			コーヒー		
			イチジク		
	梨	白紋羽病（ <i>Rosellinia necatrix</i> ）	果樹、ツバキ科作物及びその他樹種	白紋羽病（ <i>Rosellinia necatrix</i> ）	
	ブドウ	南根腐病（ <i>Phellinus noxius</i> ）	果樹、ツバキ科作物及びその他樹種	南根腐病（ <i>Phellinus noxius</i> ）	
	柿	灰色かび病（ <i>Botrytis</i> spp.、完全世代：	バラ科の果樹	灰色かび病（ <i>Botrytis</i> spp.、完全世代： <i>Botryotinia</i> spp.）	
			スターフルーツ、ブドウ、		

作物グループ	代表使用範囲		拡大使用可能範囲		注意事項
	代表作物	代表害物（注 1）	作物（注 2）	同グループの害物（注 1）	
		<i>Botryotinia</i> spp.)	ユスラウメ、クワ		
			柑橘類		
			パッションフルーツ、ザクロ		
	マンゴーまたは柑橘類	細菌性病害 (Bacterial diseases)	マンゴー、パパイヤ、パイナップル、バナナ	代表害物と共通の細菌性病害 (Bacterial diseases)	「地上部の細菌性病害」と「地下部の細菌性病害」は別々に試験を行わなければならない。
			バラ科の果樹		
			柑橘類		
			スターフルーツ		
	柑橘類	柑橘線虫 (<i>Tylenchulus semipenetrans</i>)	柑橘類、桃、梨、ブドウ、レンブ、ライチ、パパイヤ、バナナ、パッションフルーツ、パイナップル等の作物	地下部線虫類 根瘤線虫 (<i>Meloidogyne</i> spp.) 萎縮線虫 (<i>Tylenchorhynchus</i> spp.) 鞘様線虫 (<i>Hemicycliophora</i> spp.) オオハリ線虫 (<i>Xiphinema</i> spp.) 根腐線虫 (<i>Pratylenchus</i> spp.) 螺旋線虫 (<i>Helicotylenchus</i> spp.) 柑橘線虫 (<i>Tylenchulus semipenetrans</i>) ニセフクロ線虫 (<i>Rotylenchulus</i> spp.) ワセンチュウ (<i>Criconeoides</i> spp.)	
6. 花卉	花卉或または野菜のいずれ	病害 (Diseases)	花卉	代表害物と共通の病害 (Diseases)	

作物グループ	代表使用範囲		拡大使用可能範囲		注意事項
	代表作物	代表害物（注 1）	作物（注 2）	同グループの害物（注 1）	
	か1種類を選択				
7. 林木	林木または果樹のいずれか1種類を選択	病害（Diseases）	林木	代表害物と共通の病害（Diseases）	

注 1：代表害物と拡大可能害物はいずれも病名に病原菌の学名または通称を加えて表記する。

注 2：各科の作物の種類説明は以下の通り。

イネ科作物は、水稻、トウモロコシ、高粱、アワ、小麦、燕麦、大麦、ハトムギ、マコモ、チカラシバ、サトウキビ等を含む。

アブラナ科作物は、不結球及び結球白菜、キャベツ、カリフラワー、ブロッコリー、カイラン、カラシナ、ナズナ、アブラナ、大根、カブ、わさび等を含む。

ナス科作物は、トマト、パプリカ、ナス、唐辛子、枸杞、ペピーノ、ジャガイモ、タマリロ、煙草等を含む。

キク科作物は、不結球及び半結球レタス、春菊、スイゼンジナ、タカサゴサンシチソウ、ベニバナボロギク、玉レタス、オオヨモギ、ゴボウ、キバナバラモンジン、セリバノセンダングサ等を含む。

マメ科作物は、大豆（大豆、黒豆、枝豆）、エンドウ、インゲンマメ、ササゲ（ジュウロクササゲを含む）、ライマメ、ソラマメ、フジマメ、シカクマメ、落花生、小豆、緑豆、花豆、キマメ、ひよこ豆、ナタマメ、一條根、エノコログサ等を含む。

ウリ科作物は、キュウリ、苦瓜、ヘチマ、カボチャ、ズッキーニ、ハヤトウリ、トウガン、シロウリ、ヒョウタン、マスクメロン、メロン、スイカ等を含む。

ネギ科作物は、ネギ(エゾネギ、エシャロット)、ニラ、ニンニク、玉ネギ(ウェールズオニオン、モエジマシダ、シルバースキンオニオン)、ラッキョウ等を含む。

ドクニンジン科作物は、キンサイ、ニンジン、ウイキョウ、オランダガラシ、山芹、コリアンダー、当帰等を含む。

ヒルガオ科作物：サツマイモ、エンサイ等。

ショウガ科作物：ショウガ、クルクマ・アリスマティフォリア等。

ヒユ科作物：苋菜、紅苋、白苋、野苋、鳥苋、ハリビユ等。

アカザ科作物：ホウレン草、ビート等。

バラ科の果樹は、梨、リンゴ、桃、梅、スモモ、アンズ、びわ、さくらんぼ、櫻マルメロサンザシ等を含む。

柑橘類の作物は、タンカン、ポンカン、マンダリン、マーコット、オレンジ、ネーブル、レモン、ライム、グレープフルーツ、ブータン、柚子、晩白柚、ザボン、キンカン等を含む。

ツバキ科作物は、茶、アブラツバキ、苦茶等を含む。

添付表 2 殺虫剤と殺ダニ剤の薬効試験作物分類表

作物グループ	代表使用範囲		拡大使用可能範囲		注意事項
	代表作物	代表害物	作物 (注 1)	同グループの害物	
1. 水稻	水稻	ニコメイガ (<i>Chilo suppressalis</i>) または コブノメイガ (<i>Cnaphalocrocis medinalis</i>)	イネ科作物	1. メイガ類： イッテンオオメイガ (<i>Scirpophaga incertulas</i>) ニコメイガ (<i>Chilo suppressalis</i>) 2. ヤガ類： イネヨトウ (<i>Sesamia inferens</i>) 3. シロナヨトウ (<i>Spodoptera mauritia</i>) イチモンジセセリ (<i>Parnara guttata</i>) トウヨウイネクキミギワバエ (<i>Hydrellia philippina</i>) フタオビコヤガ (<i>Naranga aenescens</i>) ウスイロコノマチョウ (<i>Melanitis leda</i>)	
	水稻	イネミズゾウムシ (<i>Lissorhoptrus oryzophilus</i>)	水稻	イネゾウムシ (<i>Echinocnemus squameus</i>) イネトゲハムシ (<i>Dicladispa armigera</i>) イネドロオイムシ (<i>Oulema oryzae</i>)	
	水稻	トビイロウンカ (<i>Nilaparvata lugens</i>)	水稻	1. ウンカ類： トビイロウンカ (<i>Nilaparvata lugens</i>) ヒメトビウンカ (<i>Laodelphax striatellus</i>) セジロウンカ (<i>Sogatella furcifera</i>) 2. カメムシ類： イネクロカメムシ (<i>Scotinophara lurida</i>) ミナミアオカメムシ (<i>Nezara viridula</i>) 3. アザミウマ類： イネアザミウマ (<i>Stenchaetothrips biformis</i>) イネクダアザミウマ (<i>Haplothrips</i>	

作物グループ	代表使用範囲		拡大使用可能範囲		注意事項
	代表作物	代表害物	作物（注 1）	同グループの害物	
				<i>aculeatus</i>)	
			マコモ	ホソミドリウンカ (<i>Saccharosydne procerus</i>)	
	水稻	ツマグロヨコバイのいずれか 1 種類を選択 (<i>Nephotettix</i> spp.)	水稻	1. ヒメヨコバイ類： ツマグロヨコバイ (<i>Nephotettix cincticeps</i>) クロスジツマグロヨコバイ (<i>Nephotettix nigropictus</i>) タイワンツマグロヨコバイ (<i>Nephotettix virescens</i>) イナズマヨコバイ (<i>Recilia dorsalis</i>) (<i>Thaia rubiginosa</i>) 2. カメムシ類： イネクロカメムシ (<i>Scotinophara lurida</i>) ミナミアオカメムシ (<i>Nezara viridula</i>) 3. アザミウマ類： イネアザミウマ (<i>Stenchaetothrips biformis</i>) イネクダアザミウマ (<i>Haplothrips aculeatus</i>)	
2. 雑穀	トウモロコシまたは高粱或いは大豆	アブラムシ類のいずれか 1 種類を選択	イネ科作物 大豆	アブラムシ類	
	トウモロコシ	アワノメイガ (<i>Ostrinia furnacalis</i>)	イネ科作物 ショウガ	アワノメイガ (<i>Ostrinia furnacalis</i>) オオタバコガ (<i>Helicoverpa armigera</i>) ドクガ類 (Tussock moths)	

作物グループ	代表使用範囲		拡大使用可能範囲		注意事項
	代表作物	代表害物	作物（注 1）	同グループの害物	
	落花生または大豆	ヤガ類またはドクガ類 (Noctuid moths, Tussock moths)	マメ科作物	1. ヤガ類： ハスモンヨトウ (<i>Spodoptera litura</i>) シロイチモジヨトウ (<i>Spodoptera exigua</i>) オオタバコガ (<i>Helicoverpa armigera</i>) イラクサギンウワバ (<i>Trichoplusia ni</i>) 2. ドクガ類： コシロモンドクガ (<i>Orgyia postica</i>) タイワンキドクガ (<i>Euproctis taiwana</i>) 3. スズメガ類： シタベニセスジスズメ (<i>Hippotion celerio</i>) エビガラスズメ (<i>Agrius convolvuli</i>) 4. メイガ類： マメノメイガ (<i>Maruca vitrata</i>) シロイチモンジマダラメイガ (<i>Etiella zinckenella</i>)	
			イネ科作物		
	大豆	ニセインゲンハモグリバエ (<i>Ophiomyia centrosematis</i>) または ダイズクキモグリバエ (<i>Melanagromyza sojae</i>)	マメ科作物	ハモグリバエ類： ニセインゲンハモグリバエ (<i>Ophiomyia centrosematis</i>) ダイズクキモグリバエ (<i>Melanagromyza sojae</i>)	
	大豆または落花生	ミドリヒメヨコバイ (<i>Edwardsiana flavescens</i>)	マメ科作物	ミドリヒメヨコバイ (<i>Edwardsiana flavescens</i>)	
			オクラ		
	大豆	マメノメイガ (<i>Maruca vitrata</i>)	マメ科作物	マメノメイガ (<i>Maruca vitrata</i>)	
			ゴマ		
3. 野菜	キャベツ	コナガ (<i>Plutella</i>)	アブラナ科作物	1. ヤガ類：	

作物グループ	代表使用範囲		拡大使用可能範囲		注意事項
	代表作物	代表害物	作物（注 1）	同グループの害物	
		<i>xylostella</i>)		ハスモンヨトウ (<i>Spodoptera litura</i>) シロイチモジヨトウ (<i>Spodoptera exigua</i>) オオタバコガ (<i>Helicoverpa armigera</i>) イラクサギンウワバ (<i>Trichoplusia ni</i>) 2. ドクガ類 (Tussock moths)、 3. 食植性テントウムシ (Phytophagous species of ladybird beetles) 4. モンシロチョウ (<i>Artogeia canidia sordida</i>, <i>A. rapae crucivora</i>) ハイマダラノメイガ (<i>Hellulla undalis</i>) ケブカノメイガ (<i>Crocidolomia binotalis</i>)	
	キャベツ	ハスモンヨトウ (<i>Spodoptera litura</i>) またはドクガ類 (Tussock moths)	アブラナ科作物、キク科作物、 葉用サツマイモ、エンサイ、 キンサイ、ホウレン草、ツル ムラサキ、バジリコ、タイワ ンガガブタ、クワレシダ、オ オタニワタリ、苺菜、コリア ンダー、チャンチン等 ネギ科作物 ウリ科作物 マメ科作物 ナス科作物、金針菜、ローゼ ル、オクラ ニンジン、大根、ジャガイモ、 サツマイモ、ゴボウ、アスパ ラガス、山芋、わさび、芋、 ヒシ、ハス、ショウガ	1. ヤガ類： ハスモンヨトウ (<i>Spodoptera litura</i>) シロイチモジヨトウ (<i>Spodoptera exigua</i>) オオタバコガ (<i>Helicoverpa armigera</i>) イラクサギンウワバ (<i>Trichoplusia ni</i>) 2. ドクガ類 (Tussock moths) 3. 食植性テントウムシ及び食植性ハムシ (Phytophagous species of ladybird beetle and leaf beetle) 4. モンシロチョウ (<i>Artogeia canidia sordida</i>, <i>A. rapae crucivora</i>) ハイマダラノメイガ (<i>Hellulla undalis</i>) ケブカノメイガ (<i>Crocidolomia binotalis</i>) サツマイモトリバ (<i>Ochyrotica concursa</i>) タイワンマルバトリバ (<i>Alucita niveodactyla</i>)	

作物グループ	代表使用範囲		拡大使用可能範囲		注意事項
	代表作物	代表害物	作物（注 1）	同グループの害物	
			ゴマ	エビガラスズメ (<i>Agrius convolvuli</i>) シタベニセスジスズメ (<i>Hippotion celerio</i>) (<i>Parapoynx crisonali</i>) (<i>Senoclidea decorus</i>)	
			イチゴ		
			仙草、丹参、当帰、ウコン		
	キャベツまたはカイラン	ハイマダラノメイガ (<i>Hellulla undalis</i>) またはケブカノメイガ (<i>Crocidolomia binotalis</i>)	アブラナ科作物、葉用サツマイモ、クワレシダ、オオタニワタリ	ハイマダラノメイガ (<i>Hellulla undalis</i>) ケブカノメイガ (<i>Crocidolomia binotalis</i>) イネヨトウ (<i>Sesamia inferens</i>) ニコメイガ (<i>Chilo suppressalis</i>) ワタヘリクロノメイガ (<i>Diaphania indica</i>) タケノメイガ (<i>Coclebotys coclesalis</i>) サツマイモノメイガ (<i>Omphisa anastomosalis</i>) ナスノメイガ (<i>Leucinodes orbonalis</i>) コブノメイガ (<i>Cnaphalocrocis medinalis</i>) (<i>Parapoynx crisonali</i>)	
			ウリ科作物		
			ナス		
			竹、マコモ、ヒシ		
			ウコン		
	アブラナ科作物のいずれか1種類を選択	タマナヤガ (<i>Agrotis ipsilon</i> , <i>Agrotis segetum</i>)	アブラナ科作物、キク科作物	コガネムシの幼虫 (<i>Scarabaeidae</i>) ムラサキトビムシ (<i>Hypogastura</i> sp.)	
			ネギ科作物		
			ナス科作物		
			ジャガイモ、ショウガ		
			トウモロコシ、高粱		
			マメ科作物、ゴマ		
			当帰、イチゴ		
	アブラナ科作物のいずれか1種類を選択	キスジノミハムシ (<i>Phyllotreta striolata</i>)	アブラナ科作物、葉用サツマイモ、エンサイ	ダイコンハムシ (<i>Phaedon brassicae</i>) (<i>Lacoptera quadrimaculata bahemani</i>) (<i>Corasposoma dauricum</i>) (<i>Mettriona circumdata</i>)	

作物グループ	代表使用範囲		拡大使用可能範囲		注意事項
	代表作物	代表害物	作物（注 1）	同グループの害物	
			ウリ科作物 アスパラガス、イモ、竹、サツマイモ、ヒシ	アリモドキゾウムシ (<i>Cylas formicarius</i>) ウリハムシ (<i>Aulacophora femoralis</i>) クロウリハムシ (<i>Aulacophora nigripennis</i>) カタボシクビナガハムシ (<i>Crioceris orientalis</i>) サツマイモヒサゴトビハムシ (<i>Chaetocnema confinis</i>) ワタミヒゲナガゾウムシ (<i>Araecerus fasciculatus</i>) (Rhynchophorus longimanus) ジュンサイハムシ (<i>Galerucella nipponensis</i>) カタビロカクチゾウムシ (<i>Blosyrus herthus</i>)。	
3. 野菜	ネギ	シロイチモジヨトウ (<i>Spodoptera exigua</i>)	アブラナ科作物、キク科作物、チャンチン	ヤガ類： シロイチモジヨトウ (<i>Spodoptera exigua</i>) ハスモンヨトウ (<i>Spodoptera litura</i>) オオタバコガ (<i>Helicoverpa armigera</i>)	
			ネギ科作物		
			ナス科作物、金針菜		
			マメ科作物		
			ウリ科作物		
			ニンジン、ジャガイモ、ショウガ、アスパラガス		
			イチゴ		
	トマト	オオタバコガ (<i>Helicoverpa armigera</i>)	アブラナ科作物、キク科作物、チャンチン	ヤガ類： ハスモンヨトウ (<i>Spodoptera litura</i>) シロイチモジヨトウ (<i>Spodoptera exigua</i>) オオタバコガ (<i>Helicoverpa armigera</i>)	
			ナス科作物		
			マメ科作物		
			ウリ科作物		

作物グループ	代表使用範囲		拡大使用可能範囲		注意事項
	代表作物	代表害物	作物（注 1）	同グループの害物	
	薬用サツマイモ	カメムシのいずれか 1 種類を選択	ニンジン、アスパラガス	カメムシ類： クロトビメクラガメ (<i>Halticus tibialis</i>) カモドキカスミカメ (<i>Mecistoscelis scirtetoides</i>) ヒメナガメ (<i>Eurydema pulchrum</i>) ヒゲナガヘリカメムシ (<i>Notobius meleagris</i>) アシビロヘリカメムシ (<i>Leptoglossus gonagra</i>) (<i>Harpedona marginata</i> Distant) (<i>Helopeltis fasciaticollis</i>) ヒメナガカメムシ (<i>Nysius plebejus</i>)	
			ウリ科作物、ゴマ		
			ナス科作物		
			大根、山芋、竹		
	アブラナ科作物のいずれか 1 種類を選択	アブラムシのいずれか 1 種類を選択	アブラナ科作物、キク科作物、薬用サツマイモ、エンサイ、ホウレン草、キンサイ、バジリコ等	アブラムシ類： ワタアブラムシ (<i>Aphis gossypii</i>) モモアカアブラムシ (<i>Myzus persicae</i>) キクヒメヒゲナガアブラムシ (<i>Macrosiphoniella sanborni</i>) (<i>Astegopteryx bambusifoliae</i>) マメアブラムシ (<i>Aphis craccivora</i>) ニンジンアブラムシ (<i>Semiaphis heraclei</i>) ユキヤナギアブラムシ (<i>Aphis spiraecola</i>) タケツノアブラムシ (<i>Pseudoregma bambusicola</i>) タイワンヒゲナガアブラムシ (<i>Dactynotus formosana</i>)	
			ネギ科作物		
			ジャガイモ、ゴボウ、竹、イモ		
			当帰、イチゴ		
	キュウリ	アブラムシのいずれか 1 種類を選択	ウリ科作物		
	マメ科作物のいずれか 1 種類を選択	アブラムシのいずれか 1 種類を選択	マメ科作物		
	ナスまたはトマト或い	アブラムシのいずれか 1 種類を選択	ナス科作物、金針菜、ローゼル、オクラ		

作物グループ	代表使用範囲		拡大使用可能範囲		注意事項
	代表作物	代表害物	作物（注 1）	同グループの害物	
	はパプリカ		胡麻		
	トマトまたはナス	コナジラミ類のいずれか 1 種類を選択	ナス科作物、オクラ	コナジラミ類： シルバーリーフコナジラミ（ <i>Bemisia argentifolii</i> ） スパイラルリングコナジラミ（ <i>Aleurodicus dispersus</i> ） オンシツコナジラミ（ <i>Trialeurodes vaporariorum</i> ） タバココナジラミ（ <i>Bemisia tabaci</i> ）	
			アブラナ科作物、キク科作物、 ホウレン草、葉用サツマイモ、 エンサイ		
			ジャガイモ		
			ゴマ		
	枝豆またはササゲ	コナジラミ類のいずれか 1 種類を選択	マメ科作物		
	キュウリまたはマスクメロン	コナジラミ類のいずれか 1 種類を選択	ウリ科作物		
	ナス、エンドウまたは瓜類のいずれか 1 種類を選択	アザミウマのいずれか 1 種類を選択	ナス科作物、オクラ、金針菜	アザミウマ類： ミナミキイロアザミウマ（ <i>Thrips palmi</i> ） チャノキイロアザミウマ（ <i>Scirtothrips dorsalis</i> ） ネギアザミウマ（ <i>Thrips tabaci</i> Lindeman） バグノール（ <i>Megalurothrips ustitatns</i> ） ヒラズハナアザミウマ（ <i>Frankliniella intonsa</i> ）	
			ウリ科作物		
			ネギ科作物		
			キク科作物		
			マメ科作物		
			ジャガイモ、アスパラガス、 山芋、ハス		
			イチゴ、ゴマ		
	トマトまたはマメ科作物のいずれか 1 種類を選択	ハモグリバエのいずれか 1 種類を選択	ナス科作物、ゴマ	ハモグリバエ類： トマトハモグリバエ（ <i>Liriomyza sativae</i> ） マメハモグリバエ（ <i>Liriomyza trifolii</i> ） ナスハモグリバエ（ <i>Liriomyza bryoniae</i> ） アシグロハモグリバエ（ <i>Liriomyza huidobrensis</i> ）	
			マメ科作物		
			ジャガイモ、大根、ゴボウ、イモ		
	キャベツ、カラシナ、	ハモグリバエのいずれか 1 種類を選択	アブラナ科作物、キク科作物、 ホウレン草、キンサイ、葉用		

作物グループ	代表使用範囲		拡大使用可能範囲		注意事項
	代表作物	代表害物	作物（注 1）	同グループの害物	
	レタスのいずれか1種類を選択		サツマイモ、エンサイ ネギ科作物		
	マスクメロンまたはスイカ	ハモグリバエのいずれか1種類を選択	ウリ科作物		
	ナスまたはイチゴ	ナミハダニ (<i>Tetranychus urticae</i>) またはカンザワハダニ (<i>Tetranychus kanzawai</i>) のいずれか1種類を選択	ナス科作物 キク科作物、エンサイ、莧菜、アカシソ、バジリコ、仙草 ジャガイモ、サツマイモ、キャッサバ、山芋、ハス、イモ イチゴ トウモロコシ 当帰	1. ハダニ類： ナミハダニ (<i>Tetranychus urticae</i>) ニセナミハダニ (<i>Tetranychus cinnabarinus</i>) カンザワハダニ (<i>Tetranychus kanzawai</i>) ミヤラナミハダニ (<i>Tetranychus piercei</i>) イシイナミハダニ (<i>Tetranychus truncatus</i>) 2. ヒメハダニ類： チャノヒメハダニ (<i>Brevipalpus obovatus</i>) 3. サビダニ類： トマトサビダニ (<i>Aculops lycopersici</i>)	
	瓜類のいずれか1種類を選択	ナミハダニ (<i>Tetranychus urticae</i>) またはイシイナミハダニ (<i>Tetranychus truncatus</i>) のいずれか1種類を選択	ウリ科作物		
	マメ科作物のいずれか1種類を選択	ナミハダニ (<i>Tetranychus urticae</i>)、カンザワハダニ (<i>Tetranychus kanzawai</i>) またはニセナミハダニ (<i>Tetranychus</i>	マメ科作物		

作物グループ	代表使用範囲		拡大使用可能範囲		注意事項
	代表作物	代表害物	作物（注 1）	同グループの害物	
		<i>cinnabarinus</i>) のいずれか 1 種類を選択			
	ニンニク、ニラまたはネギ	ネダニ (<i>Rhizoglyphus robini</i>) または (<i>R. setosus</i>) のいずれか 1 種類を選択	ネギ科作物、金針、ユリ科作物 山芋	ネダニ類： ネダニ (<i>Rhizoglyphus robini</i>)、(<i>R. setosus</i>) 及び廣嗜蟻屬等のネダニ。	
	パプリカ、唐辛子、ナスまたはトマトのいずれか 1 種類を選択	チャノホコリダニ (<i>Polyphagotarsonemus latus</i>)	ナス科作物、苦瓜	ノホコリダニ類 (<i>Polyphagotarsonemus latus</i>)	
			マメ科作物		
			ジャガイモ、山芋		
			イチゴ ゴマ		
	ウリ科作物	ウリミバエ (Tephritids)	ウリ科作物 ナス科作物	ウリミバエ (<i>Bactrocera cucurbitae</i>) セグロウリミバエ (<i>Bactrocera tau</i>) ナスミバエ (<i>Bactrocera latifrons</i>)	
4. 果樹	柑橘類	ゴマダラカミキリ (<i>Anoplophora malasiaca</i> , <i>Anoplophora macularia</i>)	梨、桃、びわ、インドナツメ	カミキリムシ類： ゴマダラカミキリ (<i>Anoplophora macularia</i>) クワカミキリ (<i>Apriona rugicollis</i>) チャゴマフカミキリ (<i>Mesosa perplexa</i>)	
			ライチ、パッションフルーツ、コパラミツ		
			ブドウ、スターフルーツ、クワ		
			茶、モクマオウ		
	スターフルーツ	(Cydia notanthus) またはアシブトヒメハマキ (<i>Cryptophlebia ombrodelta</i>)	ブドウ、レンブ、スターフルーツ	1. ハマキガ類： (<i>Cydia notanthus</i>) アシブトヒメハマキ (<i>Cryptophlebia ombrodelta</i>) テングハマキ (<i>Sparganothis pilleriana</i>) マエモンクロヒメハマキ (<i>Statherotis</i>	
			梨、リンゴ、桃、スモモ		
			柑橘類		
			バンレイシ、ライチ、リュウガン		

作物グループ	代表使用範囲		拡大使用可能範囲		注意事項
	代表作物	代表害物	作物（注 1）	同グループの害物	
				<i>leucaspis</i>) <i>(Platyepplus mormopa)</i> 2. ナシヒメシンクイ (<i>Grapholita molesta</i>) <i>(Numonia pirivorella)</i> マダラメイガの一種(<i>Anonaepestis bengalella</i>)	
	ライチ	レイシシロズホソガ (<i>Conopomorpha sinensis</i>)	マンゴー、リュウガン、パッションフルーツ、ライチ 桃、柿 ツバキ科作物 コーヒー、ビンロウ	ナシホソガ (<i>Acrocercops astaurota</i>) カキノヘタムシガ (<i>Kakivoria flavofasciata</i>) ナシヒメシンクイ (<i>Grapholita molesta</i>) レイシシロズホソガ(<i>Conopomorpha sinensis</i>) コーヒーゴマフボクトウ (<i>Zeuzera coffeae</i>) コーヒーノミクイムシ (<i>Hypothenemus hampei</i>) タマバエ類： マンゴーハフクレタマバエ (<i>Procontarinia mangicola</i>) (<i>Litchiomyia chinensis</i>)	
	ブドウ、柿、びわ、インドナツメのいずれか1種類を選択	ハスモンヨトウ (<i>Spodoptera litura</i>)、コシロモンドクガ (<i>Orgyia postica</i>)、タイワンキドクガ (<i>Euproctis taiwana</i>)のいずれか1種類を選択	バラ科の果樹、インドナツメ、ナツメ及び柿 柑橘類 マンゴー、アボカド、パッションフルーツ、ライチ、キウイ、ヤマモモ スターフルーツ、クワ、ブドウ	1. ドクガ科： コシロモンドクガ (<i>Orgyia postica</i>) タイワンキドクガ (<i>Euproctis taiwana</i>) (<i>Dasychira mendosa</i>) マエグロマイマイ (<i>Lymantria xyлина</i>) 2. ハスモンヨトウ (<i>Spodoptera litura</i>) オナシアゲハ (<i>Papilio demoleus libanius</i>) ゴレンシトリバ (<i>Diacrotricha fasciola</i>)	

作物グループ	代表使用範囲		拡大使用可能範囲		注意事項
	代表作物	代表害物	作物（注 1）	同グループの害物	
			ツバキ科作物	ヨモギエダシヤク (<i>Ascotis selenaria cretacea</i>)	
			コーヒー	イラガ (<i>Cnidocampa flavescens</i>)	
	マンゴーまたは桃	ヒメヨコバイ科のいずれか1種類を選択	柑橘類	ヒメヨコバイ科： (<i>Idioscopus niveosparsus</i>) イジオスコプス クリペアリス (<i>Idioscopus clypealis</i>) (<i>Empoasca shinshana</i>) チャノミドリヒメヨコバイ (<i>Jacobiasca formosana</i>) (<i>Quadria pakistanica</i>)	
			ブドウ、レンブ、グアバ		
			マンゴー、桃、インドナツメ、ウメ、スモモ、ナツメ		
			ツバキ科作物		
	梨、柑橘類、グアバまたはインドナツメのいずれか1種類を選択	アブラムシ科のいずれか1種類を選択	バラ科の果樹及びインドナツメ	1. アブラムシ科： ユキヤナギアブラムシ (<i>Aphis citricola</i>) モモアカアブラムシ (<i>Myzus persicae</i>) ワタアブラムシ (<i>Aphis gossypii</i>) ミカンクロアブラムシ (<i>Toxoptera citricidus</i>) コミカンアブラムシ (<i>Toxoptera aurantii</i>) リンゴアブラムシ (<i>Aphis pomi</i>) ハゼアブラムシ (<i>Toxoptera odinae</i>) ナシミドリオオアブラムシ (<i>Nippolachnus piri</i>) モモコフキアブラムシ (<i>Hyalopterus pruni</i>) クロスジコバネアブラムシ (<i>Pentalonia nigronervosa</i>) 2. カメムシ科 キマダラカメムシ (<i>Erthesina fullo</i>) ミナミアオカメムシ (<i>Nezara viridula</i>) ミカントゲカメムシ (<i>Rhynchocoris humeralis</i>)	
			柑橘類		
			マンゴー、バナナ、パパイヤ、バンレイシ、パッションフルーツ、ビンロウ、アビウ、コパラミツ		
			レンブ、グアバ、イチジク		
			ツバキ科作物		

作物グループ	代表使用範囲		拡大使用可能範囲		注意事項
	代表作物	代表害物	作物（注 1）	同グループの害物	
	梨	ヒメカサアブラムシ (<i>Aphanostigma iakusuiense</i>)	リンゴ、桃	ヒメカサアブラムシ(<i>Aphanostigma iakusuiense</i>)	
	柑橘類またはグアバ	コナジラミ科のいずれか1種類を選択	柿 パパイヤ、バンレイシ、 グアバ、クワ、イチジク 柑橘類 ツバキ科作物	コナジラミ科： ミカントゲコナジラミ (<i>Aleurocanthus spiniferus</i>) スパイラルリングコナジラミ (<i>Aleurodicus dispersus</i>) タバココナジラミ (<i>Bemisia tabaci</i>) (<i>Aleurotuberculatus guyavae</i>) ミカンワタコナジラミ (<i>Aleurothrixus floccosus</i>) (<i>Aleurotrachelus rubi</i>)	
4. 果樹	柑橘類	コナカイガラムシ類のいずれか1種類を選択	柑橘類 バラ科の果樹、インドナツメ及び柿 ブドウ、クワ、ヤマモモ	コナカイガラムシ類： パッションフラワー コナカイガラムシ (<i>Planococcus minor</i>) ミカンコナカイガラムシ (<i>Planococcus citri</i>) (<i>Nipaecoccus filamentosus</i>) (<i>Planococcoides chiponensis</i>) ワタコナカイガラムシ (<i>Maconellicoccus hirsutus</i>) パイナップルコナカイガラムシ (<i>Dysmicoccus brevipes</i>) パパイヤコナカイガラムシ (<i>Paracoccus marginatus</i>) ビーズレイコナカイガラムシ (<i>Pseudococcus jackbeardsleyi</i>)	
	バンレイシ、バナナ、パイナップルのいずれか1種類を選択	コナカイガラムシ類のいずれか1種類を選択	マンゴー、バンレイシ、バナナ、パイナップル、アボカド、ドラゴンフルーツ、パッションフルーツ、パパイヤ、アビウ、コパラミツ		
	レンブまたはグアバのいずれか1種類を選択	コナカイガラムシ類任選1種	レンブ、グアバ、スターフルーツ、ヤエヤマアオキ、イチジク、キウイ		
			コーヒー		

作物グループ	代表使用範囲		拡大使用可能範囲		注意事項
	代表作物	代表害物	作物（注 1）	同グループの害物	
	梨またはインドナツメ	マルカイガラムシ類のいずれか1種類を選択	バラ科の果樹、インドナツメ、ナツメ及び柿	1. マルカイガラムシ類： アカホシマルカイガラムシ (<i>Chrysomphalus aonidum</i>) ナシマルカイガラムシ (<i>Quadraspidiotus perniciosus</i>) クワシロカイガラムシ (<i>Pseudaulacaspis pentagona</i>) ヒメクロカイガラムシ (<i>Parlatoria zizyphi</i>) ミカンマルカイガラムシ (<i>Pseudaonidia duplex</i>) ヤシマルカイガラムシ (<i>Aspidiotus destructor</i>) マンゴーシロカイガラムシ (<i>Amlacaspis mangiferae</i>) アカマルカイガラムシ (<i>Aonidiella aurantii</i>) アカマルカイガラモドキ (<i>Aonidiella inornata</i>) ヤシシロマルカイガラムシ (<i>Hemiberlesia lataniae</i>) ミカンカキカイガラムシ 2. カタカイガラムシ類： ハンエンカタカイガラムシ (<i>Saissetia coffeae</i>) ルビーロウカイガラムシ (<i>Ceroplastes rubens</i>) ツノロウムシ (<i>Ceroplastes</i>	
	柑橘類またはマンゴー	マルカイガラムシ類のいずれか1種類を選択	マンゴー、バナナ、パパイヤ、アボカド、ライチ、リュウガン、ヤシ、バンレイシ、キウイ、ビンロウ		
			ブドウ、レンブ、グアバ、スターフルーツ、イチジク、ヤマモモ		
			柑橘類		
			ツバキ科作物		
			コーヒー		

作物グループ	代表使用範囲		拡大使用可能範囲		注意事項
	代表作物	代表害物	作物（注 1）	同グループの害物	
				<i>pseudoceriferus</i>) ミドリカタカイガラムシ (<i>Coccus viridis</i>) (<i>Chloropulvinaria psidii</i>)	
	ライチ	ラックカイガラムシ (<i>Kerria lacca</i>)	マンゴー、バンレイシ、ライチ、リュウガン、愛玉 インドナツメ	ラックカイガラムシ (<i>Kerria lacca</i>)	
	梨	チュウゴクナシキジラミ (<i>Cacopsylla chinensis</i>)	梨	キジラミ類： マンゴーキジラミ (<i>Microceropsylla nigra</i>) (<i>Cacopsylla qianli</i>) (<i>Diaphorina citri</i>) (<i>Paurocephala psylloptera</i>)	
			柑橘類		
			マンゴー、リュウガン		
			クワ		
	レンブまたはグアバ	オオミノガ (<i>Eumeta japonica</i>)	レンブ、グアバ、ヤマモモ	ミノガ類： オオミノガ (<i>Eumeta japonica</i>) チャミノガ (<i>Eumeta minuscula</i>)	
			梨、インドナツメ、柿		
			マンゴー、ビンロウ		
			柑橘類		
			ツバキ科作物		
	マンゴーまたはバンレイシ	アザミウマ科	マンゴー、バンレイシ、バナナ、パパイヤ、アボカド、パッションフルーツ、ドラゴンフルーツ	アザミウマ科： チャノキイロアザミウマ (<i>Scirtothrips dorsalis</i>) ヒラズハナアザミウマ (<i>Frankliniella intonsa</i>) ハナアザミウマ (<i>Thrips hawaiiensis</i>) ネギアザミウマ (<i>Thrips tabaci</i>) リピホロトリプスクルエンタツス (<i>Rhipiphorothrips cruentatus</i>) ミナミキイロアザミウマ (<i>Thrips palmi</i>) ビワハナアザミウマ (<i>Thrips coloratus</i>) アカオビアザミウマ (<i>Selenothrips</i>	
			柑橘類		
	ブドウまたはレンブ	アザミウマ科	ブドウ、レンブ、グアバ、スターフルーツ		
			バラ科の果樹、柿、インドナツメ及びナツメ		
			ツバキ科作物		

作物グループ	代表使用範囲		拡大使用可能範囲		注意事項
	代表作物	代表害物	作物（注 1）	同グループの害物	
				<i>rubrocinctus</i>) クロトンアザミウマ (<i>Heliothrips haemorrhoidalis</i>)	
梨またはパイヤ或いはインドナツメのいずれか1種類を選択	ナミハダニ (<i>Tetranychus urticae</i>) またはカンザワハダニ (<i>Tetranychus kanzawai</i>) 或いはニセナミハダニ (<i>Tetranychus cinnabarinus</i>) のいずれか1種類を選択		バラ科の果樹及びインドナツメ	1. ハダニ類： カンザワハダニ (<i>Tetranychus kanzawai</i>) イシノナミハダニ (<i>Tetranychus truncatus</i>) ナミハダニ (<i>Tetranychus urticae</i>) ミヤラナミハダニ (<i>Tetranychus piercei</i>) ニセナミハダニ (<i>Tetranychus cinnabarinus</i>) ミカンハダニ (<i>Panonychus citri</i>) ルイスハダニ (<i>Eotetranychus lewisi</i>) レイシハダニ (<i>Oligonychus litchi</i>) 2. ヒメハダニ類： ミナミヒメハダニ (<i>Brevipalpus phoenicis</i>) チャノヒメハダニ (<i>Brevipalpus obovatus</i>) オンシツヒメハダニ (<i>Brevipalpus californicus</i>)	
			柑橘類		
			マンゴー、バンレイシ、バナナ、ライチ、リュウガン、アボカド		
			パパイヤ、ブドウ、レンブ、グアバ、スターフルーツ、パッションフルーツ		
			ツバキ科作物		
ライチ		(<i>Eriophyes litchi</i>)	リュウガン	(<i>Eriophyes litchi</i>)	

作物グループ	代表使用範囲		拡大使用可能範囲		注意事項
	代表作物	代表害物	作物（注 1）	同グループの害物	
	柑橘類のいずれか1種類を選択	ミカンサビダニ (<i>Phyllocoptruta oleivora</i>)	ブドウ、クワ、カキバチシャノキ、グアバ	チャノサビダニ (<i>Calacarus carinatus</i>) (<i>Acaphylla steinwedeni</i>) (<i>Eriophyes cordiae</i>) (<i>Eriophyes tjyingi</i>)	
			ツバキ科作物		
			クコ		
	果樹	ミバエ類 (Tephritid)	果樹	ミバエ類 (Tephritid)	
5. 特用作物	茶	ハマキガ類またはミノガ類のいずれか1種類を選択	ツバキ科作物	1. ハマキガ類 : チャハマキ (<i>Homona magnanima</i>) チャノコカクモンハマキ (<i>Adoxophyes sp.</i>) ミナミツマジロヒメハマキ (<i>Cydia leucostoma</i>) 2. ミノガ類 : オオミノガ (<i>Eumeta japonica</i>) (<i>Eumeta oolona</i>) (<i>Acanthopsyche (Eumetisa) taiwana</i>) 等。 3. ドクガ科 : タイワンキドクガ (<i>Euproctis taiwana</i>) コシロモンドクガ (<i>Orgyia postica</i>) 4. ヒトリガ類 (Artiidae) 5. シャクガ類 (<i>Biston marginata</i> , <i>Ascotis selenaria</i>) 6. ハスモンヨトウ (<i>Spodoptera litura</i>) フタテンカギバモドキ (<i>Andraca bipunctata</i>)、 (<i>Thosea sinensis</i>) アオイラガ (<i>Latoia consocia</i>) (<i>Narosoideus vulpinus</i>)	
	茶	葉部アザミウマ科	果樹	葉部アザミウマ類 :	

作物グループ	代表使用範囲		拡大使用可能範囲		注意事項
	代表作物	代表害物	作物（注 1）	同グループの害物	
				チャノキイロアザミウマ (<i>Scirtothrips dorsalis</i>) リピホロトリプスクルエンタツ (<i>Rhipiphorothrips cruentatus</i>)	
	茶	マンゴーハダニ (<i>Oligonychus coffeae</i>) またはカンザワハダニ (<i>Tetranychus kanzawai</i>) のいずれか 1 種類を選択	ツバキ科作物	1. ハダニ類： カンザワハダニ (<i>Tetranychus kanzawai</i>) チャノヒメハダニ (<i>Brevipalpus obovatus</i>) マンゴーハダニ (<i>Oligonychus coffeae</i>) 2. フシダニ類： チャノサビダニ (<i>Calacarus carinatus</i>) (<i>Acaphylla steinwedeni</i>) 3. チャノホコリダニ (<i>Polyphagotarsonemus latus</i>)	
			コーヒー		
	サトウキビ	メイガ科のいずれか 1 種類を選択	サトウキビ	メイガ科： カンシャシンクイハマキ (<i>Tetramoera schistaceana</i>) スジメイガ (<i>Proceras venosatus</i>) イネヨトウ (<i>Sesamia inferens</i>) ツマキオオメイガ (<i>Scirpophaga novella</i>) ナイトウツトガ (<i>Chilotraea infuscatella</i>)	
6. 花卉	花卉または野菜のいずれか 1 種類を選択	害虫または害ダニ	花卉	代表害物と共通の害虫または害ダニ	
7. 林木	林木または果樹のいずれか 1 種類	害虫または害ダニ	林木	代表害物と共通の害虫または害ダニ	

作物グループ	代表使用範囲		拡大使用可能範囲		注意事項
	代表作物	代表害物	作物（注 1）	同グループの害物	
	を選択				

注 1：各科の作物の種類は添付の表 1 の注 2 を参照。

添付表 3 除草剤の薬効試験作物分類表

作物グループ	代表作物	拡大使用可能範囲	注意事項
1. 水稻	水稻	ハトムギ（水田移植栽培）、マコモ、ミズイモ	広葉雑草に対し選択性防除効果を持つ薬剤は、ミズイモ畑での使用に適していない。
2. 雑穀	落花生または大豆	大豆、落花生、小豆、緑豆	使用時期及び方法の決定は、小豆が落花生よりも薬剤に敏感であることを考慮しなければならない。
	トウモロコシまたは高粱	高粱、トウモロコシ、ハトムギ（畑直播栽培）、小麦	
3. 野菜	サツマイモ	ジャガイモ、旱芋	
	キャベツ	結球白菜、カリフラワー、スイゼンジナ	
	ニンニクまたはネギ	ネギ、ニンニク等のネギ科作物、金針菜、百合	
	マスクメロンまたはスイカ	スイカ、マスクメロン、メロン、トウガン、カボチャ	
	キュウリ	苦瓜、ヘチマ、ヒョウタン等の棚栽培のウリ科野菜	
	エンドウ	インゲンマメ、フジマメ、ライマメ等の棚栽培のマメ科野菜	エンドウはインゲンマメに比べて薬剤に敏感。
	トマトまたはパプリカ	パプリカ、トマト、ナス、唐辛子等のナス科野菜	
	不結球白菜	エンサイ、ホウレン草、レタス、春菊等の直播野菜	
4. 果樹	柑橘類、インドナツメ	インドナツメ、柑橘類、マンゴー、スターフルーツ、レンブ、グアバ、バンレイシ、ライチ、リュウガン、ビワ、ナツメ	1. 土壌の毒性残留効果が1栽培季(約4ヶ月)未満でのみ適用される発芽後非選択性薬剤。
	梨、ブドウ	ブドウ、梨、柿、梅、リンゴ、桃、スモモ	2. 敏感作物の薬害を引き起こさないよう注意し、また、生態の保護と育成に配慮する。

添付表 4 農薬残留量試験作物分類表

番号	作物群組	代表作物	拡大使用可能範囲	
			作物名（カッコ内は農産品名）	
1	米類	水稻	米類	水稻、旱稻等
2	麦穀類	トウモロコシ、高粱、小麦のいずれか1種類を選択	麦穀類	トウモロコシ、高粱、アワ、小麦、燕麦、オオムギ、ハトムギ、ライ麦、ライ小麦、クスクス、トウジンビエ、キビ、非洲蘆粟、カナリーシード、マコモの種、オオニワホコリの種、蕎麦、キヌア、アマランサスの種等
3	豆類	大豆または落花生	豆類	大豆(大豆、黒豆)、落花生(ピーナッツ)、小豆、緑豆、花豆、キマメ、ササゲ、乾燥ソラマメ、ムクナ豆、アブラナ(菜種)、カラシナ(カラシナの種)、アブラツバキ(アブラツバキの種)、亜麻(亜麻仁)、ゴマ、ベニバナ(ベニバナの種)、ヒマワリ(ヒマワリの種)、ハス(ハスの実)、綿花(綿花の種)等
			モヤシ類	大豆モヤシ、アルファルファスプラウト、緑豆モヤシ、小豆モヤシ、エンドウスプラウト、ピーナッツモヤシ等
4	結球性葉菜類	結球白菜、キャベツ、カリフラワー、ブロッコリー、玉レタスのいずれか1種類を選択	結球性葉菜類	結球白菜、キャベツ(注意 1)、カリフラワー、ブロッコリー、結球カラシナ、大心芥菜、ルタバガ、カラシナ、玉レタス、アーティチョーク等
			根菜類	大根(注 2)、コールラビ、わさび、ルタバガ、山防風、ブラックサルシファイ、ゴボウ等
5	非結球性葉菜類	カイラン、レタス、春菊、ホウレン草、エンサイ、キンサイ、葉用サツマイモ、パクチョイ、チンゲン菜、ネギ、ニ	非結球性葉菜類	カイラン、カラシナ、ナズナ、アブラナ、不結球白菜(注 4)、キャベツの苗、葉用大根、苦芥菜、ケール、クレソン、不結球及び半結球レタス(注 5)、春菊、スイゼンジン、タカサゴサンシチソウ、ベニバナボロギク、レモンマリーゴールド、ヒイラギギク、オオヨモギ、コセンダングサ、オオハルシャギク、ハマグルマ、カッコウアザミ、ニトベギク、キンバイザサ、ツボクサ、アシタバ、フェンネル、キンサイ、コショウソウ、ヤマゼリ、コリアンダー、トウワタ、キャッサバの葉、エゾウ

		ニンニク、ニラのいずれか1種類を選択 (注3)		コギ、イモ(タロイモ葉)、蔘薺、カモジグサ、レモングラス、チカラシバ、アロエ、葉用エンドウ、カラスザンショウ、キンマ、イヌホオズキ、クコ(クコの葉)、インドバジリコ、ウツボグサ、メハジキ、ハッカ、バジリコ、アカシソ、仙草、ハゼラン、スベリヒユ、ノヂシャ、エンサイ、サツマイモ(葉用サツマイモ)、ケイソウ、莧菜、シノクラッスラインディカ、ツルナ、キバナオモダカ、チャンチン、ツルムラサキ、アカザカズラ、エビヅル、ハヤトウリ(龍鬚菜)、アカウキクサ、タイワンガガブタ、苧麻、クワレシダ、モロヘイヤ、セキドウサクラソウ、ホウレン草、ビート、葉用ビート、金線連、オオタニワタリ等
				ネギ(注6)、ニンニク、ニラ(ニラ、キニラ、花ニラ)、ラッキョウ等(注7)
			根菜類	大根、コールラビ、わさび、ルタバガ、山防風、ブラックサルシファイ、ゴボウ、キャッサバ、イモ、サツマイモ、当帰、ニンジン、パースニップ、ビート等
				玉ネギ(注8)、ニンニク、エシャロット、ラッキョウ、金針菜(金針菜の若い茎葉)等
			豆科野菜類	エンドウ等
			豆類	アブラナ(アブラナ籽)、カラシナ(カラシナ子)等
6	果菜類	トマト、パプリカ、ナスのいずれか1種類を選択	モヤシ類	カイランスプラウト、ブロッコリースプラウト、カイワレダイコン等
			果菜類	トマト、パプリカ、ナス、唐辛子、クコ、ソラナム コアグランス、ペピーノ、ホオズキ、タマリロ、百合、金針菜、トウモロコシ(ベビーコーン)、ハス(ハスの花、ハスの実)、ローゼル、オクラ、シュクシャ、ハマナス、蘭、月下美人、ジャスミン等
			根菜類	ジャガイモ等
7	瓜類	キュウリ、苦瓜、マスクメロン、メロ	茶類	百合、ハス(ハスの花、ハスの幼芽)、ハマナス、ジャスミン
			瓜類	キュウリ、苦瓜、ヘチマ、ヒョウタン、トウガン、カボチャ、ズッキーニ、ハヤトウリ、シロウリ、マスクメロン(ペルシアメロンを含む)、メロン、スイカ等

		ン、スイカのいずれか1種類を選択(注9)		
8	豆科野菜類	大豆、エンドウ、インゲンマメ、ササゲのいずれか1種類を選択	豆科野菜類	大豆(枝豆)、エンドウ、インゲンマメ、ライマメ、ササゲ(ササゲ、ジュウロクササゲ)、ソラマメ、フジマメ、シカクマメ、花豆、ヒヨコマメ、グラスピー、キマメ、刀豆等
			根菜類	エノコログサ(エノコログサの根)、ヒロハヤブマメ(ヒロハヤブマメの根、一條根)、黄耆、クズイモ等
			豆類	大豆(大豆、黒豆)等
			モヤシ類	大豆モヤシ、ルファルフアスプラウト、緑豆モヤシ、小豆モヤシ、エンドウスプラウト、ピーナッツモヤシ、カイワレダイコン、小麦モヤシ、蕎麦モヤシ等
9	根菜類	ニンジン、大根、ジャガイモ、玉ネギ、アスパラガス、サツマイモのいずれか1種類を選択	根菜類	大根、コールラビ、わさび、ルタバガ、玉ネギ、ニンニク、エシャロット、ラッキョウ、キャッサバ、ジャノヒゲ、アスパラガス、イモ、山芋、ヒメタケノコ、マコモ(マコモダケ)、竹(タケノコ)、百合(百合の球根)、金針菜(金針菜の若い茎葉)、エノコログサ(エノコログサの根)、ヒロハヤブマメ(ヒロハヤブマメの根、一條根)、黄耆、クズイモ、ダンドク(食用ダンドク)、ジャガイモ、丹参、トウジン、サツマイモ、シログワイ、山防風、ブラックサルシファイ、ゴボウ、ハス(レンコン)、クワイ、ショウガ、ウコン、刺蜜薯、当帰、ニンジン、ビート(ビートの根)、ヒシ等
10	キノコ類	同グループ作物の種類のいずれか1種類を選択	キノコ類	シイタケ、キクラゲ、エノキ、白キクラゲ、フクロタケ、マッシュルーム、タモギタケ、アワビタケ、エリンギ、ヒラタケ、ヤマブシタケ、ヤナギマツタケ、雪菇、アガリクス、霊芝等
11	柑橘類	タンカン、ポンカン、マンダリン、マーコット、オレン	柑橘類	柑橘(注10)、レモン(注11)、グレープフルーツ、柚子(注12)等

		ジ、ネーブル、レモンのいずれか1種類を選択		
12	ナシ状果類	梨、リンゴ、インドナツメ、柿のいずれか1種類を選択	ナシ状果類	梨、リンゴ、桃(注13)、梅(青梅、白梅、春梅)、スモモ、アンズ、サクラランボ(注14)、ビワ、サンザシ、マルメロ、インドナツメ、ナツメ(紅棗、黒棗)、柿等
13	その他皮が食べられない果物	マンゴー、バナナ、パパイヤ、バンレイシ、ライチ等のいずれか1種類を選択	その他皮が食べられない果物	スターアップル、アビウ、サポジラ、カニステル、ドリアン、ドラゴンフルーツ、ザクロ、パッションフルーツ、タマリンド、モモタマナ、バナナ、愛玉、パンノキ、コパラミツ、ジャックフルーツ、ビンロウ、ココナツ、パパイヤ、バンレイシ(バンレイシ、アテモヤ)、ライチ、リュウガン、ランブータン、マンゴー、パイナップル、アボカド、マンゴスチン、キウイ等
			ナシ状果類	桃(注13)、梅(青梅、白梅、春梅)、スモモ、アンズ、サクラランボ(注14)、ビワ、サンザシ、マルメロ等
			その他皮が食べられる果物	オリーブ、ヤマモモ等
14	その他皮が食べられる果物	イチゴ、ブドウ、レンブ、グアバ、スターフルーツのいずれか1種類を選択(注15)	その他皮が食べられる果物	ミラクルフルーツ、ニワトコの実、オリーブ、ヤマモモ、ブルーベリー、ビルベリー、クランベリー、アセロラ、クリソバラヌス、グアバ、ジャボチカバ、レンブ、ケイヌビワ、クワ(クワの実)、イチジク、ヤエヤマアオキ、ナツメヤシ、カキバチ、シャノキ、ブドウ、カジャフルーツ、スターフルーツ、ハマベブドウ、カシス、セイヨウスグリ、イチゴ、エゾヘビイチゴ、ローズヒップ、キイチゴ、オオバナカリッサ等
			茶類	グアバ(グアバ葉)、クワ(クワの葉)
15	茶類	茶、ハッカ、仙草(注16)		茶(茶葉)、八角茴香、板藍根、わさび、ドクダミ、エゾウコギ、セキショウ、モクセイ、ジャスミン、地黄、レモングラス、イエルバ・マテ、ユリ(ユリの花)、黄精、ニクズク、頭花香苦草、黄耆、エビスグサ(ケツメイシ)、タマリンド、カンゾウ、

				オオバコ、寛筋藤、ヘンルーダ、オオバゲッキツ、コマツヨイグサ、黒白胡椒、ソラヌム・インカヌム、ヨウシュチョウセンアサガオ、パチョリ、ケイガイ、マツバボタン、オウゴン、丹参、ヒソップ、レモンバーム、サルビア、ハッカ、マジョラム、ローズマリー、タイム、ラベンダー、仙草、オレガノ、グアバ(グアバ葉)、ケイヌビワ果、ホップ、クワ(クワの葉)、キキョウ、トウジン、フタバムグラ、クルマバソウ、ハシカグサモドキ、タマツヅラ、カリカルパ・ボディニエリ、アオイゴケ、オシロイバナ、ムラサキ、キク(注17)、セリバノセンダングサ、ヨモギ、ステビア、カタバミ、アマチャヅル、ゴンドラ蕨、月桂樹(ローリエ)、カシア、ハス(ハスの花、ハスの胚芽)、サジオモダカ、ローゼル、タカサゴイチビ、ムラサキオモト、白鶴霊芝、ヨウシュンシャ、カルダモン、草果、ハマナス(ハマナスの花)、ツボクサ、高氏柴胡、スイートシスリー、パセリ、チャービル、キンサイ(甜芹、キンサイの種)、セリ、ウイキョウ、球茎ウイキョウ、当帰、圓葉当帰、イノンド(イノンドの種)、金線連、トウワタ等
16	サトウキビ	サトウキビ		サトウキビ等
17	ナッツ類	栗、アーモンド	ナッツ類	松の実、マカデミア・ナッツ、山胡桃、クルミ、栗、ピスタチオ、カシューナッツ、銀杏、ヘーゼルナッツ、杏(杏仁)等
18	コーヒー	コーヒー		コーヒー、ココア、コーラ等

注1：「キャベツは」キャベツ、メキャベツ、コールラビ、捲曲甘藍を含む

注2：「大根」は大根、黒大根を含む

注3：非ネギ科の非結球性葉菜類の主要作物まで拡大し、2回以上の非ネギ科の非結球性葉菜類の代表作物試験を提供しなければならない

注4：「不結球白菜」はパクチョイ、チンゲン菜、広島菜、日本アブラナを含む

注5：「不結球及び半結球レタス」は、葉レタス、本島レタス、ロメイン、福山レタス、ロメインレタス、チコリ、彩葉萵苣

注6：「ネギ」はネギ、麦葱、エシャロット、エゾネギを含む

注7：ネギ科の非結球性葉菜類主要作物まで拡大し、少なくとも1回ネギ科の非結球性葉菜類の代表作物試験を適用しなければならない

注8：「玉ネギ」は玉ネギ、ウェールズオニオン、モエジマシダ、シルバースキンオニオンを含む

注9：マスクメロン、スイカ、メロン、苦瓜を代表作物とする場合、使用の拡大はキュウリの開花前までに限られる

注10：「柑橘」はタンカン、ポンカン、マンダリン、マーコット、オレンジ、バレンシア、ネーブル、ミカン、ビターオレンジ、ブラッドオレンジ、ダイダイ、葉橙、タンジェロ、キンカン、金柑

注11：「レモン」はレモン、シークワーサー、ライム

注12：「柚子」は柚子、ブンタン、晩白柚、ザボンを含む

注13：「モモ」はモモ、ネクタリン、フラットピーチを含む

注14：「サクランボ」は深山桜、酸果オウトウ、甘果オウトウ、ピタンガ

注15：レンブ、グアバ、スターフルーツを代表作物とする場合、使用の拡大はイチゴ及びブドウの開花前までに限られる

注16：ハッカ、仙草を代表作物とする場合、拡大は香辛植物及びその他草本植物に限られる

注17：「キク」はムラサキバレンギク、イエギク、キンセンカを含む

(参考5)

台湾の輸入食品の水際検査の実施基準

1. 改善計画の提出

- (1) 1回目の検査で業者には違反があったことを通知。
- (2) 同じ業者の違反の場合、6ヶ月以内に2回の違反で改善計画の提出。
- (3) 同じ産地・貨物コードの場合、6ヶ月以内に3回の違反で改善計画の提出。

2. 検査方法

(1) 検査率

一般検査(2～10%)→強化検査(20～50%)→全量検査(100%)

※ 検査率の決め方: リスクの程度、昨年の検査結果を踏まえて食薬署が判断。

(2) 検査強化の基準

- ① 同じ業者の同産地・同貨物コードの違反の場合、1回目で強化検査、2回目で全量検査。

(例):

一般検査→(不合格1回)→強化検査→(不合格1回)→全量検査

↓

合格

※ 各段階で1回の強化検査でいったん合格となった場合でも、その後1回の不合格があれば前回は強化検査のステータスであったので、全量検査に移行。

- ② 異なる業者の同産地・同貨物コードの違反の場合、食薬署がリスク評価して個別に判断。

(3) 検査率の減少の条件

- ① 5回の検査が全て合格、かつ検査された貨物量が前回違反時の貨物量の3倍に達していれば、検査強化は一段階下がる(全量検査→強化検査又は強化検査→一般検査)。

- ② 5回の検査で検査された貨物量が前回違反時の貨物量の3倍量に達しない場合は、さらに検査を行い3倍量に達した時点で検査率の減少が可能。

(4) 再検査及び費用負担

- ① 再検査は1回に限って可能であり、再検査を要求する場合は不合格通知を受領した日から15日以内に、当該検査機関へ申請が必要。
- ② 同一業者に対する全量検査は業者負担。国単位で全量検査を行う場合は台湾当局負担。

(参考6)

2015 年行政院農業委員會「農政與農情」第 278 卷（原文のママ訳出）

世界で輝く台湾の逸品ーマンゴー

壹.前文

マンゴーの原産地はインド地区で、農復会（農業委員会の前身）により、1954 年にアメリカからアーウィンマンゴー等の 5 つの品種が導入されました。研究と順化を経て、また、農家をサポートし、授粉昆虫の飼育、果実の不良問題の克服と果実袋によるミカンコミバエの防除後、台南、屏東、高雄等で栽培面積と生産量が次第に増加。その間、面積と生産量の過剰な拡大により価格が下落したことから、農政機関がマーケティングと輸出を推進しました。2004 年にマンゴーが輸出旗艦商品に加えられ、輸出サプライチェーンを重点的に支援。輸出ニーズにより、産地の価格が次第に上昇しました。しかし、2006 年に日本で残留農薬の新制度が実施され、マンゴーの輸出が一時ストップし、農委会は当時マンゴーの安全管理システムを制定。業者と供給果樹園の農家の契約供給をサポートし、登録とトレース管理を行いました。綿密な安全管理措置により、2010 年についに日本が命令検査の解除に同意し、ここから台湾アーウィンマンゴーの日本市場への輸出が徐々に回復しました。

台湾アーウィンマンゴーは、赤く艶やかな美しい色で、果肉は香り高く濃厚、口当たりはきめ細かで歯ごたえがあり、他国の輸出品種と比較して見た目も口当たりも一線を画しています。日本のヤフーが以前行った各国のマンゴーへの好感度調査では、76%の日

本の消費者が台湾アーウィンマンゴーの品質が最も優れていると回答。国際競争力を維持するため、農委会もまた引き続き海外でマーケティングイベントを行い、各国の消費者に台湾マンゴーを推薦し、海外からの注文獲得に努めています。近年、台北の永康街からマンゴーカキ氷が登場し、アメリカの有線テレビニュースネットワークの CNN と旅行雑誌「TRAVEL+LEISURE」による、世界で最も素晴らしいスイーツの一つに選ばれたことで、海外の観光客が台湾で必ず食べに訪れるべきグルメとなっています。様々な特色あふれるカキ氷店がその勢いに乗って、次々と海外に進出しており、日本、韓国、香港、さらには同じマンゴーの産地である中国にも台湾マンゴーの足跡を見ることができます。多様な発展により、台湾マンゴーが別の姿で世界の舞台において活躍しています。

貳.マンゴー産業及び輸出概況

FAO（2012）の統計データによると、世界のマンゴーの作付面積は約 517 万ヘクタールで、年間生産量は 4,214 万トン、主要生産国はインド（230 万トン）、中国（46 万トン）、タイ（32 万トン）、インドネシア（23 万トン）、フィリピン（19 万トン）です。台湾マンゴーの作付面積は約 1 万 5 千ヘクタールで、年間生産量は 15 万 3 千トン、生産額は約 76 億元（表 1）、主要産地は台南、屏東、高雄等で、品種は主にアーウィン、キンコウ、キーツ、ヘイデン等の改良品種、さらに、在来種（土マンゴー）に分かれています。屏東地区の最盛期は 5 月下旬から 6 月下旬で、台南地区は 6 月下旬から 7 月末です。輸出市場では、日本と韓国は検疫が必要なため、現在ではアーウィンとヘイデンのみがこの 2 ヶ国に輸出できる品

種となっています。主な輸出期間は 5 月から 7 月で、中国、香港、シンガポール等のその他の国は、品種の制限が無い場合、キンコウ、キーツ、アーウィン等のその他の品種の輸出期間を 5 月から 9 月まで延ばすことができます。2014 年の台湾マンゴアの輸出量は 6,438 トンで、2015 年 1 月から 6 月の輸出量は 3,607 トンと、2014 年の同期と比較して 107% 成長しており、主要輸出地域はそれぞれ中国、香港、韓国、日本、シンガポールとなっています。中でも、中国への輸出量は年々増加しており、現在わが国の最大輸出国となっています。日本市場は宮崎、沖縄といった温室マンゴアの生産量の増加、また、日本円の下落による消費力の低下等の要因により、わが国の輸出量は年々下降傾向にあります。さらに韓国は、国民の所得増加により、フレッシュフルーツの需要が増加し、台湾の業者が市場を移し、成長傾向にあります（添付写真 1）。価格面では、近 5 年の日本の輸出単価は 1 キロ当たり 6.7-8.4 米ドル、韓国は 4.7-6.2 米ドル、中国は 1.3-2.1 米ドル、香港は 0.66-1.14 米ドルで、日韓が高単価の代表的な市場であることがわかります。市場の開拓は台湾のイメージと国内価格の向上にもつながります。中国、香港等の地域は数量を拡張し、多様な品種による供給期間の延長が可能な市場に属します。また、香港の輸入果物の一部がさらに中国に渡っており、これは、中国の輸入果物に対する需要が膨大であることを示しています。リスクを減らし、積極的にその他の市場を拡大することが必要です。

表一 近 10 年の台湾マンゴーの生産販売概況

年度	作付面積 (ha)	生産量 (t)	輸出量 (t)	生産額 (億元)	台北の市場 卸値 (アーウィン) (元/kg)	産地価格 (アーウィン) (元/kg)
2005	18,394	149,996	915	60.6	50.8	70.0
2006	18,200	191,332	2,703	64.0	38.7	62.3
2007	18,375	215,292	4,838	67.9	38.2	51.8
2008	18,090	176,716	3,307	66.3	49.4	61.8
2009	17,130	140,290	4,539	50.6	40.1	59.2
2010	16,796	135,293	4,699	50.3	43.8	71.2
2011	16,695	169,380	4,382	64.8	50.3	69.5
2012	16,356	167,247	2,357	70.2	61.1	79.8
2013	16,508	215,168	6,266	91.9	49.4	57.0
2014	15,068	152,932	6,438	76.2	56.1	66.9

資料元：農業統計年報

添付写真 1 近 5 年の台湾マンゴーの輸出状況（資料元：農業統計
データ検索システム）

参.政府の輸出開拓支援措置

マンゴーは元々外来果樹に属し、農政機関の研究と支援、さらに農家の懸命な栽培管理を経て、台湾でたくましく成長し、重要な輸出品目となりました。国内相場を安定させ、海外市場を拡大するという目標を達成するため、農政機関が近年採用している主要支援措置と成果についてそれぞれ以下のように述べています。

（一）輸出供給果樹園の登録制度：

輸出業者と供給果樹園農家の提携基本合意書の締結を支援し、輸出供給果樹園の計画生産を設定して登録管理を実施。グループ生産区の設立をサポートし、経営規模を拡大して生産コストを下げ、また、集貨包装場を支援し、混載運輸包装設備を改善。輸出品質と数量が安定し、2015年に26社の輸出業者、690軒の農家、面積667ヘクタールが登録されました。近年、優良品の産地買い上げ価格は生産量と生産期によって異なるものの、平均で85-130円/キログラムを維持しており、国内相場が安定し、産地価格は52-71円/キログラムの間を維持しています。

（二）安全管理システムの構築：

安全管理措置を制定し、全ての輸出マンゴー果樹園にバーコードを与えてトレース管理を実施。収穫前に残留農薬検査を行い、基準に一致したものを収穫するだけでなく、さらに、蒸熟場での抽出検査を強化し、合格したもののみを日本へ輸出することに同意。2014年のわが国の日本への輸出果物の蒸熟場検査合格率は99%に達しました。

（三）教育トレーニングの強化：

農業試験所、薬物毒物試験所、各地区の改良場及び大学の専門家を集めて技術サービスチームを設立。農作業の時期に農家をサポートして栽培管理技術と安全な投薬を向上させています。また、日本の農薬基準の変動について理解するため、業者と農家は毎年安

全投薬教育講習への参加が義務付けられます。こうして始めて日本への輸出販売の取り扱いに同意します。

（四）エテホンの使用禁止の意思疎通及び品質基準の確立：

農家の早期収穫を目的とした「エテホン」の使用が引き起こす、果実の表面は赤いのにもかかわらず、内側は甘くないという状況を回避すべく、農家とエテホンの非使用の意思疎通を行い、どのマンゴーも木の上で赤く完熟に実ったものであることを強調し、これを台湾産の特色として、消費者の信頼を獲得しています。また同時に、糖度（可溶性固形物）12度の品質基準を定め、日本へ輸出する果実を蒸熱場で抽出検査し、この基準に達したもののみを輸出しており、日本側からの好評を得ています。その他、国内でも農家団体の品質基準関連表示の宣伝を奨励し、国産フルーツの良質なイメージを確立して、国民の国産フルーツ消費のロイヤリティを高めています。

（五）施設管理による病虫害の防除を推進：

果樹園への自動噴霧設備の架設によるチャノキイロアザミウマの防除を推進。また同時に、投薬と水分補充を行い、害虫密度を抑え、労働力と農薬のコストを減らし、農薬の薬剤使用者への被害も減らしています。さらに、マンゴーを防風ネットや網室の補助項目に入れ、施設管理を支援。株を強風から守り、果実の黒斑病の発生頻度やミカンコミバエの被害を減らせるだけでなく、農薬使用量も半減させることができ、果実の外観と品質も改善され、さらには果実袋の資本も節減することができます。

（六）現地のマーケティングを強化：

台湾マンゴーは濃厚な香りとしっかりとした食感で大変美味しく、木の上で完熟したアーウィンマンゴーの口当りは最高です。しかし、輸出品は早めに収穫しなければならず、さらに、日本、韓国、オーストラリア向けの輸出には 46.5℃、30 分の蒸熱検疫処理が必要で、着荷した際の品質と風味に大きく影響します。海外の観光客とバイヤーの注目を集め、現地を訪れて木の上で赤く実ったマンゴーを味わってもらったうえで、輸出注文を増やすため、2013 年から台湾マンゴーフェスティバルのイベントを開催しています。今年（2015）はさらに規模を拡大し、台北市、屏東県、台南市、高雄市が連携して、一連のマーケティングイベントを開催しました。最も早い 5 月中旬に屏東のマンゴーの生産期がスタートし、6 月～7 月の台南の生産期まで、台北のカキ氷店と産地のまちが手を取り合って、マンゴーの生産期の間中イベントを開催。農業、観光旅行、サービス業の成長を促しています。

（七）多様な商品の研究開発：

マンゴーは濃厚な風味で、カットフルーツ、ドライフルーツ、スムージー等、様々な加工品を生産することができます。そこで、メーカーと農家の提携システムを構築するため、加工業者とサプライヤーとの果実納品契約をサポートし、長期的な供給関係を形成しています。台湾のマンゴーカキ氷は、永康街から海外へとブームが広がり、すでに多くのマンゴーカキ氷業者が日本、韓国、香港、中国で出店しています。これらは台湾産のマンゴーを原料として使用

していることを掲げており、国内の加工産業を牽引し、二級品の在庫を効果的に消化しつつ、付加価値を創出しています。

（八）海外マーケティングの強化、販路の開拓：

農委会は、2004 年から国際マーケティング計画を推進しており、海外の展覧会に積極的に参加し、世界のバイヤーに各品種のマンゴーをプレゼンテーションすることで、台湾が世界の重要なマンゴー生産国であるというイメージを形成しています。また、輸出業者の各国のスーパーでの宣伝活動をサポートし、消費者に台湾マンゴーは「安全、健康、良質」という認識を深めてもらい、購買率を高めています。さらに、国際物流配送システムにより、新形態の販路を構築し、「台湾で発注、海外で商品受取」のサービスを発展させ、各国の消費者が台湾マンゴーをより購入しやすくしています。



台湾マンゴーは濃厚な風味で、カットフルーツ、ドライフルーツ、スムージー等、様々な加工品の生産も可能です



2015 年の台湾マンゴーフェスティバルー台南国際マンゴーフェスティバル



検疫の合格を経てバンニングされ、韓国への出荷を待つマンゴー

肆.今後の発展方向

台湾のマンゴー輸出量は近年継続的な成長を見せていますが、世界の消費市場と環境は常に変動しています。消費習性の変化、気

候の変遷、世界の農業の発展傾向に対応すべく、今後の輸出推進において施政支援するポイントは以下の通りです。

（一）残留農薬の３段階自主管理制度の構築：

中国と韓国等の市場が勃興し、各国が次第に食品の安全を重視しています。わが国ではすでに日本への輸出マンゴーに対し、安全管理システムを構築しており、また、他の市場を拡大するため、今後農家、集荷機関、輸出業者による自主管理を誘導し、輸出果実の残留農薬の３段階管理システムを構築します。第１段階は収穫前の自主検査、第２段階は集荷包装場でのチェックで、農薬検査に合格したもののみが包装され、また、集荷場で自主抽出検査が行われ、包装箱にトレース管理のタグが貼られます。第３段階では、政府による集荷包装場と輸出検疫時の抽出検査が行われ、国内の規定に違反した場合、処罰され、販売禁止の規制を受けます。

（二）収穫後の処理及び品種の選抜育種の強化：

マンゴーは熱帯の果樹で、収穫後の鮮度維持が難しく、現在の輸出主力品種であるアーウィンマンゴーは炭疽病に罹りやすく、キンコウやキーツは果肉が劣化しやすい状況であるため、今後最も収穫に適した成熟度と収穫方法を把握しなければなりません。また、温湯、追熟、貯蔵と輸送技術の研究といった収穫後の処理作業や設備を改善し、損失を減らして貯蔵と輸送力を高める必要があります。その他、貯蔵と輸送の耐久、強力な病気への抵抗力、早熟または晩熟品種の研究開発も必要であり、気候の変化が品質と生産量に与える影響を減らし、供給期間を延ばして市場を拡大しなければなりません。

（三）現代化輸出集荷包装場の構築：

食の安全性問題により、各国は残留農薬の問題にとどまらず、農産品の生産販売における貯蔵と輸送の過程をますます重視するようになっていきます。一部の国では、輸入果物に対し、国際認証を取得した集荷包装場で包装を行うよう要求しており、かつ登録と審査を必要としています。各国の規則に合わせ、また、集荷包装場を輸出マンゴーの品質と安全をコントロールするポイントとするため、政府はすでに、業者の資金源の取得の支援、職員のトレーニングカリキュラムの実施、出入り動線と標準作業プロセスの計画サポート、混載輸送及び防虫ネットまたはエアカーテン等の隔離施設（設備）の設置といった輸出集荷場の措置の奨励と支援を研究、制定しています。収穫後の全工程で外と隔離された環境の下で等級分け、および包装を行うよう要求し、ミカンコミバエ、その他の病虫害或いは汚染物の交差感染を防止し、各国の包装場の工程と衛生要求に適応させます。

（四）世界の農薬及び検疫カウンセリングの実施、新興市場の開発：

各目標国と残留農薬基準の協議を継続的に行い、目標国に基準があればその国の基準に準拠し、基準が無い場合は台湾の基準を採用したうえで、農家の根拠とします。また、検疫機関と各国のカウンセリング、話し合いにより、検疫方法を研究開発し、貿易の障害を取り除き、海外市場を拡大します。

伍.結び

台湾のマンゴー輸出が今日の成果を収めることができたのは、優良品種の導入、育種、推進、栽培管理、収穫後の処理、検疫カウンセリング、安全と品質の管理、コントロール、海外マーケティングから世界における事務交渉等の政策計画及び制度の確立まで、産業全体の発展を牽引してきた数多くの先人の方々の努力があったからに他なりません。輸出供給果樹園の制度もまた、その他の農産品の輸出推進の模範となっています。台湾マンゴーの輸出量は年間生産量のわずか 4.3% に止まり、輸出量において非常に大きな力を有していることが明らかです。今後は、テクノロジー研究開発を導入して、安定供給技術を確立し、さらに現代化集荷包装場を設置予定です。また、トレース管理制度の構築を通じ、健康、高品質の果物を生産し、国内外の市場に供給します。さらに、中国、韓国、日本以外の市場を積極的に開拓し、新たな販路を切り開くことで、リスクを低減させなければなりません。「台湾ブランド」を世界に PR し、台湾マンゴーの「安全、健康、良質」という素晴らしいイメージを築くことで、輸出を推進し、国内の産業の永続的な発展を牽引することが期待されます。

台湾内の果実販売価格

(参考 7)

日付	都市	店舗	産地(国)	産地(県)	品名	品種	個数	価格(台湾元)
2015/8/4	台北市	スーパー(緑SOGO)	日本	山梨	モモ	白鳳	1箱(13個)	2,980
2015/8/4	台北市	スーパー(緑SOGO)	日本	静岡	メロン	クラウンメロン	1個	1,880
2015/8/4	台北市	スーパー(緑SOGO)	日本	佐賀	ミカン		10個	1,260
2015/8/4	台北市	スーパー(緑SOGO)	日本	山梨	モモ		15個	4,688
2015/8/4	台北市	スーパー(緑SOGO)	日本	山梨	モモ		2個	558~888
2015/8/4	台北市	スーパー(緑SOGO)	日本		ブドウ	デラウェア	13房	2160
2015/8/4	台北市	スーパー(緑SOGO)	日本		リンゴ	ふじ	2個	218~258
2015/8/4	台北市	スーパー(緑SOGO)	台湾		モモ		6個	558
2015/8/4	台北市	スーパー(緑SOGO)	チリ		リンゴ	ふじ	2個	118
2015/8/4	台北市	スーパー(白SOGO)	日本	山梨	モモ		2個	629
2015/8/4	台北市	スーパー(白SOGO)	日本	和歌山	モモ		13個	2,980
2015/8/4	台北市	スーパー(白SOGO)	日本	青森	リンゴ	むつ	6個	1,150
2015/8/4	台北市	スーパー(白SOGO)	日本	山梨	モモ		8個	2,850
2015/8/4	台北市	スーパー(白SOGO)	日本	岡山	ブドウ	シャインマスカット	1房	2,500
2015/8/4	台北市	スーパー(白SOGO)	日本	岡山	ブドウ	ピオーネ	1房	1,150
2015/8/4	台北市	スーパー(白SOGO)	台湾		モモ		6個	950
2015/8/4	台北市	スーパー(白SOGO)	台湾		ナシ		2個	249
2015/8/4	台北市	スーパー(白SOGO)	米国		モモ		2個	339
2015/8/4	台北市	スーパー(白SOGO)	NZ		リンゴ	有機リンゴ	4個	258
2015/9/25	台北市	スーパー(緑SOGO)	日本	静岡	マスクメロン		1個	1,980
2015/9/25	台北市	スーパー(緑SOGO)	日本	佐賀	柑橘	温室ミカン	1箱(12個)	1,260
2015/9/25	台北市	スーパー(緑SOGO)	日本	岡山	ブドウ	ピオーネ	1房	1,280
2015/9/25	台北市	スーパー(緑SOGO)	日本	岡山	ブドウ	シャインマスカット	2房	2,488
2015/9/25	台北市	スーパー(緑SOGO)	日本	鳥取	ナシ	二十世紀梨	2個	488
2015/9/25	台北市	スーパー(緑SOGO)	日本	青森	リンゴ		2個	248
2015/9/25	台北市	スーパー(緑SOGO)	日本	鳥取	ナシ	二十世紀梨	1箱(12個)	2,788
2015/9/25	台北市	スーパー(緑SOGO)	台湾		ブドウ	巨峰	2房	238
2015/9/25	台北市	スーパー(緑SOGO)	韓国		ナシ		1箱(8個)	1,148
2015/9/25	台北市	百貨店(微風広場)	日本	大分	ナシ		1箱(6個)	2,250
2015/9/25	台北市	百貨店(微風広場)	日本	大分	ナシ		1箱(8個)	2,250
2015/9/25	台北市	百貨店(微風広場)	日本	静岡	メロン		1個	1,800
2015/9/25	台北市	百貨店(微風広場)	日本	青森	リンゴ	金星	1箱(8個)	1,000
2015/9/25	台北市	百貨店(微風広場)	日本	広島	レモン		2個	140
2015/9/25	台北市	百貨店(微風広場)	日本	岡山	ブドウ	シャインマスカット	1房	1,000
2015/9/25	台北市	百貨店(微風広場)	日本	佐賀	柑橘	ミカン	5個	250
2015/9/25	台北市	百貨店(微風広場)	日本	山梨	ブドウ	シャインマスカット	1房	1,700
2015/9/25	台北市	百貨店(微風広場)	米国		レモン		2個	80
2015/12/14	台中市	果菜市场仲卸	日本	青森	リンゴ	サンふじ	1箱(36個)	1,900
2015/12/14	台中市	果菜市场仲卸	日本	岡山	ブドウ	シャインマスカット	1房	600
2015/12/14	台中市	果菜市场仲卸	日本	岡山	ブドウ	シャインマスカット	2房	1,400~1,600
2015/12/14	台中市	果菜市场仲卸	日本	岡山	ブドウ	シャインマスカット	4房	3,500
2015/12/14	台中市	果菜市场仲卸	日本	青森	リンゴ	世界一	1箱(12個)	1,700
2015/12/14	台中市	果菜市场仲卸	日本	青森	リンゴ	金星	1箱(24個~)	2,200~2,700
2015/12/14	台中市	果菜市场仲卸	日本	香川	キウイ		8個	1,100
2015/12/14	台中市	果菜市场仲卸	日本	青森	リンゴ	蜜名月	1箱(40個)	1,900
2015/12/14	台中市	スーパー(裕毛屋)	日本	長野	リンゴ	黄金の林檎	1箱(28個)	3,400
2015/12/14	台中市	スーパー(裕毛屋)	日本	長野	リンゴ	黄金の林檎	2個	285
2015/12/14	台中市	スーパー(裕毛屋)	日本	長野	リンゴ	ふじ	2個	285
2015/12/14	台中市	スーパー(裕毛屋)	日本	山梨	ナシ	ラ・フランス	2個	380
2015/12/14	台中市	スーパー(裕毛屋)	日本	香川	キウイ		2個	419
2015/12/14	台中市	スーパー(裕毛屋)	日本	長野	リンゴ	太陽ふじ	2個	220
2015/12/14	台中市	スーパー(裕毛屋)	日本	長野	リンゴ	黄金の林檎	2個	275
2015/12/14	台中市	スーパー(裕毛屋)	日本	長野	リンゴ	黄金の林檎	1箱(26個)	3,500
2015/12/14	台中市	スーパー(裕毛屋)	日本	愛媛	柿	太天柿	1個	800
2015/12/14	台中市	スーパー(裕毛屋)	日本	三重	柑橘	ミカン	5個	399
2015/12/16	台北市	百貨店(微風広場)	日本	福岡	イチゴ	あまおう	1パック(9個)	700
2015/12/16	台北市	百貨店(微風広場)	日本	静岡	メロン	温室メロン	1個	1,800
2015/12/16	台北市	百貨店(微風広場)	日本	奈良	イチゴ	ことか	1パック(9個)	650
2015/12/16	台北市	百貨店(微風広場)	日本	奈良	イチゴ	パールホワイト	2パック(20個)	3,380
2015/12/16	台北市	百貨店(微風広場)	日本	熊本	イチゴ	ひのしずく	1パック(12個)	650
2015/12/16	台北市	百貨店(微風広場)	日本	青森	リンゴ	むつ	1個	200
2015/12/16	台北市	百貨店(微風広場)	日本	青森	リンゴ	こみつ	2個	600
2015/12/16	台北市	百貨店(微風広場)	日本	山形	リンゴ	黄金の林檎	2個	180
2015/12/16	台北市	百貨店(微風広場)	日本	青森	リンゴ	名月	2個	220
2015/12/16	台北市	百貨店(微風広場)	日本	大分	柑橘	デコボン	1パック(2個)	1,900
2015/12/16	台北市	百貨店(微風広場)	日本	福岡	柑橘	ミカン	5個	250
2015/12/16	台北市	百貨店(微風広場)	日本	愛媛	柑橘	ミカン	1箱(24個)	1,250
2015/12/16	台北市	百貨店(微風広場)	日本	鹿児島	柑橘	金柑	1パック(14個)	370
2015/12/16	台北市	百貨店(微風広場)	日本	石川	柿	干柿	1パック(25個)	1,900
2015/12/16	台北市	百貨店(微風広場)	台湾	台中梨山	リンゴ	蜜入りリンゴ	2個	260
2015/12/16	台北市	百貨店(微風広場)	台湾		メロン		1個	291
2015/12/16	台北市	百貨店(微風広場)	南アフリカ		リンゴ		小さい5個	175
2016/1/22	台北市	百貨店(101 JASON)	日本	青森	リンゴ	世界一	1箱(6個)	1,980
2016/1/22	台北市	百貨店(101 JASON)	日本	青森	リンゴ	サンふじ	1箱(8個)	1,299
2016/1/22	台北市	百貨店(101 JASON)	日本	鳥取	ナシ	あたご梨	1箱(2個)	1,688
2016/1/22	台北市	百貨店(101 JASON)	日本	大分	ナシ	日田梨	1箱(6個)	1,899
2016/1/22	台北市	百貨店(101 JASON)	日本	福岡	イチゴ	あまおう	2パック(12個*2)	1,298
2016/1/22	台北市	百貨店(101 JASON)	日本	愛媛	柑橘	温州ミカン	1パック(5個)	99
2016/1/22	台北市	百貨店(101 JASON)	日本	静岡	メロン	クラウンメロン	1箱	2,199
2016/1/22	台北市	百貨店(101 JASON)	台湾		メロン	日本品種メロン	1箱	899
2016/1/22	台北市	百貨店(101 JASON)	米国		ナシ	西洋梨	1個	29
2016/1/22	台北市	百貨店(101 JASON)	韓国		ナシ		1箱(8個)	899
2016/1/22	台北市	スーパー(緑SOGO)	日本	青森	リンゴ	金星	1個	118

日付	都市	店舗	産地(国)	産地(県)	品名	品種	個数	価格(台湾元)
2016/1/22	台北市	スーパー(緑SOGO)	日本	青森	リンゴ	世界一	1箱(6個)	1,650
2016/1/22	台北市	スーパー(緑SOGO)	日本	鳥取	ナシ	あたご梨	1箱(6個)	2,150
2016/1/22	台北市	スーパー(緑SOGO)	日本	大分	ナシ	日田梨	1箱(5個)	1,980
2016/1/22	台北市	スーパー(緑SOGO)	日本	山形	リンゴ	むつ	2個	298
2016/1/22	台北市	スーパー(緑SOGO)	日本	山形	リンゴ	蜜入りリンゴ	2個	298
2016/1/22	台北市	スーパー(緑SOGO)	日本	福岡	イチゴ	あまおう	1パック(7個)	648
2016/1/22	台北市	スーパー(緑SOGO)	日本	鹿児島	柑橘	金柑	1箱	2,150
2016/1/22	台北市	スーパー(緑SOGO)	日本	愛媛	柑橘	ミカン	1箱(15個)	1,590
2016/1/22	台北市	スーパー(緑SOGO)	日本	島根	柿	干柿	650g	1,380
2016/1/22	台北市	スーパー(緑SOGO)	台湾		ナシ	高山梨(雪梨)	1箱(8個)	1,080
2016/1/22	台北市	スーパー(緑SOGO)	台湾		ナシ	総統梨	1箱(7個)	1,500
2016/2/1	宜蘭市	果菜市场仲卸	日本	青森	リンゴ	世界一、サンふじ		
2016/2/1	宜蘭市	ハイパーマーケット(カルフル)	日本	愛媛	柑橘	温州ミカン	1Kg	350
2016/2/1	宜蘭市	ハイパーマーケット(カルフル)	日本	青森	リンゴ	世界一	1個	99
2016/2/1	宜蘭市	ハイパーマーケット(カルフル)	日本	青森	リンゴ	王林	1個	75
2016/2/1	宜蘭市	ハイパーマーケット(カルフル)	日本	青森	リンゴ	蜜入りリンゴ	1個	69
2016/2/1	宜蘭市	ハイパーマーケット(カルフル)	日本	青森	リンゴ	世界一	1箱(12個)	1,850
2016/2/1	宜蘭市	ハイパーマーケット(カルフル)	日本	青森	リンゴ	蜜入りふじ	1箱(16個)	999
2016/2/1	宜蘭市	ハイパーマーケット(カルフル)	台湾		柑橘	桶柑	600g	39
2016/2/1	宜蘭市	ハイパーマーケット(カルフル)	台湾		ブドウ	巨峰	600g	69
2016/2/1	宜蘭市	ハイパーマーケット(カルフル)	台湾		ナシ	高接梨	1箱(8個)	799
2016/2/1	宜蘭市	ハイパーマーケット(カルフル)	米国		リンゴ	ふじ	1個	43
2016/2/1	宜蘭市	ハイパーマーケット(カルフル)	米国		リンゴ	ふじ	1箱(12個)	888
2016/2/1	宜蘭市	ハイパーマーケット(カルフル)	韓国		ナシ	新高梨	1箱(5Kg)	699
2016/2/1	宜蘭市	ハイパーマーケット(カルフル)	チリ		チェリー		5Kg	1,588
2016/2/1	宜蘭市	ハイパーマーケット(カルフル)	NZ		チェリー		2Kg	1,588
2016/2/1	宜蘭市	ハイパーマーケット(カルフル)	フランス		リンゴ	ガラ(Gala)	1個	13
2016/2/1	宜蘭市	スーパー(喜互惠)	日本	青森	リンゴ	蜜入りふじ	3個	168
2016/2/1	宜蘭市	スーパー(喜互惠)	日本	青森	リンゴ	蜜入りふじ	1個	59
2016/2/1	宜蘭市	スーパー(喜互惠)	日本	青森	リンゴ	世界一	1個	99
2016/2/1	宜蘭市	スーパー(喜互惠)	日本	青森	リンゴ	金星	1個	99
2016/2/1	宜蘭市	スーパー(喜互惠)	米国		リンゴ	ふじ	5個	99
2016/2/1	宜蘭市	スーパー(喜互惠)	米国		リンゴ	ガラ(Gala)	9個	99
2016/2/4	高雄市	果菜市场仲卸	日本	青森	リンゴ	金星	1箱(28個)	2,500
2016/2/4	高雄市	果菜市场仲卸	日本	青森	リンゴ	大紅栄	1箱(26個)	2,400
2016/2/4	高雄市	果菜市场仲卸	日本	青森	リンゴ	サンふじ	1箱(16個)	1,000
2016/2/4	高雄市	果菜市场仲卸	日本	鳥取	ナシ	あたご梨	1箱(5個)	1,700
2016/2/4	高雄市	果菜市场仲卸	日本	香川	イチゴ	女峰	2パック(8個*2)	900
2016/2/4	高雄市	果菜市场仲卸	日本	長野	柿	市田柿		
2016/2/4	高雄市	果菜市场仲卸	日本	富山	柿	干柿	1箱(9個)	900
2016/2/4	高雄市	果菜市场仲卸	日本	青森	リンゴ	シナノスイート		
2016/2/4	高雄市	果菜市场仲卸	日本	香川	柑橘	ミカン	1箱(15個)	1,000
2016/2/4	高雄市	果菜市场仲卸	日本	青森	リンゴ	サンふじ	1箱(50個)	1,600
2016/2/4	高雄市	果菜市场仲卸	日本	青森	リンゴ	紅胭脂	1箱(28個)	2,000
2016/2/4	高雄市	果菜市场仲卸	米国		リンゴ	大きいピカピカ	1箱(56個)	2,400
2016/2/4	高雄市	果菜市场仲卸	オーストラリア		チェリー		2Kg	1,500
2016/2/4	高雄市	百貨店(漢神 JASON)	日本	青森	リンゴ	王林	1個	109
2016/2/4	高雄市	百貨店(漢神 JASON)	日本	青森	リンゴ	世界一	1個	269
2016/2/4	高雄市	百貨店(漢神 JASON)	日本	青森	リンゴ	金星	1個	169
2016/2/4	高雄市	百貨店(漢神 JASON)	日本	青森	リンゴ	蜜入りふじ	1個	119
2016/2/4	高雄市	百貨店(漢神 JASON)	日本	鹿児島	柑橘	金柑	1袋(15個)	339
2016/2/4	高雄市	百貨店(漢神 JASON)	日本	愛媛	柑橘	ミカン	5個	109
2016/2/4	高雄市	百貨店(漢神 JASON)	日本	石川	柿	干柿	1箱(25個)	2,799
2016/2/4	高雄市	百貨店(漢神 JASON)	日本	大分	柑橘	福祿柑	1箱(11個)	4,699
2016/2/4	高雄市	百貨店(漢神 JASON)	日本			さくらんぼりんご	12個	111
2016/2/4	高雄市	百貨店(漢神 JASON)	台湾		ブドウ		6房	1,200
2016/2/4	高雄市	百貨店(漢神 JASON)	台湾		ナシ		1箱(6個)	1,399
2016/2/4	高雄市	百貨店(漢神 JASON)	韓国		ナシ		1箱(8個)	899
2016/2/4	高雄市	百貨店(漢神 JASON)	韓国		リンゴ	ふじ	1個	89
2016/2/4	高雄市	百貨店(漢神 JASON)	米国		リンゴ		1個	29
2016/2/4	高雄市	百貨店(漢神 JASON)	米国		リンゴ	有機リンゴ	5個	180
2016/2/4	高雄市	百貨店(漢神 JASON)	カナダ		リンゴ	有機リンゴ	4個	249
2016/2/4	高雄市	百貨店(大立)	日本	青森	リンゴ	ふじ	1箱(28個)	3,450
2016/2/4	高雄市	百貨店(大立)	日本	青森	リンゴ	王林	1箱(28個)	2,520
2016/2/4	高雄市	百貨店(大立)	日本	青森	リンゴ	大紅栄	1箱(24個)	3,825
2016/2/4	高雄市	百貨店(大立)	日本	青森	リンゴ	世界一	1箱(11個)	2,399
2016/2/4	高雄市	百貨店(大立)	日本	大分	ナシ	日田梨	1箱(6個)	1,750
2016/2/4	高雄市	百貨店(大立)	日本	熊本	イチゴ	ひのしずく	2パック(9個*2)	899
2016/2/4	高雄市	百貨店(大立)	日本	長野	柿	市田柿	1箱(20個)	2,650
2016/2/4	高雄市	百貨店(大立)	日本	佐賀	柑橘	ミカン	1箱(16個)	1,150
2016/2/4	高雄市	百貨店(大立)	日本	大分	ナシ	日田梨	1個	365
2016/2/4	高雄市	百貨店(大立)	日本	青森	リンゴ	大紅栄	1個	99
2016/2/4	高雄市	百貨店(大立)	日本	青森	リンゴ	王林	1個	70
2016/2/4	高雄市	百貨店(大立)	日本	青森	リンゴ	杜芝	1個	175
2016/2/4	高雄市	百貨店(大立)	日本	青森	リンゴ	世界一	1個	235
2016/2/4	高雄市	百貨店(大立)	日本	青森	リンゴ	ふじ	6個	570
2016/2/4	高雄市	百貨店(大立)	日本	青森	リンゴ	王林	6個	450
2016/2/4	高雄市	百貨店(大立)	日本	山形	リンゴ		1個	95
2016/2/4	高雄市	百貨店(大立)	日本		ブドウ	シャインマスカット	1房	1,100
2016/2/4	高雄市	百貨店(大立)	台湾		ナシ	雪梨	1個	165
2016/2/4	高雄市	百貨店(大立)	韓国		ナシ	新高梨	1個	130
2016/2/4	高雄市	百貨店(大立)	オーストラリア		チェリー		2Kg	2,150
2016/2/4	高雄市	スーパー(大楽)	日本	青森	リンゴ	蜜入りリンゴ	3個	165
2016/2/4	高雄市	スーパー(大楽)	台湾		ナシ	雪梨	2個	119
2016/2/4	高雄市	スーパー(大楽)	台湾		ナシ	総統梨	1箱(6個)	999
2016/2/4	高雄市	スーパー(大楽)	米国		リンゴ	ふじ(小)	6個	139

日付	都市	店舗	産地(国)	産地(県)	品名	品種	個数	価格(台湾元)
2016/2/4	高雄市	スーパー(大楽)	米国		リンゴ	ふじ(大)	5個	209
2016/2/4	高雄市	スーパー(大楽)	米国		リンゴ	有機リンゴ	2個	149
2016/2/4	高雄市	スーパー(大楽)	韓国		ナシ	新高梨	1箱(7個)	888

海外果樹農業情報 刊行物一覧

No	調査報告書名	発行年月
75	台湾における果樹産業事情調査報告書	03. 8
76	中国福建省におけるカンキツ類の生産・流通事情調査報告書	03. 11
77	海外果樹関係データ集 2003 年版	03. 12
78	ポーランド共和国におけるリンゴ及びリンゴ果汁の生産・流通事情調査報告書	04. 3
79	西欧のくだもの消費事情調査報告書	04. 6
80	中国山東省におけるオウトウの生産・流通事情調査報告書	04. 7
81	米国における果実消費動向及び生食用果実流通実態調査報告書	04. 8
82	欧米のくだもの消費事情調査報告書	04. 9
83	オーストラリアにおけるリンゴ及びオウトウの生産・流通事情調査報告書	05. 3
84	中国におけるリンゴの生産・流通事情調査報告書	05. 6
85	タイにおける果実の流通・販売の実態に関する調査報告書	05. 6
86	日米におけるフードガイドの新たな動きについて（くだもの編）	05. 7
87	インドネシアにおける熱帯果実の生産・流通事情調査報告書	06. 1
88	海外の果実生産・貿易状況 2006 年版	06. 4
89	台湾における果実の生産・流通・消費事情等に関する調査報告書	06. 6
90	スペインにおけるカンキツ類の生産・流通事情調査報告書	06. 10
91	ベトナム・韓国・インドネシア・台湾における果実の生産・流通事情調査報告書（補遺版）	06. 10
92	チリにおける落葉果実等の生産・流通事情調査報告書	07. 2
93	台湾における果実の輸入関連制度に係る調査報告書（付 果実の生産・流通状況）	07. 5
94	アラブ首長国連邦・インド・タイにおける果実の生産・流通・消費事情調査報告書	07. 7
95	ニュージーランドにおける果実の生産・流通・消費事情等調査報告書	08. 3
96	台湾における日本産果実の流通・消費実態調査報告書	08. 6
97	韓国における主要果実の生産及び輸出入等に関する実態調査報告書	08. 7
98	ドイツ・オランダにおける果実・果実加工品の生産・流通状況調査報告書	09. 2
99	台湾における日本産果実の生産・流通・消費実態調査報告書	09. 6
100	世界の主要果実の生産・貿易概況 2009 年版	09. 11
101	中国におけるポンカンの生産・流通実態調査報告書－福建省及び浙江省を中心として－	09. 11
102	米国におけるリンゴの加工品等実態調査報告書	10. 2
103	ロシアにおける日本産果実の販売可能性及び同国の果樹農業・政策基礎調査報告書	10. 7
104	米国連邦行政組織による果実消費拡大に向けた取組みに係る調査報告書	10. 8
105	台湾における日本産果実の流通・消費実態調査報告書	10. 8

106	グローバリゼーション下の米国の果汁産業及び新たな生産流通システム実態調査報告書	10. 8
107	インドにおける日本産果実の販売可能性及びインド産ブドウの対日輸出可能性調査報告書	10. 10
108	カナダの果樹農業・政策実態調査報告書	11. 3
109	米国カリフォルニア州におけるオウトウの生産・流通事情調査報告書	11. 6
110	台湾における果実の生産・流通・消費等実態調査報告書	11. 6
111	中東における日本産果実の販売可能性調査	11. 8
112	ブラジルにおけるオレンジ及びオレンジ果汁を中心とした生産・流通事情調査報告書	11. 9
113	中国の主要都市における日本産果実の販売可能性及び中国のオウトウ産地調査報告書	11. 10
114	世界の主要果実の生産・貿易概況 2012 年版	12. 3
115	台湾における日本産果実の流通状況等実態調査報告書	12. 6
116	中国におけるブドウの生産・流通・消費調査報告書	12. 10
117	韓国の対米国 FTA 締結による韓国果樹産業への影響等調査報告書	12. 11
118	台湾における東日本大震災後の日本産果実等流通状況実態調査報告書	13. 3
119	中国におけるモモの生産・流通・消費調査報告書	13. 3
120	世界の主要果実の生産概況 2013 年版	13. 10
121	台湾における日本産果実の流通状況及び輸入に関連する規制等に係る調査報告書	14. 3
122	世界の主要果実の貿易概況 2013 年版	14. 3
123	世界の主要果実の生産概況 2014 年版	14. 10
124	世界の主要果実の生産概況 2015 年版	15. 3
125	台湾における日本産果実の流通状況及び輸入促進に向けた諸課題に係る調査	15. 3
126	ニュージーランドの果樹農業及び香港の日本食品・果実事情調査報告書	15.8
127	海外の果樹産業ニュース 2015 年度版	16.3

